

学位請求論文

日本中世のムラと惣村

仏教文化専攻

工藤 祥子

日本中世のムラと惣村 目次

序 章	日本中世村落史研究の軌跡と課題	1
はじめに		1
第一節	日本中世村落共同体の研究史	1
第二節	課題と本論文の構成	5
第一章	「惣」と「惣村」―村落における「惣」の論理―	9
はじめに		9
第一節	村落における「惣」の出現	10
第二節	今堀郷の「惣」について	15
第三節	「惣」概念の拡大	19
おわりに		22
第二章	「惣村」成立以前の菅浦と領主竹生島	27
はじめに		27
第一節	菅浦荘について	28
第二節	竹生島と熊谷氏	34
第三節	建武訴訟における竹生島雜掌訴状の意味	39
おわりに		42

補論	鎌倉から南北朝における日吉神人と延暦寺衆徒	47
第三章	中世淡路国の郷と村―「ムラの戸籍簿」から―	68
はじめに		68
第一節	「淡路国の郷村表」からみる特徴	68
第二節	十三世紀の村―「淡路国大田文」を素材として	73
おわりに		77
第四章	中世淡路国の伊勢道者の存在形態からみる在地社会	83
はじめに		83
第一節	伊勢御師と道者の分布について	84
第二節	道者の特徴―在地寺社・個人名を含む地域―	89
第三節	道者の特徴―地域名のみ地域―	94
おわりに		94
補論	天正十三年「淡路国指出帳」からみる在地社会	100
結章		103

序章 日本中世村落史研究の軌跡と課題

はじめに

かつて、ムラは生業・経済・政治・信仰などのさまざまな関係によって結ばれ、多くの人びとが生きる上で欠かせない基礎的な生活共同体・地域コミュニティであった。その枠組みに帰属し連帯することで、その時代ごとの社会を生きてきた。しかし、グローバル化や地理的・社会的な流動性の高まりなどにより、生活の脱領域性や利害の多様化などが生じ、その結果、共同体的なものから個人的なものが生活の中核となり、個人と社会の間にあつたムラをはじめとする中間団体としての地域コミュニティは衰退し、地域社会の空洞化や個人の社会的孤立が増加する「無縁社会」とよばれる時代となった。個人主義が浸透する社会の中で人びとは生身の個として社会に対峙する不安定な世界におかれることとなった。近年、そのような社会的問題に対し、自由安全と求め、自由と帰属・連帯の両立を可能にするコミュニティや共同体が期待されるなど、コミュニティや共同体をめぐる研究が注目されている。本論文は、このような社会的状況を背景に、現在急激に死滅しつつあるムラ・ムラ社会の歴史の意味を問うものである。

第一節 日本中世村落共同体の研究史

1 階層構造論

日本中世村落共同体の研究は、七十年代以前において、中世村落を

村落共同体と見なしうるか否かという問いから始まり、百姓の自治的・政治的共同体としての歴史的品格を村落の主導的階層である土豪・地侍といった中間層の評価を軸に、領主支配の末端組織としての封建的村落共同体として捉えるか、或いは農民の抵抗組織として捉えるかという階層構造論からの村落分析が進められていった。⁽¹⁾前者の性格は、莊園制や領主制との関連から、後者は一揆などの農民闘争論との関連から進められ、両者は元より相反した視角から始まっていたが、後者の議論の中核であつた惣村においてもその村落生活における村落上層の特権的地位といった内部の階層差などを村落内部の階層矛盾と捉えることによって、中世の自治的な村落共同体である惣村の限界性が叫ばれることとなった。⁽²⁾このように、中世における村落共同体の研究は、惣村、つまり自治的な村落共同体の研究からはじまった。惣村は、現在の研究段階では、自立的自治的な中世後期の村落共同体の典型とされ、自治を支える諸条件として、①経済的基盤として共同の土地所有である惣有地をもつこと、②灌漑用水の管理・運用を行っていること、③村掟などで共同体を規制し、検断権を行使していること、④そのための軍事力を有していること、⑤構成単位である「家」の存続を保障する機能を持つこと、そして⑥年貢の地下請を達成していることなどが挙げられている。実際に「惣村」と史料上に現れるのは十例ほどしかなく、多くは「惣」・「惣荘」・「惣中」・「惣分」を名乗るが、村落研究者により「惣村」と概念化された。また、地下請に伴う帳簿や村の財政文書、惣有地に関する売券や寄進状、村掟、訴訟や対外交渉

文書などの惣有文書（村落文書・在地文書）を保管し、その分析から財政基盤の実態や宮座を軸とした宗教的秩序の在り方などが明らかにされている。しかし、惣有文書が伝来している村落は限られているため、かつて惣村を中世後期の特異な一類型とする傾向もあった。しかし、近年はむしろ惣村という語は意識的に使用されなくなり、武力や村落の対外関係を強調したときに使用される傾向にある。

最も早く「惣」についてまとまった見解が発表されたのは、大正十二年（一九二三）、牧野信之助氏の「中世末期における村落の結合を論ず」においてであった。³ ついで、昭和十一年（一九三六）に牧健二氏が「我国近世の村落共同体の起源」及び「中世末期における惣村觀念の成立」の二論文を発表している。⁴ その後、清水三男氏や松本新八郎氏の論文が発表されたが、いずれも「惣」を近世郷村制の萌芽的形態として把握しており、「近世の惣村の起源」を探る目的で、「惣村觀念」の始原や法人格としての惣村の形成を論述するものであった。中世後期村落・惣村の研究の本格的展開は戦後を待たなければならぬ。

戦後の歴史学研究は農民（人民）闘争史のなかにあった。戦後すぐの歴史学において村落共同体は、前近代の封建遺制（村落の家父長的性格）や近代化を妨げるもの、克服すべき対象とされていた。しかし、近代主義の運動の中で、いわゆるマルクス歴史学の社会構成体論―生産力や経済的な諸関係を基礎とした発展段階論―、日本中世封建制の研究における中世社会の下部構造、つまり基本的生産様式や階級関係

に関する研究の中で議論されるようになった。領主制や荘園制の基盤として位置づけられる被支配者階級である百姓の結合体としての研究であった。惣村の持つ自治的な在り方から、近隣惣村同士の広域的な連合体が土一揆の基盤となったことが強調され、「革命の母胎」と位置づけられた。その中で、惣村研究を代表するのが石田善人氏である。⁵

中世前期の「惣庄」から中世後期の「惣村」へ移行するというシエーマを提唱された。それぞれ、「惣庄」は荘園内の名主層の連合であり、地頭荘官などの外部的圧力に対処する農業共同体、「惣村」は共同体的所有を蓄積し、自治的色彩が濃い、平等の原則を持った惣百姓の惣村結合であり封建的村落共同体であったとされている。しかし、氏の「惣庄」から「惣村」へというシエーマは仲村研氏の研究により否定される。仲村氏は、中世後期における「惣庄」（荘園単位の惣的結合）の存在を指摘し、「惣庄」・「惣郷」（公領の場合）の下に（複数の）惣村が存在するという二重構造論を提起したのである。⁶ その後、村田修三氏により、「惣庄」と「惣郷」がそのまま一つの惣村であるタイプと、複数の惣村が存在するタイプを指摘された。⁷ しかし、両氏の論は石田氏の「移行」というシエーマのみを否定するものであり、前期後期の構造的・機能的差異を否定するものではなかった。惣的結合の在り方や共同体の構造の質的差異を検討する見方は、依然として有効な方法である。

その後、室町・戦国期の小領主論（土豪・地侍）の高まりの中で、

三浦圭一氏の「惣村の起源とその役割」が発表される⁽⁸⁾。三浦氏は、自治組織としての内部矛盾・限界に着目し、惣村が指導者層（小領主・乙名）による小百姓支配の場であったことを明らかにし、純粋な農奴を形成する過程にあらわれた村落組織であったと述べられた。さらに、惣村の身分編成が、村外の被差別を創出し強化していたことも解明し、未開放部落の歴史の意味を地域史研究から問うていった。しかし、基本的に、中世後期の惣村を領主に対抗する反体制的組織として評価する視点は継続しており、氏の研究は惣村が自治の砦であり、領主層の抑圧の場であるという複雑な二面性を評価する段階にまで、後期村落史研究をおしあげたものと評価される。その後、惣村の内部構造に注目が集まり、田端泰子氏によって、運営の主体となる階層から後期村落の類型化がなされ（①在地領主型村落、②地侍型村落、③村人型村落）、惣村は②ないし③に該当すると位置づけられた⁽⁹⁾。しかし、③村人型村落の「村人」が地侍（小領主）化することもあること、①在地領主型村落でも、惣結合が伏在している可能性があることが指摘されており、類型化は再検討する必要がある⁽¹⁰⁾。

2 地域社会論（機能論）

一九九五年、歴史学学会シンポジウム「日本中世の地域社会」において、地域社会論について次のように定義された。

「地域社会論」とは、「国家」の枠組みにとらわれず、さまざまな要素によって自律的に形成されている「地域」の秩序を究明し、

それが、中世国家にどのような規定性を付与していたのかを積極的に評価していくことにより、「国家」自体を相対化する方法

七十年代以来の「地域主義」の流れをくむもので、八十年代以降の諸研究を「地域社会論」として総括し、地域の村々の連合や、在地領主との惣国一揆、商人たちの商圏や経済圏、そして中世村落を一つの社会集団としてみなすことで村落間のヨコの秩序や個別所領の枠を超える在地秩序、つまり荘園制を相対化し「地域」を創出するものであった。国家の既存の枠組みにとられない、自律的に創出される社会集団相互の秩序を重視する地域社会論の展開により、村落は社会集団のひとつの形態として捉えられ、「自力の村」論に代表されるように、領主との関係は支配・被支配関係から、領主と村落の相互扶助・契約関係に集約され、個別所領（荘園公領）の枠を超える村落相互の社会関係が明らかとなり、新しい村落像が描かれることとなった⁽¹¹⁾。この後、階層構造論において低迷していた村落史研究は、「自力の村」として展開していくこととなる。

「自力の村」論は、領主対農民関係論から領主対村落論へ転換し、農民の側で作りに上げた「集団で生きるための自前の組織」である「自力の村」の姿を習俗論によって、「村を百姓たちの生命維持の装置」と分析したものと⁽¹²⁾して登場した。それ以後、中世社会の飢饉と戦乱の日常性が明らかになり、厳しい自然・社会環境を前提とした「自力の村」論が論じられることとなった。中間層の評価についても、領主と村落の仲介者として村落生活を維持する「村の侍身分」といわれる重

要な存在であったとする見方が主流となった。

その後、村落を中世や近世といった時代区分によってそれぞれ捉えるよりも、中世から近世の連続性を重要視する中・近世移行期論へと傾いていく。それは、勝俣鎮夫氏の「村町制」概念を継承し、中世の村落が与える規定性がいかに中世社会（荘園社会）を変容させ、さらにそれが、近世社会へどのような規定性を与えたかを説明する視角をもつものである。¹³とくに近世の「村請」の中世的形態として「地下請」などが注目され始める。勝俣氏は「村請制」の成立を「惣」の自治・自立を支える重要な要素とされた。領主による個別百姓・土地の直接支配からの解放と評価し、領主対百姓（村落）の保護と奉公の相互関係を強調したのである。以後、領主と百姓間の関係は人格的主従関係と契約的相互関係に集約されることとなるが、これは七〇年代の人格的支配権と統治権の支配権を読み換えたものと言えるであろう。¹⁴佐藤進一氏は統治権的支配権を、領主が裁判権を根拠に支配領域内の裁判を調停し、権利を保障する権能であったと説明される。一方、契約的相互関係に顕わされる領主は、地域間の連携と対立の上に「同様の社会結合の論理を持つ介在者・調停者」としてあらわれるものとされている（領主機能論）。¹⁵これは、封建領主制論を相対化することで、領主と村落の新たな関係を描く契機となったが、同時に両者の対抗関係を重視する視点が薄れることとなったのである。

領主機能論による惣村研究への影響は大きいと考えられる。それまでの研究において惣村が封建領主制に対抗する抵抗組織として注目さ

れていたのに対し、対抗関係が重視されなくなると、自立的自治的な村落共同体の典型として位置づけられていた惣村概念を用いた研究が見られなくなったのである。封建領主制への対抗組織・革命の母胎というイメージが付随する惣村の代わりに、村落史研究で中心概念となったのが「自力の村」であったのである。つまり、領主と百姓の関係を契約的關係とすることで、支配に対する抵抗組織としての側面を強調する必要がなくなり、「惣村」という概念が使用されなくなったと考えられる。

池上裕子氏は、近年の村落論が自律性・主体性を重視し、村落内の階層差が無視されていることを危惧され、「剰余の収取をめぐる村落内外の諸階層・諸勢力の対抗関係を村対領主関係に単純化し」、小領主論を抜いた議論となっていることを指摘されている。¹⁶氏の、批判は重要な指摘であるがここにおいても、封建領主層との関係については指摘されず、小領主論からの批判に終始してしまっているのである。

このような動向の中で惣村は、自立的自治的な一社会集団として捉えられている。蔵持重裕氏は、中世村落の超歴史的な機能と行動様式を説明する視角から、惣村を近隣の相論などの外的圧力を契機に権力を集中させることで形成されたものであること。その権力の集中は、「国家性にまで極限化」された在り方であったということ。同時に、地域社会間においても自立した集団としてあったと評価しうると判断された上で、「国家的村落」として概念化している。¹⁷氏の研究方法は、支配の末端機構か革命の母胎か、という二者択一だけでない惣村像を

描く可能性を見出した。しかしながら、氏が惣村を中世村落の典型であると位置づけていることには賛同しかねるし、戦時体制の中で形成された「戦闘集団」として評価している点には疑問を呈するものがある。

また、近年「自力の村」論に代表される村落論に対して、村民間の階層差・身分差や村落間の政治的位置付けや社会的分業の差異を捨象し、地域社会の構造を単純化しているとの批判が出されている。例えば、西村幸信氏は、「自力の村」論を抽象的な村論であると批判し、塚田孝氏も、村の習俗の検出作業など収集分類型分析による抽象的なイメージとしての村落像を批判し、機能論と存在形態論の並存の必要性を論じた⁽¹⁸⁾。また、村落論の特徴として「村の侍身分」への注目が著しく、村落そのものを考察対象とする研究が減少していることも問題であろう。

第二節 課題と本論文の構成

日本中世村落共同体の研究史について、階層構造論から地域社会論へとという流れの中で振り返ってみた。ともに共通する問題点は、村落や惣村が抽象化あるいは単純化されたものとなり、どこにも存在しないものとなることによって、相反する村落像・惣村像が研究者それぞれによって定義されたまま放置されていることだろうか。

このような近年の村落論の見直しをはかり、村の個体的把握を通して一つの立体的な村落構造や地域社会構造を描くため村落研究の新た

な試みなされている。それが、大山喬平氏を中心とする『ムラの戸籍簿』作りである。氏は、中世の村落研究を振り返り、中世の村・ムラに対する歴史的アプローチを、①ムラの法的地位を問題にムラの法人格の有無に焦点をあてた中田薫氏以来の村研究と、②人々が生きた生活世界において機能していたムラそのものを究明するもの、と、二つに整理されて後者の進展を目指している。氏は、中世社会に存在した「荘」「保」「御厨」「郷」「村」などのさまざまな地域単位のうち、「荘」「保」「御厨」を荘園制の所領単位であり中世社会を特色付ける、いわば「政治のユニット」であるとし、一方で、「郷」「村」は中世民衆の「生活のユニット」であり社会の基底を形作るものであったとする。氏は中世社会の基底部の変容過程として、郷が古代国家の行政単位から所領単位へと変質していき、それが基軸となって内部に村を生み出し、やがて郷が分裂し、或いは村が郷となるなど絶えず郷と村の数が増加していくと見通した⁽¹⁹⁾。また、上村喜久子氏は、尾張国を事例に一国内の地理的条件による荘園・国領の成立状況や開発のあり方の差異を踏まえて、「郷」や「村」の位置づけの地域差を明らかにしようとした⁽²⁰⁾。氏によれば、荘園・国領は郷・村を構成単位とするものの、荘・郷・村の関係は地理的条件により違いが見られとし、次のように述べている。

①尾張平野の中心部は、国衙勢力の基盤で散在型荘園との入り組み。旧郷内に成立した村を基盤に在地領主が私領を形成するなど、郷は在地領主層の所有対象。

②自然条件の不安定な三角州・木曾川下流域では、領域型荘園が成立。領主主導による開発、郷設定による規制された集落形成。

③山地・丘陵地帯では旧郷を基盤にした荘園。小規模の開発が行われ。村落領主或いは名主連合による村落の形成。

このような研究動向の背景には、さきほど述べたような村落共同体や惣村概念の多様化が挙げられる。両概念を所与とものとして使用し、文字史料上の「村」や「惣」を無条件に研究上の概念としての村落共同体・惣村として捉えながら、その定義は研究者によって異なっている。本論文では、文字史料上にあられる「村」「郷」「惣」の用法を史料の性格を加味あるいは時代ごとに検討することで、中世社会における認識に迫り、それぞれの語の歴史的位置づけを行うためのものである。また、その際には、地理的条件による生産・景観の差異や荘園制の枠組との関係、在地社会における権力関係なども含めて立体的な地域社会の復元や把握を行い、地域性や個別性と普遍的要素の別についても取り上げる必要がある。

本論文の構成は、

序章 日本中世村落史研究の軌跡と課題

第一章 「惣」と「惣村」―村落における「惣」

第二章 「惣村」成立以前の菅浦と領主竹生島

補論 鎌倉から南北朝における日吉神人と延暦寺衆徒

第三章 中世淡路国の郷と村―ムラの戸籍簿―から―

第四章 中世淡路国の伊勢道者の存在形態からみる在地社会

補論 天正十三年「淡路国指出帳」のからみる在地社会
結章

近江国の惣村を取り扱った第一章・第二章および補論、淡路国の村をとりまく在地社会を取り扱った第三章・第四章および補論によって構成されている。第一章では、近江国を中心に十四世紀中期ごろから史料上に見られる「惣」を考察し、得珍保今堀郷を事例にその後の変遷を追うことで、従来の「惣村」研究と異なる視点から「惣村」を捉えようとしたものである。第二章では、「惣村」の典型と称される菅浦荘を対象に、「惣村」が形成される以前の在地の状況を明らかにし、菅浦像の再検討を行うものである。補論は、近江国の村落研究には欠かせない延暦寺・日吉社の関係について、一体的な存在として捉えられてきたものとは異なる、領主の存在形態を明らかにしようとしたものである。第三章は、淡路国関係史料にあられる村や郷の表記を検討し、旧郷から中世的な所領単位そして近世村へ継承されている様子や、「村」表記の特徴を確認した。第二章では、伊勢神宮道者を素材に、そこにあらわれる在地社会の様子から、ムラをめぐる様相を明らかにしようとした。補論は、平成二十六年に発見された新出の淡路国関係史料について、そこに記される在地社会の様相の信頼性を検討した。

註

(1) 清水三男『日本中世の村落』(日本評論社、一九四二年)。中村吉治『日本の村落共同体』(日本評論社、一九五七年)。黒田俊雄「村落共同体の中世

- 的特質」(清水光盛・会田雄次編『封建社会と共同体』創文社、一九六一年、のち『日本中世封建制論』東京大学出版社、一九七四年所収)。大山喬平「中世社会の農民」(『日本史研究』五九、一九六二年三月)。大山喬平「国衙領における領主制の形成」(『史林』四三卷一号、一九六〇年、後『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年所収)。
- (2) 村田修三「惣と土一揆」(『岩波講座日本歴史七』中世三、一九七六年)。石田善人「惣について」(『史林』三八卷六号、一九五五年、のち『中世村落と仏教』思文閣出版、一九九六年所収)、石田善人「郷村制の形成」(『岩波講座日本歴史八中世四』岩波書店、一九六三年、のち、前掲著書所収)。
- 三浦圭一「惣村の起源とその役割」(『史林』五十卷二・三号、一九六七年三月・五月、のち『中世民衆生活史の研究』思文閣出版、一九八一年所収)。
- (3) 牧野信之助「中世末期における村落の結合を論ず」(『経済論叢』十六・五・一七―一、一九二三年。後、『武家時代社会の研究』刀江書店、一九二八年所収)。
- (4) 牧健二「我国近世の村落共同体の起源」(『法学論叢』三十四―六、一九三六年)、「中世末期における惣村観念の成立」(『経済史研究』十六―一、一九三六年)。
- (5) 石田善人 a 「惣について」(『史林』三十八―六号、一九五五年、後『中世村落と仏教』思文閣出版、一九九六年に所収)、b 「郷村制の形成」(『岩波講座日本歴史 8 中世 4』岩波書店、一九六三年、後、前掲著書所収)
- (6) 仲村研「中世後期の村落」(『日本史研究』九十、一九六六年。後、『荘園支配構造の研究』吉川弘文館、一九七八年、所収)。
- (7) 村田修三「惣と土一揆」(『岩波講座日本歴史』中世 3、岩波書店、一九七八年)。
- (8) 三浦圭一「惣村の起源とその役割」(『史林』第五十卷第一・三号、一九六七年三月・五月、後『中世民衆生活史の研究』思文閣出版、一九八一年に所収)等。
- (9) 「中世後期における領主支配と村落構造―惣庄・惣郷の機能と役割―」(『日本史研究』百八十七号、一九七八年)。
- (10) 菌部寿樹「中世惣村文書の形成」(『史潮』新二十三、一九八八年)。
- (11) 歴史学研究会中世史部会を中心に行われた「地域社会論シンポジウム」(『歴史学研究』六七五号、一九九五年)。藤木久志『村と領主の戦国世界』(東京大学出版会、一九九七年)。
- (12) 『村と領主の戦国世界』(東京大学出版会、一九九七年)
- (13) 稲葉継陽『戦国時代の荘園制と村落』(校倉書房、一九九八年)。
- (14) 佐藤進一「室町幕府論」(『岩波講座日本歴史』中世 3、一九六三年)。大山喬平「荘園制と領主制」(『講座日本史』2、東京大学出版会、一九七〇年。著書『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、所収)。
- (15) 蔵持重裕『中世村落の形成と村社会』(吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (16) 藤木久志『戦国時代社会構造の研究』(校倉書房、一九九九年)。
- (17) 蔵持「村落の形成」(前掲註(15)著書。新稿)。氏は、惣村内部の経済的格差や村を越える強固な血縁的な家のつながりなどによる内部危機を指摘しながらも、住民の平和への要請から「惣村」として結合し、権力が集中するとする。

- (18) 西村幸信『中世・近世の村と地域社会』（思文閣出版、二〇〇七年）。塚田孝「地域史研究の視点」（『飯田市歴史研究所年報』五、二〇〇七年）。橋本道範「近江国野洲郡兵主郷と安治村―中世村落の多様性・不安定性・流動性・階層性―」（『琵琶湖集水域における中世村落確立過程の研究』琵琶湖博物館研究調査報告書第二一号、二〇〇四年）。
- (19) 大山喬平「ムラの新たな研究のために―ムラの戸籍簿を作ろう」（地域史惣寄合呼びかけ人編『地域史の現在』（飯田市歴史研究所年報別冊、二〇一〇年）。大山喬平「鎌倉初期の郷と村―文治元年から建暦元年まで―」（『鎌倉遺文研究』四・五号、一九九九年一〇月・二〇〇〇年四月）。大山喬平「越中の庄・郷・村」（『富山史壇』一三九号、二〇〇三年二月）。全て後に、大山喬平『日本中世のムラと神々』岩波書店、二〇一二年所収。
- (20) 上村喜久子「中世尾張の「郷」「村」と荘園・国衙領」（中世尾張の「村」について）『名古屋博物館研究紀要』二、一九七八年を元に発展。『尾張国の荘園・国衙領と熱田社』岩田書院、二〇一二年所収。

第一章 「惣」と「惣村」―村落における「惣」の論理―

はじめに―研究史と本稿の視角

中世後期、畿内を中心とした地域に「惣」や「惣中」を名乗る村落共同体が現れる。彼らの多くは、共有地として山林や原野、田畠を有し、灌漑用水を自主管理し、年貢の地下請を行い、自検断を行うための武力を備え、また村掟によって村落規制を行うなどの自治的活動を行っていた。このような自治をもつ村落共同体は、領主制支配に対抗する農民的自治組織として概念化され、「惣村」と呼ばれた。「惣村」はじめ、領主に対抗する反体制的組織として評価されたが、その内部にある階層差に注目が集まり、「惣」の指導者層の支配階級としての側面が強調され、内部矛盾に力点をおいた研究がみられるようになる⁽²⁾。その後、荘園領主や在地領主に対抗していた、「惣村」が持つ自治の基本的意義を軽視せずに、内部に階級差や分裂的な身分構成が存在したことを認めた上で、なおも全体が領主支配への対抗と農民的自治を志向するものであったという見方が、多くの見解に一致したものとなった。

「惣村」という言葉は研究史上の概念であり、史料上では「惣」や「惣中」、多くは「惣庄」と表記される。「惣」という語は、鎌倉時代末頃から「惣じていくら」という数量をあらわす用法以外に、それ単

独あるいは空間や領域の単位に付属して、「ある組織体」をあらわす用法でも用いられ始める⁽³⁾。石田善人氏は、その早い例として寺院における「惣寺」を挙げ、一山全体の僧侶の組織体、つまり「惣僧侶」の意味をもつ言葉としたうえで、村落組織の「惣」は具体的には「惣百姓」の組織であると述べている⁽⁴⁾。

また、朝尾直弘氏は「惣」という語を、村掟にみられる「衆議」などから「それを構成する人々全員の集会によって物事を決定するところから」くるものである、と述べている⁽⁵⁾。近年では、勝俣鎮夫氏が、村落における「惣」という語の使用は、それ以前の根本住人の共同体から一定の資格をもった住民全体の共同体への変化をあらわすとしている⁽⁶⁾。氏は、さらに十四世紀前半に「惣」を称する「惣共同体」が登場し、十五世紀に自立的・自治的共同体としての組織・機能を整備していくと、「惣村」の段階差を指摘している。田中克行氏は、「惣」について菅浦の例を挙げ、全住人・全在家の供御人化による階層差の消滅が、「惣」形成の契機となったと述べた上で、菅浦の「惣共同体」を身分的に「フラット」な構成をもつ住民集団であったと評価している⁽⁷⁾。以上をまとめると、近年における「惣村」像は、鎌倉時代末に身分的階層差の消滅を契機として住民全体で構成された共同体が登場し、段階を経てその構造や機能を整備し、戦国期においていわゆる自治的村落である「惣村」を形成させる、というところであろう。

本稿は、このような研究の成果をふまえながら、中世民衆による「惣村」形成の意図をさぐることを目的に、「惣村」の特徴である自治や社会集団としての機能からではなく、民衆が「惣」という語を使用したことに注目して「惣村」をみていきたい。村落文書における「惣」という語の登場をそのまま、「惣村」の成立と捉える見方は、当該期の住人等が「惣」をどのように認識していたかという視点を欠如させた、「惣村」概念ありきの議論になりかねない危険性を帯びていると考えるからである。そのため村落内文書を有する近江国得珍保今堀郷を中心に、近江国の「惣」・「惣村」を考察する。

第一節 村落における「惣」の出現

はじめに、近江国蒲生郡得珍保今堀郷・同国蒲生郡奥島荘・同国浅井郡菅浦荘、それぞれの村落内文書における「惣」という語の初見を確認し、この時期の「惣」が各所でどのようなものであったかをみておきたい。

i 今堀郷

近江国蒲生郡にあった得珍保は、比叡山延暦寺東塔東谷を荘園領主とする荘園で、田方の上四郷と野方の下四郷の八郷編成で支配されて

おり、今堀郷は水利に恵まれない野方の下四郷に属していた。野方は、商業の発展が著しく「保内商人」として商業活動に従事する者が多く、湖東地域で伊勢国桑名国との通商交易を行なう四本商人の主力であっただけでなく、若狭国小浜との通商交易を盛んに行う商人団を形成した地域である。今堀郷は得珍保商人の中核的存在であったので、荘園文書や村落生活に関する文書以外にも、商業関係のものも多く残存しており、その保有史料の多様さからさまざまな研究蓄積がある地域である。

それでは、今堀郷における「惣」の初見をみてみよう。

至徳元（一三八四）年十一月に作成された「今堀郷神島坪付」は、今堀郷の鎮守である今堀郷十禪師社の神田六十七所について、それぞれの所有者・所在地・地積・用途などが記された坪付帳であり、そのうち三ヶ所に「惣ヨリウリ了」と記されているのが「惣」の初見となる。荘園における坪付帳は、免田や寺田を坪ごとに記載し、民部省や国司に提出して認定を求めたもの、又は寺領の田畠を記載し、国司に所当官物免除を求めたものなどを指し、荘園領主及び荘官により作成された。しかし、この「坪付帳」は、今堀郷十禪師社の仏神田畠の坪付が記されている。仏神田畠は、神社や堂に付属し、その収穫を神社や周辺の祭祀施設の祭礼や造営維持などの諸費に充てるために、領主から年貢免除または減額認可された田地である。他にも、「野神」、「菓

師仏、「庵室田」に加え「公方神田」の記載もあることから、今堀郷十禅師社及びその他今堀郷内の宗教施設の管理等の権利を持つ主体が、荘園領主に神田畠の申請・報告を行なったものと考えられ、荘園と村における公的文書であることがわかる。

丸山幸彦氏は「惣」による仏神田の集積活動を指摘し、惣共有田が惣結合において重要な位置を占めていたことを明らかにしている。¹¹⁾ かつて、このような寄進・売買された仏神物からの剰余生産物は、上層民が自らの手元に留保し、蓄積してていたとみられていた。しかし、近年では村の共有財産として村の管理のもとに置かれ、それにより村や家の存続を保障するなど、村の自治機能の基盤であったことが評価されている。ともあれ、村の仏神に寄進され「仏神物」となったものは、そのまま村の共有物となったとの見解は一致している。つまり、この「坪付帳」の記載から「惣」が村の共有物を売買する権利を持っていたことがわかる。

もう一事例、確認しておきたい。同年二月に作成された「左近太郎等連署林寄進状」をみると、左近太郎と左近三郎という兄弟が「林下地」「小四十歩」を「道祖神」へ寄進している。¹²⁾ この兄弟は、翌々年の売券にも登場する。

【史料一】左近太郎等連署屋敷売券¹³⁾

(端裏書)

「道祖神後はたけの売券」

売渡進私領屋敷売券所事

此地本一反小内小四十分、兄弟二テ惣ニ寄進、

合大八十分者 直鎌米式石榷請取了

四至限東 弥次郎地定

限南 大道定

限西

伊勢大道定

限北 西ノ七郎太郎作定

在蒲生上郡得珍保内今堀郷内字道祖神後

右件屋敷、元者左近太郎・同左近三郎兄弟私領也、雖然、依有

直要用、今堀郷十禅師社、沽却進所在地明白実正也、更経後々

代々、不可有他妨者也、若此地有違乱煩之時、本物仁加利々倍

々沙汰、可請返之者也、仍為後日支証龜鏡之状如件

至徳三年丙寅三月六日

左近三郎(略押)

但本証文雖可相副、引失間、

左近太郎(略押)

不能副進、此以新券、手續証文トシテ不可

有他妨、若依何出来可為盜賊者也

史料一をみると、至徳三(一三八六)年三月に兄弟が今堀郷の鎮守

である「今堀郷十禅師社」に、今堀郷内字「道祖神後」にある屋敷一

所を直能米二石で売却していることがわかる。波線部をみると、この

土地は元々「一反小(四八〇歩)」であり、そのうち「小四十分(一

六〇歩)はすでに兄弟が「惣」へ寄進し、今回はその残りである「大

八十分」(三二〇歩)を売却したということがわかる。史料一にある、兄弟がすでに寄進していた「小四十分」は、翌々年に寄進されていた「林地」の「小四十歩」に対応することが、両通の四至が対応することからわかる。注目したいのは、寄進状によると翌々年に兄弟が寄進した先は「道祖神」であったはずが、史料一では「惣」へ寄進したと記されていることである。つまり、これは道祖神への寄進は実質的に、「惣」という組織への寄進を指すことを表していると言えるであろう。おそらく史料一の「今堀郷十禅師社」による土地集積(土地買取り行為)も、実質的には「惣」が行なっていたであろう。

次章で詳しく述べるが、今堀郷では、村の守り神の祭礼・維持費用のための仏神田運用・管理は、今堀郷の「村人」が行なっていたことが明らかになっている。しかし、先にみたように十四世紀末頃において、仏神田の運用・管理は「惣」と称される集団によって行なわれていたことがわかるであろう。

ii 奥島荘

近江国蒲生郡奥島荘⁽¹⁵⁾は、早くから領主を異にする隣の津田荘とともに大島奥津島神社⁽¹⁶⁾を鎮守として結合していた荘園であり、魼漁や宮座関係の史料が残されている。戦国期になると内部の集落が「白部惣庄」・「円山惣庄」・王浜惣庄⁽¹⁷⁾・「奥島惣庄」というそれぞれ一つの「惣村」

が成立してくる地域である。ここでの事例をみてみよう。

奥島荘は今堀郷より半世紀ほど早く、村落文書に「惣」という表記が現れる。貞和元(一三四五)年十二月九日付の売券によると、「道所(祖)神」神田の所当米七斗の内二斗五升が、「沙弥西道」に直銭二貫文で売却されている⁽¹⁸⁾。

【史料二】奥島惣中道祖神田所当米売券

(端裏書)

「久ラサキノ賣卷」^(巻)

賣渡進 道所^(倉)神田所當米事

合貳斗伍升者但、直銭貳貫文儘請取畢

在蒲生下郡奥島庄内鞍崎山^(山)口有之也

右件神田所當者、漆斗内、惣式斗御こくれうにのこす、式斗五

升、沙弥西道所売渡^(定取)実也、拾年内者、本直物可被請返者也、

過拾年候は、後年、可加五把之利分者也、仍為後日沙汰証

文状如件、

貞和元年十二月九日 惣判

西信(略押) 西道 西願(略押) 隋勝 (略押)

西明(略押) 大蓮(略押) 西蓮(略押) 藤安主(略押)

みると年月日の下、本来であれば署判が記されるべきところに「惣判」と記され、奥には八名が連署している。そのうち、西道は所当米

の買主であるためか判を据えていないことがわかる。元々売券とは、佐藤進一氏が述べるように「財産を売買するに際し、売買契約の合法的成立を確認し、将来にわたってその効果を保証するために、売主から買主に与える証文」であった。律令制下では、官使の許可がある「公文書」として作成されていたものが、十一世紀初頭から、官使を通さず売主から買主へ直接文書を宛てられるようになり、売券が私状化したとされる。¹⁹⁾ また、売券が「売主個人の発する私的な証文」となった後も、「売買行為の合法性と将来の永続性の保証」のために、「在地近隣」の人々が証判を据える慣習が生じたことも指摘している。証人は、平安時代には国・郡・京職等の与判に代わり刀祢が多くみられ、その後、単に事実を知る第三者や利害関係者等へと変化していった。さらに、売券の連署について、「連署によって権利の移転が保証されるような法秩序」が存在したことを示唆されているのは、重要であろう。

奥島荘の場合、先の理由から「惣」が売主であることがわかるが、その際、奥に記された代表者八名―「惣」の代表する有力者と考えられる―の連署は、証判の如くそれを補強する機能を果たしている。つまり、村の共有物・仏神田の売却を「惣」という組織が行っているが、単独ではその売買行為を保証出来ない立場にあり、代表者連署を必要とするところに組織としての未熟さが認められる。当地において「惣」という集団よりも、村の有力者個人による保証能力が上回って

いることが、売券の証判の在り方により知れるだろう。しかし、ここでは、「惣」が村の共有物である仏神田を売却する主体として、位置づけられていることに注目しておきたい。

iii 菅浦荘

近江国菅浦荘は、元々隣の大浦荘内であったものが竹生島、続いて山門檀那院へ寄進され独立した地域であったので、大浦荘との堺相論が絶えない地域であった。その住人は、天皇に供御を進上する供御人集団であり、山門の神人役を務める神人でもあるなどして諸方に多様な関係を築き「惣村」へと結集した、「惣村の典型」とうたわれる地域である。²⁰⁾ 共有文書には相論関係文書が多く含まれるなど、他の二所とは文書の性格が少々異なる地域である。²¹⁾

【史料三】 菅浦惣置文²²⁾

(端裏書)

「日指・諸河田畠うりかうましきおきふミ」

ところおきふミの事

一日指・諸河田畠をいて、一年

二年、うりかうといふとも、永代

おうることあるへからず、こ

のむねをそむかんともからに

おいてハ、そうのしゅんしをと
とめらるへく候、よんでとこ
のおきふみの状如件、

貞和二年九月日

正阿ミた仏(略押)

西阿ミた仏

慈願房(略押)

現阿弥陀仏(略押)

道念房(略押)

仏念房(略押)

善阿ミた仏(略押)

善阿ミた仏(略押)

上阿弥陀仏(略押)

西念房(略押)

正規房(略押)

史料三は、大浦荘との日指・諸河をめぐる相論を背景に作成されたとみられる置文(掟)で、日指・諸河の田畠の永代売りを禁止している。波線部の「そうのしゅんし」は、「惣」の「出仕」―「惣」の衆会への参加―と理解できるので、違背者は衆会への参加を禁止することを取り決めて⁽²³⁾いる。つまり「惣」の構成員としての資格を剥奪することを、代表者十二名の連署で以って定めていることがわかる。奥に連署している内の正阿弥陀仏・上阿弥陀仏・現阿弥陀仏などは、康安元年(一二三六)年十二月三日付の「近江国菅浦地下置文」にも登場⁽²⁴⁾する。この地下掟は、領主の公事賦課の対象から外れている「後在家」に、木・焚き物料や人夫といった村落公事を課すことを定めたものである。こちらには史料三のように「惣」の記載はないが、先に挙げた数名を加えた八名が連署していることから、「惣」による規定であること

は間違いないであろう。次に、この連署の機能について述べておきたい。

置文は、所領譲与に関連して一族や子孫に対し、現在及び将来にわたり遵守すべきことを書き記したものと、所領譲与と関係せず「将来にわたって一同遵守すべき事項を列挙した」ものとに分類⁽²⁵⁾される。ともに証文であり、村掟は後者の系譜を引くものである。そこに記される署判は、「証判」としてその置文の効力を保証する機能を持つものであるから、史料三で署判している人物―「惣」の構成員であろう―は、当地において保証者足りうると認められた人物であることから、村落生活において重要な位置にあった者達であろう。このように、菅浦荘の「惣」も出現時期のものは、代表者個人名の連署によって保証能力を補強⁽²⁶⁾することで、やっと置文を作成できるといふ未熟さが認められ、村の有力者個人の保証能力が上回る状況であったことがわかるであろう。また、康安元年の置文で、専ら個人の連署でもって村落公事を定めているところからも、「惣」が当初から村落運営を行う公的な機能として機能していたとは言い難いのではないだろうか。

以上、今堀郷・奥島荘・菅浦荘の「惣」の初見を確認した。今堀郷は、後述するように仏神田の維持・管理については、荘園領主によって「いまほりの人々」に認められていた。その中で、「惣」は今堀郷の住人等によって仏神田の運用・管理を行なう集団として認められてい

たことがわかった。奥島荘では、「惣」という集団名が売券上において売主として扱われていたが、その保証能力は村の有力者個人等の連署が上回る状況にあった。菅浦荘では、「惣」集団は存在するが、在地において村落運営を行う機関として位置づけられておらず、専ら「惣」の構成員の代表の有力者が主導的な村落秩序を形成していた。

十四世紀半ば以降、各所で「惣」という呼称が見られ、村落内の機関として機能していたが、それは村の有力者の集まり以上の能力を持つものではなかった。また、戦国期社会に見られるような「惣村」のように、村落全体を示すものでもなく、領主や近隣村落に対抗するような対外的なものでもなかったことは、明らかである。しかし、村の有力者たちが主導的である集団でありながら、「惣」が村の共有物を扱う村の「公的な存在」として位置づけられ始めていることは明らかであるだろう。

なぜ、彼らは「惣」という呼称を用い始めたのであろうか。

第二節 今堀郷の「惣」について

ここでは、今堀郷において「惣」が出現した背景を、「惣」を名乗り始める以前の、仏神田の管理主体の出現から変遷をたどる中で明らかにしたい。「惣」の構成員やその代表者とは、村落においてどのような存在であったのだろうか。

1 今堀十禅師社の仏神田管理者として

今堀郷における仏神田運用のはじまりは、延文二（一三五七）年十月に遡る。延文二年の「今堀神田注文」によると、建武二（一三三五）年に臨時に仏神免田化された田地と同一の田地を、恒常的に今堀十禅師社の神田とすることを定めている²⁶。このとき、荘官である図師が「いまほりの人々御中」宛てに注文を出していることから、荘園領主が「今堀郷の人々」を、今堀十禅師社の仏神田管理・運用者として認めていることがわかる²⁷。ここに今堀郷側からの仏神免田化の申請の動きが認められるが、同時に十禅師社を中心とする今堀村（今堀郷）の人々等が、荘園領主の支配の単位として認証されたことを示すものでもある。山門は得珍保内に十禅師社を複数勧請しており、それらを荘園支配の拠点として位置づけていたとされている。つまり、山門の支配体系の変化の中で、今堀郷の人々は十禅師社を核とすることにより、共同での土地所有権を獲得したと考えられるのである。

嘉慶二（一三八八）年には、今堀十禅師社の神田の用途を「今堀村人等」の名で定め、目録を作成しており、しだいに図師や公文といった荘官が荘園文書上にも現れなくなりはじめ、以後、今堀郷の人々による積極的な仏神田の集積活動がはじまるのである。永和二（一三七六）年の「藤内畠相伝状案」²⁸によれば、藤内なる人物が「村人」の「所望」に従って「十禅師宮」の菜畠と自身の私領畠地三十六歩を、替地

として「十禅師宮」へ渡しており、今堀郷の村人等が仏神田とする土地を意図的に配置していることがわかる。他にも、史料一と同様に「今堀十禅師社」を名義として、個人から田島地の買い取りを行っていることが確認できる。

次に、今堀郷における仏神田の運用・管理が具体的に誰の手によって行われているかを確認しておきたい。応安元（一三六八）年十月一日、近隣の寺僧であろう「ほうせいいん」の一預了音が「おこのみや」へ道阿弥の畠一反を寄進している。そこには、「いまほりのおとなの中へ、しせうの上くたんのことし」とあり、寄進の支証状（寄進状）が今堀郷のオトナ衆へ宛られたものであることがわかる。これにより、実際に寄進状を保管するなどの事務手続きを行っているのが「オトナ衆」と認識されていることがわかるだろう。次に、仏神田を売却する時の手続きを見てみよう。時代が少し下るが、正長元（一四二八）年八月三日に、「今堀宮」（十禅師社）の東にある七十二歩の「菜島」が直銭一貫六百文で売却されている。今堀郷の売券の中で、仏神田が売却されている事例はいくつかあるが、すべて個人名によるものであり、「惣」が売却する側として売券上に現れるのは正長元年のものが初めてである。署判部分を見ると、「今堀老人老人」とあり、その下に「正覚房」・「光正房」・「道金房」・「太夫殿」の四名が連盟で署判し、端裏書には「惣ヨリ売」と記されている。端裏書により売却主体として「惣」

が挙げられていることがわかる。しかし、証判部分には今堀郷の「老人」四人が連署しているように、実際に手続きを保証しているのは彼等ということになる。今堀郷の場合も前節でみた奥島荘や菅浦荘と同様に、「惣」が仏神田の運用・管理者として位置づけられながらも、「今堀老人」等の保証能力なしには成立しない状況にあり、また具体的な手続きなどは彼らが行っていたことが確認できる。また、「オトナ衆」は仏神田の管理・運用という機能から考えるに、今堀郷十禅師社の祭祀組織である「座」の「オトナ衆」と考えられる。

次に「座」の構造を確認しておきたい。延徳三（一三八三）年の定書は今堀郷の定書の初見であり、正月行事の結鎮の頭人役の事と九月九日頭人の事の二項目について座衆の衆議をもって定められたものである。結鎮頭人役の事について、「右於新座輩、雖為一度、遂出仕之者、依其座次第、可来頭指之者也、仍衆議之評定如斯」とあり、今堀郷の結鎮頭役は「新座衆」であっても、「座」に出仕（出座）すれば勤めるように定めている。ここに「新座衆」とあるわけであるから、元々の「本座衆」の存在が想定でき、新加座衆の増員によって座の取り決めが複雑化している状況が読み取れる。次に、応永十（一四〇三）年の定書では「チケノ中人マウトノ人ラニヲイテハ、三ツアニニテアリトモ、シモニツクヘシ」とあり、地下の中人である間人層が「座」に加入した場合、下座につくように定めている。また、ここで座公事

未納の者は「座」への加入を禁止しており、「座」員の増大により「座」内部の秩序が揺れ始めていることが確認できる。

この二つの定書から、「座」が座員の増大により内部に本座衆・新座衆・地下中人である間人層などの、階層差や階級差を内包した集団であったことがわかる。村落内の集団において、経済的格差や身分差が発生するのは自明であって、それは「座」組織に容易に反映されるものであり、先に見た定書はその証左である。

ところで、この構成員の増員により「座」の階層差が進むこの時期は、ちょうど今堀郷の仏神田運用者が「惣」として出現する時期にあたる。はじめにでも触れたが、朝尾氏は「惣」の語源を「惣」を構成する人々全員の集会（衆議）によって物事を決定するところから、この名が生じたとしている。つまり、「惣」という語は、関係者全員の衆議がなされることを前提とした名称であり、「座」の構成員の代表であるという、「公的」な性格を帯びた名称として用いられていることが想定できるのである。荘園領主に仏神田の運用・管理を認められた「今堀村人等」は荘園文書に分類される文書に記載されているように、対荘園領主のための対外的呼称であった、それに対し、「惣」は、「座」の構成員を対象とした対内的呼称であったのである。

以上、「座」が「惣」を名乗り始めるのは、「座」の内部が複雑化する中で、自らを村鎮守今堀十禅師社の座衆全員の総意を体现する集団、

として位置づける必要があったからであった。今堀郷の場合は菅浦と異なり、「座」が内部に多様な階級・身分の者を内包しているからこそ、「惣」という語を用いた集団名が必要だったのである。しかし、「惣」という呼称は十四世紀末には成立しているものの、その積極的な活動が確認できるのは十五世紀を待たねばならない。

2 「惣」から「今堀惣」へ

前節では、今堀郷の「座」が座員の増大・複雑化に伴い「惣」を名乗り始めていたことを確認したが、十五世紀になると、寄進状や売券に仏神田管理主体としての新たな集団名が登場しはじめる。

i 民僧衆中

永享三（一四三二）年十一月、道泉という人物が田地三百歩を追善井子々孫々の利益のため十禅師社の「夏田」として寄進している。そこには、「毎年十一月十七日以前二民僧達夏ヲ結可³⁷行」とあり、寄進の条件として民僧達に夏安居の要請を行っており、また寄進主の奥に「但於此地者民僧計たるへき者也／兵衛三郎（略押）／馬五郎（略押）」とあり、寄進された土地の管理を「民僧」の計らいとするように定めている。この集団名は永享五（一四三三）年の「聖秀畠寄進状」にも登場する。十禅師社へ一反の畠を夏安居用に寄進しているもので、条件

として「但民僧衆中計」と記されており、両者とも寄進田畠の管理について「民僧衆中」を指名し、彼らに夏安居の実施を要請している。夏安居について、宝徳三年（一四五二）まで下るが、夏安居の料足や人物、聖の交替時についてなどを定めている定書が残っている³⁹。この定書の年月日の奥には、「村人等定所如件」と記載されており、今堀郷の村人等が夏安居のための費用や用途について決定しているのがわかる。また、先ほどの寄進状を見るに、「十禅師社」へと寄進しているのでも、「民僧衆中」が今堀郷十禅師社に付属する集団であることは確かである。今堀郷の村人で構成された宗教集団とまで断定することはできない。言及するならば、応永二十六（一四一九）年に、「夏畠」の表納目録で納入責任者となっている四名の人物のうち、二名は正長元年に登場した今堀老人の「正覚」房と「大夫との」であり、他も「又二郎との」という殿称を付された人物であったことから、「オトナ衆」の系譜を受け継いだものと想定しうるが、確証はない。「民僧衆中」という集団名はこの二例のみであるので、これ以上のことはわからない。

ii 今堀惣

売券をみると、永享六（一四三四）年の「こくり女畠売券」をはじめとして、「今堀惣分」・「今堀惣中」・「今堀惣山神田」宛ての売券が確認され始める⁴⁰。寄進状をみても、同様である。嘉吉二（一四四二）年

には、今堀東在家の「刑部」が二畔の土地を「今堀惣」宛てに灯籠のための料田として寄進している⁴¹。文安三年（一四四六）の「道妙下地寄進状」では、地藏堂一字の建立のための下地が「今堀惣分」に宛てて寄進されている⁴²。そして、さきほど十禅師社へ夏畠として田地を寄進した聖秀も、文安四（一四四七）年に「承秀大徳」の念仏田として、畠地を「今堀惣分」へ宛てて寄進している⁴³。また、このころ隣郷の蛇溝郷においても「惣」が形成されており「蛇溝惣田」という記載が見受けられる⁴⁴。このように、十五世紀半ば頃になると「今堀惣」や「蛇溝惣」などの集団名が現れ始め、本来、仏神への寄進物は今堀郷十禅師社や薬師堂などの宗教施設宛てとなるべきところを、「今堀惣」を直接の宛先とした寄進状が散見し始めるのである。

本来、「惣」という名乗りは、「座」が多様な階層・身分を内包する中で、集団として維持・継続していくためのものであったことは第一節で述べた。この「内部に対する呼称」であった「惣」に対して、地名が付された「今堀惣」は今堀郷の「惣」以外に認められて初めて成立するものである。つまり、「外部を対象とした」集団名といえるだろう。外部との交渉において、「村人等」や「〇〇村」「百姓等」でもない、集団の総意をあらわす「今堀惣」という集団名が用いられていることは、在地社会において「惣」が今堀郷の住人の「公的な機関」として、認可されていることを示している。

このような、対内的呼称から対外的呼称への変化の背景にある、村落内の「惣」の位置づけの変遷はどのようなものであったか。次章では、「座」の衆議で定められた掟の変化をたどることで、仏神田管理・運用の主体であった「座」がどのように変化していたかを確認する。

第三節 「惣」概念の拡大

室町期になると、「座」の構造はさらに複雑化していく。今堀郷の「座」は、長享二（一四八八）年には成員の増大により「東座」と「西座」の二座となり、永祿九（一五六六）年には左右座に本座と新座がつくられ「四座」になったとされる。村落構成員の「座」への参入がもたらしたのは、「座」の複雑化だけではない。そこで定められる掟にも変化が見られ始めるのである。次に、今堀郷における「村掟」の変遷をたどり「座」の変質をみてみる。

1 「惣」から「惣村」へ

西村幸信氏は、村掟の変遷について、「本来的に村掟」は「座衆によって宮座運営のための決めごとが成文化されたもの」であり、「十五世紀末頃より地下構成員の生活を規定する村法という性格を帯びる」と指摘している。⁴⁶ それでは、西村氏の指摘に従い、村掟の内容の変化を追ってみる。

まずは、第二章第一節にも挙げた〔A〕応永十（一四〇三）年のものと〔B〕応永三十二（一四二五）年のものを比較する。⁴⁷ Aでは、間人の座入りの規定の他に「サクシノ事、コトコトクサクシヲ出サラム人ラ者、サエハ入申ヘカラス」と、座公事や座員としての義務について規定している。二十年後のBでは、「一堂拝部私不可立／一大鼓私不可打／一同宮前私物早、勝灰不可行／一打板私敷不可置」と、十禅師社境内内や堂内で部を立てること、私に太鼓を打つこと、商売をおこなうこと、打板を敷くことなどの行為を「私に行う」ことを禁止し、違背者は罰金を科すことを定めている。なおも我意に任ず者は、「未代可被停止座主者也」と、「座主」を未代まで禁止している。ここでいう「座主」は、「座衆」を指すと見られ、⁴⁸ 「座」の規約を無視し勝手な行いをするものは、「家」を単位として座員となる資格を失うことが決められている。Aでは「座」への加入規約について定めていたものが、Bでは「座員」の違反行為の抑制が目的であることは明らかであり、「座」が仏神の領域内における「座員」の行動を強く規制し始めていることがわかる。

続いて、〔C〕文安五（一四四八）年には、一条目で寄合に二度出ない者は、五十文の咎を課すことを定め、二条目から「森林木なへ切木」・「木柴」并「くわの木」・「切初かき」と、共有資源の利用について、森林苗木・切木・木柴・桑の木・切物とそれぞれ罰金を定めて、私的

な使用を制限している。また「惣森」・「惣林」といった表現はしていないものの、「座」が森林資源の使用を制限しうる存在であったことを示すものである。「D」長祿四（一四六〇）年は、六ヶ条中三ヶ条が神事についての規定で、他に「タヒウトヲクヘカラス」や「未進無下地トて、ツクルヘカラス」、「ヨソカラキテ村子ゆウテ、エホシキテ村ツク」と、旅人の停泊や勝手な下地の耕作、余所の者が烏帽子直を行い村の者となるのが禁止されている。六条目で余所の者を村人とすることを禁止するのは、「座」による排他的な村落形成の志向性の表れであり、村落が外に対して「閉じた」集団であったことを示すものと理解される。しかし、余所の子を自分の子として迎え入れ、「座」に加入させ村の者としての資格を持たせる行為は、「家」にとつては養子縁組に似た、「家の存続のための行為」であったと考えられる。或は、自己の生産力強化のための労働力とも考えられるが、各「家」の「座」の加入枠は限られているので、やはり、「家」の存続が困難な場合に行なわれた行為であると理解できる。「座」が、この条目で村落への異物の侵入を阻止しなかったのか、「家」が余所と個別に関係を築くことを防ぐことを目的としていたのか、どちらにせよ本来は未介入であるはずの「家」への規制を行ってまで、村落という枠組みを強化しようとする意思が読み取れるのである。

〔E〕延徳元（二四八九）年の二十ヶ条の掟を定めた村掟になると、

その規定範囲は格段に広がる。この村掟は、今堀郷最大のもので、神事に関する規定だけでなく、日常生活に関する規定が多く含まれた内容となっている。事書には「定今堀地下掟之事」とあり、「座衆」という宮座の枠組みを越えた「地下」という宮座の枠外の呼称を用いていることから、「座」の衆議が「村落」共同体の規制を決定する機関として掟を定めたことがわかる。もう一つ、この村掟に特徴的なのが「惣」という語が散見することである。

【史料四】今堀地下掟書案（抜粋）

- ② 一塩増雑事ハ神主可有用意、代ハ惣^{ヨリ}可出候、
- ③ 一薪すミハ惣^{ヨリ}ノヲタクヘシ、
- ④ 一ヘツイニ参タル米、惣取候て、惣^{ヨリ}五升神主方へ可出候、
- ⑤ 一惣^{ヨリ}屋敷請候て、村人^{ニテ}無物、不可置候事、
- ⑧ 一惣^{ヨリ}ノ地下ト私ノ地下トサイメ相論ハ、金^{ニテ}すめすヘシ、
- ⑨ 一惣^{ヨリ}森^{コト}青葉かきたる物ハ、村人ハ村を可落、村人^{ニテ}無物ハ、地下ヲハラウヘシ

- ⑮ 一二月・六月サルカクノ六ヲ、耆貫文ツ、惣^{ヨリ}錢ヲ可出者也、
- ⑯ 一家売タル人ノ方ヨリ、百文^{ニハ}三文ツ、耆貫文^{ニハ}卅文ツ

、惣^{ヨリ}へ可出者也、背此旨ヲ村人ハ、座ヲヌクヘキ也、

史料四は「惣」という語が出てくる条目の抜粋である。②から、神

事のためかと思われる塩などを神主が用意するときに、その費用を出

すこと。③から、薪や炭を所有していること。④から、へつい(籠を祀る神)への供米を請け取り、「惣」から神主方へ五升分を渡すように、供米の管理を行っていること。⑤惣が屋敷を提供していること。⑧私の地に対して「惣」の地を設定しているが、絶対的な権利を有するわけではないこと。⑨「惣」が管理する森の存在。⑩猿楽の演者への禄物(祝儀)である六貫文を「惣」が出すこと。⑪家屋敷を売買に介入し、徴税権ともいえる権利を有していることがわかる。

以上、「座」が十五世紀初頭では仏神田や仏事祭祀に関わる事について規制していたものが、「座」の構成員の行動、末頃には村落生活全体に関わることを規制しはじめており、「座」の規制が段階的に「座」の範囲から、「村落」のそれへと拡大していったことがわかるだろう。第二章で、「座」が構成員の複雑化から「惣」を名乗り、十五世紀半ばには村落外の集団に認識され、「今堀惣」という呼称が定着していたことを述べたが、内部では「村落」(地下)の生活において、「惣」という機関が確実に機能し、中核を担う存在へと変化を遂げていたのである。また、史料4の八条目にみられたように、「惣」を「私」に対する概念として対置することで、「惣」が村落の「公」であることを強調し、村落秩序の維持をはかろうとしていたことは明らかであろう。

「座」が十五世紀末になると、村落全体を規制し始めるのは前節でみたが、この時「座」の内部はどうのような構造であったのだろうか。文明十八(一四八六)年の「烏帽子直算用状」をみると、全二十九名が烏帽子直をしているが、そのうち十六名は一貫文、他十三名は五百文の費用でおこなっている。この費用の差は、優位者に対する減額措置か、この費用の差がその後の権利に影響するのかわからないが、村落共同体における階層や階級差から生じた事態であることは明らかである。長享二(一四八八)年の定書で、東西座の「一和尚」の諸公事と「四人老人」の「武者指口」を免除する旨を定めていることから、も、「座」内部で特権とも言える格差が存在していることがわかる。このような内部の格差は、その後、どのように変化するのだろうか。弘治二(一五五六)年の村掟をみてみる。

【史料五】今堀惣掟書案

定 條々

- 一とまり客きんせひの事
- 一如何様之雖有用所、旁々無安内者内江不可入事
- 一萬勝負きんせいの事
- 一喧嘩きんせひの事
- 一さうりのはきかへ科八十二のすみツ、あしたのはきかへ十二のすみ

一新座之者、惣並之異見きんせひの事

右所定如件

弘治二年 改之

一から五条で、泊まり客、無案内者の村への侵入、勝負や喧嘩事、草履や足駄の履き替えなどが禁止されており、奥に「改之」とあり、そのような掟が何度か出されていることが分かる。村落内の秩序の乱れが頻発している状況であったことがわかるだろう。波線部の条目には、新座の者は「惣」と同等に異見することが禁止されている。ここでの「惣」は「座」の中核である「本座衆」・「オトナ衆」を指すと考えられ、「惣」による新座衆への差別が顕著に表れている。西村氏は、十五・六世紀に急増した新座衆を「マウト」（間人）と判断され、この条目から両者の対立関係の存在を指摘している。両者の対立関係については同意できるが、新座衆を地下の中人である「間人」と断定している点は、慎重に判断すべきであろう。

第二節で、「惣」という呼称には、「座」が内部構造の複雑化の中で、自らを「村落鎮守である今堀十禪師社の座衆全員の総意を体现する集団」として、位置づける意図があったことを述べた。その言葉を、「本座衆」が自らの呼称として用いているのは、村落共同体の核である「座」の内部において、自己を中核機関として位置づけ、増加傾向にあった「新座衆」との対立関係を抑止し、村落生活における階層・階

級差から生じる様々な矛盾を克服しようとしていたことを示しているのではないだろうか。

おわりに

その後の「惣」については西村氏の研究がある。氏は、「惣村」の歴史的段階差が考慮されずに検討が進められている研究史の状況から、菌部寿樹氏の研究を参考に、今堀郷の村掟における署判にどのような意味があるのかを論じられた。「惣分（花押）」とある署判を「惣分文言」であって、村掟の制定が「老人」の恣意的な意図によるものではなく、あくまでも共同体全体の意思決定であることを示すものであったとしている。さらに、ここでの「惣」は村人座とイコールなものではなく、公共性を標榜する論理であったと指摘している。本稿は、氏の指摘を受けて「惣」という語の使用例を初見から見直し、「惣村」とは何かを考えたものである。

ここで、氏との相違点を示しておきたい。まず、延徳元年の村掟より以前のものを官座関係に限定されたもの、以後を行政的掟な性格を持つものと捉えて、この時期を「村掟」の一つの画期と捉えている点と同じである。しかし、十六世紀に市場経済の浸透を背景として、「座」への「マウト」層の加入が急増したため新座衆との対立が発生し、「惣分文言」を「老人衆」を核とした身分秩序の再編成を行う為に創出し

たもの、と考えている点は異なる点である。「マウト」の座への加入は
応永十(一四〇三)年からすでに確認されているし、「惣分文言」創出
以前の「衆議文言」で定められている掟を、「村人座の座衆の寄合にお
ける衆議」で決定された「宮座運営のための決めごとが成文化された
もの」と捉え、掟書の内容を検討せずに、規制対象としているもの
の変遷について触れられていない。これは、鎌倉末・南北朝期に成立し
た村落に対して、戦国期の村落秩序が老人層を中心としたものと捉え
ている点に原因がある。老人層と中間層の対立を意識しているため、
「惣分文言」の登場を無前提に、「老人衆」が「自己の権益保持のため
に創出した論理」である、と評価するに至ったと考えられる。しかし、
本稿で述べたように公共性を標榜する論理である「惣」については、
その言葉が使用され始めた時点から、どのような変遷を経たのかわを見
た上で判断する必要があるのである。

本稿で述べたことを改めてまとめると、「惣」は、十四世紀段階では
仏神田の運用・管理を行う「公的」な機関であることを示すものであ
った。従来に言われるように、村落生活を保障する機能などはまだ果
たしておらず、「惣」が「公的機関」として在地において定着し始める
のは十五世紀段階であった。そして、戦国期ごろを境に仏神事や「座」
構成員の行動にとどまらず、村落全体を規制し運営する主体となって
いくのである。その際、「惣」の論理の範囲を村落にまで拡大させるこ

とにより、村落秩序の維持をはかっていたのである。

元々、「座」は名主のような在地の有力者の集まりであったものが、
村の鎮守を中核に周辺に住まう人々が衆議に参与し始めることで、実
質的に「村人」の集まりそのものとなり、そこで決定される事項も、
自然と村落生活に関わるものへと拡大していったと考えられる。「座」
への村人の参与は、それまで仏神事が一部の有力者によって担われて
いたものが、荘園領主である山門が今堀郷に住まい十禅師社に集う人
々へ、仏神田の管理・運用の権利を認めたことよって起こったと考
えられる。その権利は、有力者個人へ付与されたものではなく、その
他の小農民を含む「いまほりの人々」という集団に認められたもので
あったからである。たとえ、その権利を実際に行使するのが有力農民
層であっても、彼らはそれを根拠とすることで、様々な要求を領主層
へ突きつけることが出来たのである。次第に、その建前は小農民の自
立化の上に実質を伴うものとなり、それを基盤に上層農民は、近隣郷
と協力しながら「村落」の領域形成や共同体としての構造を整備しは
じめるようになる。「座」はさらに構成員を拡大させ、それに外的要因
が作用することで、その内部における格差や身分差は肥大を極めた。
このような「座」の変遷の中で、「惣」という言葉は「座」や「オトナ
衆」の「公的」な立場を主張し、「村落」としての結合の危機を回避し
ようとしたのである。

従来、「惣村」が内部に階層・階級差を内包しながらも、「平等」や「民主制」と評価されてきたのは、「座」のオトナが「惣」という語に象徴される「公的」な概念を創出し、その論理で村落内矛盾の解消をはかっていたからである。「惣村」が戦国期に活発に確認されるのは、村落内に自明として内包されていた格差や身分差が、内外部のさまざまな要因により矛盾を激化させた時期だからであった。つまり、村落崩壊の危機を前に村のオトナ衆が「惣」概念でもって村落を覆うことで、村は結合を強め「惣村」が成立したと言えるのではないだろうか。「惣村」を村落の一類型として評価する場合、社会史や政治史の視点から構造や機能を考察する方法は重要な位置を占めるものであろう。しかし、中世民衆の世界から「惣村」の形成を考えると、「惣」概念の創出の要因を探ることこそが、「惣村」を捉える際に重要な点ではないか。

註

- (1) 石田善人 a 「惣について」『史林』三十八―六号、一九五五年、後『中世村落と仏教』思文閣出版、一九九六年に所収)、b 「郷村制の形成」『岩波講座日本歴史』8 中世4 岩波書店、一九六三年、後、前掲著書所収)。
 (2) 三浦圭一 「惣村の起源とその役割」(『史林』第五十卷第二・三号、一九六七年三月・五月、後『中世民衆生活史の研究』思文閣出版、一九八一年に所収)。
 (3) 惣分、惣衆、惣町、惣郷、惣国、郡中惣など。

- (4) しかし、石田氏は史料上に「惣百姓」という表現が現れるのが南北朝以降であることを指摘し、それ以前に類似する組織として村堂の結衆を挙げている(前掲註1b論文)。
 (5) 朝尾直弘「惣村から町へ」『都市と近世社会を考える 信長・秀吉から綱吉の時代まで』朝日新聞社、一九九五年)。
 (6) 勝俣鎮夫「近江の惣村―菅浦に惣を中心に―」『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第二十九号、一九九六年)。
 (7) 田中克行「惣の在家・乙名―近江国菅浦惣庄の形成」『史学雑誌』一〇四編九号、一九九六年、後『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年所収)。
 (8) 「今堀日吉神社文書」(以下、「今」)。滋賀県東近江市今堀に残された、文応元年(一二六〇)から中世を中心に近世・近代に及ぶ総計千八百十点の文書群。売券・寄進状や宮座関係のものが多く残され、村落生活を知ろうえて貴重な史料である。現在は滋賀大学経済学部附属史料館に收藏される。
 (9) 「今」三二八号(仲村研編『今堀日吉神社文書』雄山閣出版、一九八一年、号数は史料集の番号に従う)。
 (10) 今堀十禅師社は、現在の今堀日吉神社(滋賀県東近江市八日市今堀町)であり、明治に改称して現在の名称となった。中世史料では「今堀十禅師社」と表記されるので、本稿ではこれにならう。
 (11) 丸山幸彦「荘園村落における惣有田について―近江国得珍保を中心に―」『中世の権力と民衆』日本史研究会史料研究部会編、創元社、一九七〇年)、「中世後期荘園村落の構造―今堀 郷における村落共有田の形成を中心に―」『日本史研究』一一六、一九七一年一月)。
 (12) 「今」四三六号。
 (13) 「今」四〇三号。
 (14) 至徳元年に寄進された「林下地」「小四十歩」の四至は東が「左近三郎林」、南が「道」、北が「七郎太郎作」、西「大道」であるので至徳三年の屋敷と

- 東「弥次郎」が異なるだけである（前掲註13史料）。
- (15) 奥島荘は、滋賀県近江八幡市島町・白王町・円山町・沖島町に比定。津田荘は北津田町や中之庄町・南津田町辺りに比定される。はじめ、津田荘と別荘園であったが領主を同じくして後は「大島・奥津島」と併称された。
- (16) 奥島荘内の荘園領守『延喜式』には大島神社と奥津島神社と二社であったが、永仁六年（一二九八）すでに「両社」と記載されていることから鎌倉時代以前には現在ののように同地に祀られていたとみられる。
- (17) 仁治二年（一二四一）から一部近世にわたる二百二十八点もの史料が残される。「大島神社奥津島神社文書」（以下「大」）。現在は滋賀大学経済学部附属史料館に収蔵される。
- (18) 「大」三十号（『大島神社奥津島神社文書』滋賀県経済学部附属史料館編、一九八六年）。文書番号は史料集に従った。
- (19) 佐藤進一『「新版」古文書学入門』（法政大学出版局、一九九七年）、売券の項。瀧澤武雄『売券の古文書学的研究』（東京堂出版、二〇〇六年）。
- (20) 現在の滋賀県伊香郡西浅井町菅浦に比定される。
- (21) 「菅浦文書」（以下、「菅」）。菅浦区長持ち回り分や須賀神社等に保管されていた文書群の総称。中世から近世までのものを特に呼ぶ。千二百点ほどあり、現在は滋賀大学経済学部附属史料館に収蔵される。
- (22) 「菅」一八〇号（『菅浦文書』上下、滋賀大学経済学部附属史料館編、一九六〇・六七年）。但し、四三二号までは、現在蔵持重裕氏が再調査し『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』に掲載したものである（調査進行中。以下「菅」。文書番号は史料集に従った）。
- (23) 「惣」の出仕の理解は、西節子氏は「忌日田の耕作という義務を伴った共同体一員としての権利」とされているが、今堀郷の村掟に「於新座輩、雖為一度遂出仕之者、依其座次第、可来頭之者也」と、一度座に出仕すれば、祭礼の頭役を務めるように取り決めているものがあり、座の「出座」の禁止と理解すべきであろう。（西節子「菅浦惣、その歴史的展開」『北陸史学』第二〇号、一九七二年十一月。永徳三年正月日「近江今堀郷家鎮頭定書案」三五七号）。
- (24) 「菅」二二四号。また、史料3にみえる正阿弥陀仏・現阿弥陀仏・善阿弥陀仏・慈願坊は暦応五年（一三三二）の「日差・諸河田地注文」によると、圧倒的な耕作田地面積を有する村の有力者であることがわかる（「菅」三二六号）。
- (25) 佐藤前掲註20掲載著書。
- (26) 延文二年十月二十日「今堀神田注文」（今「四四二号」、建武二年十一月十日「今堀神田注文」（菅「五七四号」）。
- (27) 仲村研氏も延文二年の注文は、臨時に設定された免田の恒久化の確認であることを指摘している。（『中世惣村史の研究 近江国得珍保今堀郷』法政大学出版局、一九八四年、第五章「今堀郷の神田納帳」二六四頁）
- (28) 「今」四三九号。
- (29) 永徳元年（一三八一）二月十日「衛門次郎田地売券」（今「三九五号」）。
- (30) 応永元年十一月一日「一預了音昌寄進状」（今「四一一号」）。
- (31) 正長元年八月三日「今堀老人衆連署菜島売券」（今「三九一号」）。
- (32) 彼等はそれぞれ村落生活において有力な人物たちで、正覚房に至っては、応永二十五年（一四一八）に、寺家や小里に煩いをなす常珍と左近三郎商人を在地の寄衆から放ち、永く立ち返らないように決められた際に作成された請文に神主とともに連署するなど、重要な位置にいたことがわかる。
- (33) しかしながら、このような活動全体が今堀郷オトナ衆の恣意的な動きであるというのではない。
- (34) 永徳三年正月四日「今堀郷結鎮頭定書案」（今「三五七号」）。
- (35) 応永十年二月日「座公事定書」（今「三十三号」）。
- (36) ここでいう「惣」の積極的な活動は、「惣」という語を使用するかどうかを述べており、「座」や「オトナ衆」の活動とは別な話である。
- (37) 永享三年十一月十三日「道泉田地寄進状」（今「四三四号」）。道泉は応永二十三年「庵室田如法経道場寄進目録帳」（今「五九〇―二号」）。で「菓

- 師堂道泉」と記され、ここでは当寄進状に該当する記事もみられる。
- (38) 永享五年二月十日「聖秀畠寄進状」(「今」四一九号)。聖秀は、真乗坊の庵室の聖で在地の宗教者と推定されている(仲村研前掲注(27)掲載著書)。
- (39) 「村人等夏中定書案」(「今」三二七号)。

(端裏書)

「夏中之置状」

一 聖之間并夏中之常住物日記

半

一 椀十具折敷一足在之、若此内分失之時者、当聖如元可弁進者也、若相違之時者、請人之可沙可沙汰者也、

一 夏中間之味噌米等、其余之有者、料足二成、器物等可買者也、

一 又聖のかわりめに、ひくつ五きん、油三合、当聖之手仁可渡者也、

右所定如件、

宝徳三年十一月六日

村人等定所如件、

- (40) 永享六年二月二十日「こくり女畠売券」(「今」四〇〇号)。永享八年四月十五日「今堀刑部菜畠売券」(「今」六〇七号)。永享十年十一月三日「今堀左近三郎畠売券」(「今」三九八号)。
- (41) 嘉吉二年十月日「今堀刑部菜園寄進状」(「今」三三九号)。
- (43) 文安四年十一月十四日「聖秀畠田寄進状」(「今」二二四号)。
- (42) 文安三年九月二十一日「今堀道妙下地寄進状」(「今」二二七号)。
- (44) 応永三十二年三月二十六日「今堀又次郎田地売券」(「今」五二二号)。
- (45) 長享二年十一月四日「老人定書案」(「今」三七〇号)。永禄九年十二月吉

日「今堀郷十権師田畠年貢目録帳」(「今」三二七号)。今堀郷の宮座については、萩原龍夫氏『中世祭祀組織の研究』吉川弘文館、一九六二年)や菌部寿樹氏(「中近世以降期における近江国今堀郷宮座の変質」『米沢史学』十八号、二〇〇二年)が挙げられる。

- (46) 西村幸信「今堀日吉神社文書の村掟とその署判」『市大日本史』六号、二〇〇三年五月)。

(47) 前掲註(36)の「座公事定書」と応永三十二年十一月日「今堀郷座主衆議掟」(「今」三六五号)。

(48) 当史料の事書にも「今堀郷座主衆議定条々事」とあるので、「座主」は座の中核を担う限定された者の事を指すのではなく、「座衆」を指すと考えられる。

(49) 文安五年十一月十四日「衆議定書案」(「今」三六九号)。三条目の「木柴」と四条目の「切初」は、『中世政治社会思想 下』では、「木葉」・「切物」となっている(日本思想体系、岩波書店、一九八一年)。

(50) 長禄四年十一月一日「神事定書案」(「今」三七一号)。

(51) 延徳元年十一月四日「今堀地下掟書案」(「今」三六三号)。

(52) 八条目の「惣森ニテ青葉かきたる物ハ、村人ハ村を可落、村人ニテ無物ハ、地下ヲハラウヘシ」から「地下」は「座」の資格をもった集団の枠である「村」の外側にある範囲を示すことがわかるかと思う。

(53) 文明十八年十二月二十八日「烏帽子直算用状」(「今」五八〇号)。烏帽子直は男子の元服である。

(54) 前掲註(45)の「武者指口」については不明である。

(55) 弘治二年「今堀惣掟書案」(「今」五号)。

(56) 前掲註(46)掲載論文。

第二章 「惣村」成立以前の菅浦と領主竹生島

はじめに

中世、都に程近い近江国では、鎌倉末頃より「村」を基盤とした人々の「惣」的結合が確認できる。その中でも、菅浦荘は、「惣」共同体を構成する人々の身分が「フラット」であると評価され、研究者の中では「惣村の典型」と称される地域である。

当地の研究は、大正十二年（一九二三）に発表された中村直勝氏の「禁裡供御人について」⁽¹⁾に始まり、多くの成果が残されている。南北朝期から戦国期を中心とした、「惣村」や「供御人」としての存在形態や展開、近隣村落との対立・同盟関係、村落領域の構成（景観）などがあり、「惣村」菅浦荘の自立的自治的な姿が明らかとなっている。しかし、これらの研究に比して、「惣村」が成立する以前のものには驚くほど少なく、豊富であるとは言いがたい。そのほとんどが、戦国期の「惣村」菅浦荘を前提としたもので、自らの知恵を駆使し、相論で戦う菅浦百姓たちの華々しい姿が描き出されている。

これは、かつて「惣村」研究が「惣村」を、領主制支配に対抗する農民的自治組織として位置づけ、彼らが持つ自治的側面を明らかにすることを課題としていたためであろう。内部矛盾が三浦圭一氏に明らかにされた後も、「惣村」が領主支配の抵抗のための自治的共同体であ

ることは自明であつた。⁽³⁾

菅浦荘の場合も、供御人という身分証票や平等負担の原則の発見から、依然として、平等原則を結合原理として団結する自立的自治的「惣村」像が健在であつた。それをもって、近年の「惣村」像が描かれ、菅浦荘の研究全般にも「惣村」像を見出す視点が貫徹しているのである。「菅浦文書」を古文書学的考察から、その全般的な研究を成された田中克行氏でさえも、「惣村」成立以前の段階における研究で、訴訟文書入手ルートを解明することで「菅浦がいかなる権力を頼って提訴に持ち込んだか」と、菅浦荘の人々の主体的な動向を明らかにしようとしている。⁽⁴⁾

以上、「惣村」成立以前の菅浦荘の研究は、自立性のある民衆像を求め「惣村」研究の視点に覆われており、菅浦住民以外の存在や相論における諸権力の主体性・積極性を消極的に評価し、そこで在地社会での関係性が語られることはない。

そこで本章は、「惣村」が成立してくる以前の段階における相論を手掛かりに、領家や在地領主との関係、在地に直接的・間接的に影響する勢力の変動等を踏まえて、菅浦住民がおかれていた在地社会の状況を明らかにする。そのため、本章で扱う相論は、十四世紀半ばごろまでのものに限定することとする。

第一節 菅浦荘について

1 支配関係

菅浦荘は琵琶湖最北端から、琵琶湖に浮かぶ竹生島に向かって突き出た半島の西岸にあり、その地の住人は、天皇の供御として生魚を納めながらその供御人としての特権を利用し湖で魚を取り、漁業で生計を立てていた⁽⁵⁾。そこから西岸沿いに少し北に上がると日指・諸河という小さな田島があり、さらに北へ進むと大浦という古代以来の湊に着く。ここ大浦にあった荘園と、菅浦のちようど間にある日指・諸河の地をめぐって、約一三〇年間に渡って相論を繰り広げたことは、あまりにも有名である。

当地には、国の指定文化財である「菅浦文書」という村落文書群があり、一二〇〇点もの中世文書が残存している⁽⁶⁾。他地域の村落文書が売券などの証書類や祭礼など生活に関するものが中心であるのに対して、ここに残る文書は相論・訴訟関係が多いことが特徴的である。同時に、その性格上、訴訟で使われたであろう偽文書が含まれることも指摘されているので、その使用には若干の注意が必要である。

まずは、菅浦荘が荘園社会の中でどのような位置にいたのかを確認しておく。菅浦荘は、供御人が定住し村落を形成していく中で成立したと言われている。先ほども触れたが、住人は天皇の供御として生魚を備える日次供御人として、内膳司の御厨子所の下にあった⁽⁷⁾。菅浦供

御人自身の主張によれば高倉院以来の供御人であり、またその源流を筑摩御厨に求める説もある⁽⁸⁾。

正安二（一二三〇）年に大浦荘が提出した陳状には、「こゝにすかのうらハ、もとハこれたうしやうの、一ミやうなり、またかくへつたしやうニあらず、しかるをときさしやうきゑのあまり、ちくふしまのれいちやうによせて」とある⁽⁹⁾。つまり、菅浦は「元は当荘（大浦荘）の一名であり、格別他荘でなかったが、時の雑掌が竹生島に帰依するあまり寄進してしまった」と主張していることから、元は円満院領である大浦荘の名の一つであったことがわかるであろう。この動きを中村氏は山門と寺門の対立抗争により菅浦内に独立気運が起こり、菅浦の土地を挙げて寄進することで大浦荘からの独立を図ったと見て⁽¹⁰⁾いる。事の真偽は不明であるが、竹生島が延暦寺の院家である山門檀那院の末寺であったため、菅浦は竹生島を領家、檀那院を本家とし、「不断常灯料所」として領主へ灯油料を弁進する地として、支配されていたことが確認できる⁽¹¹⁾だろう。

また、嘉元三（一二三〇五）年二月日付の「日指・諸河百姓等請文案」によると、日指・諸河の田島の半分の進止権を寄進し、往古からの山門日吉社の八王子社の御油弁進と神人役に、本社である二宮の神人役を加えた両社の神人役を務めることとし請文を提出している⁽¹²⁾。ここから、菅浦の住人は嘉元三年以前より山門に神人として支配されていた

ことがわかるであろう。

菅浦の住人は、供御人として天皇家に属し、神人として山門に属し、住まう土地は竹生島と檀那院を領主として、荘園社会の中に位置していたのである。

2 堺相論

菅浦荘は、史料上に登場して以来さまざまな相論を繰り返しているが、それは多く中世村落が直面した相論と同じ性格のものに分類できる。「A」近隣の村―大浦荘―との堺相論と、「B」在地領主などの領主層―周辺地頭・湖北武士・守護代―の非法への抵抗としての相論の二つに分類できるかと思う。

「A」は、ムラが集落を基点として、自分たちの生活領域を形成するなかで直面するものであるから、事例を挙げれば枚挙にいとまがない程である。これらは両者の領主が異なれば、本所裁判では解決せず、外部の訴訟機関の介入を余儀なくさせる性格を持っている。「B」は、荘園の枠組みの中で領主が、荘園領主に反し規定以上の収取物や労働力を強制的に行おうとしたものなど、悪覚化した領主層に対するものであり、こちらも中世に頻発する現象である。菅浦荘の場合は、地頭や惣追捕使は存在しなかったが、周辺地頭や湖北を活動拠点とする守護代・御家人による非行行為は後を絶たなかった。これらは荘園領主

や蔵人所を通して、西国武士を統括する六波羅探題（以下、六波羅と省略す）へ訴える必要があった。ここでは、AとBに分類できる主要な相論を紹介しておく。

「A」堺相論―大浦荘―

円満院領である大浦荘との相論は、永仁三年（一二九五）にはじまり中世を通じて続くが、寛正四（一四六三）年九月以降史料上から両者の争いは姿を消す。当初、大浦荘側は菅浦を同荘内と認識しており、菅浦の行動を押領行為としてみているのに対して、菅浦側はあくまでも堺相論としており両者に論点の認識の違いがみられたが、そのうち両者の中間に位置する日指・諸河の領有をめぐる争い、すなわち堺相論へと論点が移行していった。大浦荘との相論は長期にわたり広く展開しており、今ここで全てを取り上げるには限界があるので、相論のはじまりから菅浦住人が直接日指・諸河の領掌を得るまでを一区切りと考えて、その概略と経過を簡潔に述べる。

元々、大浦荘であった菅浦の地を大浦荘の雑掌が、弁財天女垂迹の霊地である竹生島への帰依のあまり寄進してしまったことは先ほども確認したが、大浦荘は続けて、陳状で「一たいのざしやうかしせんのかきふをとめて、もとのことくたうしやうくわんれいすへきよし」と、雑掌一代限りの寄付として、元のように大浦荘の領掌とすべき旨を述べている。これにより、雑掌の寄進自体は問題となっていないことが

わかるであろう。事の発端は、永仁三（一二九五）年に日指・諸河で行われた田畠検注であると考えられる。検注が行われるより前の八月十一日、日指・師河の田畠の所当について、検注を行うまでは七貫文とするように決定している¹⁴。そして、同年九月二十日、荘官である公文・御使・定使が、田四町五段のうち定使給三段五斗を除いて所当米（年貢）として二石五斗を定め、山畠には御灯油代銭として八貫文を定めて懈怠なく年貢以下を納めるように「菅浦百姓等」へ宛行状を出している¹⁵。そこには、「右、田畠、雖可遂実検、百姓等歎申之間」とあり、田畠検注が八月十一日から九月二十日の間に行われていることがわかるだろう。ここで山畠にかけられた「御灯油代銭捌貫文」は竹生島への「不断常灯料」に対応するので、竹生島所領として日指・諸河の検地が行われたと考えられる。

この菅浦側の行動に対して大浦側が黙認するわけもなく、同年十二月に大浦荘雑掌の康朝は、御家人菅浦公文俊賢が人勢を率いて荻田狼藉を行ったとして、円満院を介して六波羅へと訴え出ている¹⁶。大浦側は、日指・諸河の地を自領として認識していたので、菅浦側の収穫行為は大浦雑掌の目には、荻田狼藉行為として映ったのであろう。大浦荘との堺をめぐる相論は、このようにして始まったわけであるが、この時、大浦荘は円満院による本所裁判ではなく、六波羅を通じて訴訟を起こしている。これは、正当かどうかはさておき、菅浦の地が竹生

島ひいては檀那院領であることが、はっきりと大浦荘側に認識されていることを示している。

以降、約半世紀間の訴訟とその結果をまとめる。

① 正安二年頃（一二三〇）

菅浦供御人が、大浦庄住人の狼藉行為を、藏人所を通し朝廷訴訟として持ち込んだ訴訟である。これに対し大浦庄百姓側は、菅浦の地は大浦庄の一名であったのに菅浦が檀那院の威を借り供御人を語って奸謀を行い、数十町の田地を押領すると主張しており、両者の論点がずれていることがわかるかと思う¹⁷。これは、菅浦荘が正式な荘園としての根拠がないことに由来するが、これに関しては後に述べる。しかし、この相論の主眼は日指・諸河の領有にあることは明らかである。田中氏は院宣等に「藤原季教申状」「藤原永尚申状」とあることと供御人の申状が現存していないことから、菅浦住人自身は「訴訟の直接の当事者となっていない」として供御方代官による訴訟とみている¹⁸。しかし、大浦荘の陳状にあるように供御人たちの関与はあったものと考えられるし、関与がみられない場合も直接の当事者とならなかった要因を考察すべきである。また、大浦荘は、菅浦荘が守護と相語り同意を得たこと、新加の供御人をたてて（大浦荘の）本所・領家に従わないことも訴えている。

② 嘉元年間（一二三〇三〜〇六）《六波羅・大浦住人濫妨》

第一節で触れたように、菅浦住人は訴訟直前の嘉元三年二月に、日指・諸河の進止権半分を寄進し、神人役を増加して延暦寺との関係を強化させており、同年八月には神人・供御人として大浦荘を訴えて¹⁹いる。同年十二月末には山門衆徒が事書を提出し、その中で大浦庄雑掌などの濫妨を訴え、後に菅浦が日指・諸河の領有を得る証拠文書となる、建久官符を使用するが、大浦側の承元元年以後の検注帳が採用され、後宇多院の繪旨が下り菅浦は敗訴したようである。²⁰

③ 延慶年間（一三〇八～一一）

延慶二年、檀那院は申状を作成し、日指・諸河の菅浦領有権の復活を図っている。しかし、後の史料によれば延慶年間に大浦側に院宣が下され、菅浦荘は敗訴したようである。²¹田中氏はここではじめて山門が当相論において訴訟担当者となったことを指摘している。²²

④ 建武元～三（一一三三～四～一一三六）年《雑訴決断所》

雑訴決断所の沙汰として菅浦管領が認められ、建武三年には後醍醐天皇の繪旨も下り菅浦は初の勝訴を得る。この訴訟については後に詳しく述べるが、ここで初めて竹生島の雑掌が訴人として登場する。

⑤ 暦応元～三（一一三三～八～一一四〇）年《北朝訴訟》

建武訴訟で勝訴後、大浦荘からの妨害は続いたと見え、檀那院末寺竹生島領菅浦として訴え訴訟するが、文殿の裁判をもって光厳天皇の繪旨が大浦庄に下り、日指・諸河は大浦管領とされる。²³暦応三年五月

には、檀那院衆徒が申状を提出し、大浦側の主張のみを取り訴訟を行ったとして他の奉行での訴訟を申し出ているが、北朝訴訟において菅浦の管領は認められなかったとみえる。

⑥ 文和元～延文四年（一一三五二～一三五九）

菅浦百姓が直接守護方へ訴え、目賀田左衛門入道の奉行により長久官符を証拠文書として日指・諸河を菅浦管領として認めてもらう。²⁴これも後述したい。

以上、大浦荘との堺相論の経緯を述べた。建武元年まで菅浦荘が、本来荘園領主である竹生島や檀那院を通して訴訟すべきところを、「供御人」の身分を全面に強調して訴訟していたことがわかるであろう。これは、従来からも指摘されている通り、日指・諸河に対する正当的な証拠を有していないためである。そのため、「大浦住人の濫妨があるので、供御の弁進が出来ない。供御を納めるためにも供御人を安堵して欲しい」と、訴えていたのである。

3 領主層の非法

〔B〕領主層の非法停止のための訴訟

次に、領主層との訴訟についてみていく。こちらは、惣追捕使職設置に際し荘官としての支配構造に組み込まれようとする動きと、悪党等の押妨行為となる。

i 代官

建長四（一二五二）年、莊園領主である檀那院政所から下文が菅浦百姓等へ出された。²⁵

【史料一】

檀那院下文

近江国檀那院領菅浦百姓等所

早任先例、不可信用行忠代官当浦乱入事

右行忠者、称有江比叡太郎為政之讓状、令乱入当浦之間、被相

触子細於武家了、後敢不令入部、而去十一月日、掠賜前内藏寮

之下知状、令乱入当浦之間、被相尋寮家之処、於不知子細、雖

賜下知状、任先例、可被致沙汰之由、返状十二月三日明白也、^相

^{副之}、然者於自今以後者、不可信用於彼乱入者也、於背仰旨百

姓等者、定有後悔歟、敢勿令違失、仍所仰如件、

建長四年十二月十六日 院司

法橋上人位（花押）

大法師（花押）

これによると、行忠という代官が江比叡太郎為政という人物の譲り状があると言つて、菅浦に乱入したので、武家に触れたところ、入部してこなくなつた。しかし、去十一月にまた今度は、前内藏寮の下知

状があると言つて乱入してきたので、内藏寮に尋ねたら下知状があつても先例に任せると返状を送つてきた。今後行忠を信用しないように百姓に告げていることがわかる。ここから、莊園制社会で証文を偽装してまで代官として侵入してこようとする御家人の存在。そして、それを阻止しようとする莊園領主の姿が確認できるかと思う。また、莊園領主である檀那院が、菅浦供御人の管理を行う内藏寮へ下知状の真偽を確かめるなどしていることから、菅浦の莊園支配と供御人という人への支配が支配者側で区別されていることがわかるかと思う。

ii 惣追捕使職

①文永六（一二六九）年、小串行方という人物が竹生島へ愁状を出している。

【史料二】左兵衛尉小串行方愁状案（『菅』一三九号）

（端裏書）

「菅浦事、小串民部入道子息左兵衛尉状案、惣追捕使所望事、

文永六―九月送之、正文ハ在領家御所」

近江国竹生島内菅浦惣追捕使職者、去承久之比、親父小串民部大

夫入道故武藏前司入道殿之御時給安堵以来、知行無相違候之

処、小串入道之婿、預置熊替^{（谷）}次郎左衛門尉直村之刻、彼浦

百姓等併仮神人之威、於事成忽諸之思、致狼藉候之間、依召籠

聊^(御)百姓少々以称狼藉之咎被召上彼職、而無指由緒、宛給海

津紀左衛門尉候^{云々}、仍即雖可触申子細候、鎮住関東候之間、

于今自然罷過候了、且近来仏神人分事、被召武家被管之仁所領

諸職事、所見于御式目候、本給安堵候上者、可申関東候へとも、

所詮為当御寺務御計令安堵候はん事、可宜候之間、内々如此令

申入子細候、以此旨可然之様可有洩御披露候、恐惶謹言、

文永六一

九月九日 左兵衛尉藤原行方^{在判}

謹上 竹生島別当御房

これによると、小串行方は菅浦の惣追捕使職を親父の婿の熊谷に預けていたが、浦の百姓等が神人の威を借りて狼藉をしたのに対して、百姓等を召しこめてしまったため、惣追捕使を取り上げられたので、安堵して欲しいと願っている。波線部をみると、本来武家被官の所領のことは式目に本領安堵は関東であるとあるのだが、内々に竹生島に安堵して欲しいと頼んでいることがわかる。つまり、菅浦荘支配において実質的な惣追捕使職補任権を領家である竹生島が有していたことを示すのではないだろうか。

②永仁六(一二六九)～一二九八)年

大浦荘を東方向に向かうと塩津湊のある塩津浜が広がり、そこから越前国敦賀へと通じる塩津街道沿いに塩津荘があつた。その地頭で

あつた熊谷氏が、菅浦へ乱入し、供御人を進退しようとした。この時、菅浦は蔵人所を通じて六波羅へと訴訟を起こしている。熊谷氏の陳状によれば、彼は惣追捕使職を理由に菅浦荘支配を行おうとしていたようである。この熊谷氏は①で出てきた小串氏の婿の熊谷氏に該当する。この訴訟に関しては次章で取り上げる。

iii 湖北の悪党

・守護使勝浄・馬太郎・(舟木)藤次郎

正應四(永仁五)～一二九一～一二九七)年。六波羅御教書によれば、蔵人所菅浦供御人等が、守護使勝浄・馬太郎・(舟木)藤次郎が大浦土民を騙つて、船木の浦で供御人を搦取り錢貨以下を奪取すると訴えた。永仁二(一二九四)年九月に六波羅から守護代へ御教書が下り、翌年二月に守護代僧宗源は、陳状を提出している。それによれば、供御人の訴えは奸訴であり、菅浦供御人以下の悪党等が大浦へ夜討を仕掛け、その際に山田五郎を殺害、他の者を刃傷した罪から遁れるために奸謀を行っている、と主張している。その後、同年十月に六波羅が近江守護佐々木氏へ論人を召しだすように下知状を下して以降のことは不明である。

このように、菅浦荘の住人は菅浦荘にいるときは、周辺地頭の濫妨や大浦荘住人の打ち入りに合い、商業活動のために湖上交通を利用し

ては、悪党化した湖北武士の非法に合うような状況が日常化していたことがわかる。各訴訟の経緯を述べたが、菅浦が建武元年までは日指・諸河に関する相論においても、供御人の立場を主張することでその権利を得ようとしていることがわかる。これについては後述するとして、菅浦は右にまとめたように永仁年間からの半世紀間に多くの相論を繰り返している。

しかし、それら相論の研究史上の扱いをみるに、菅浦住人中心の訴訟であるという視点で語られおり、そのみをもってして菅浦の在地における関係をみるには限界がある。菅浦を舞台とした相論には、菅浦自身はもちろん、他の在地領主や諸勢力の重層的な利害関係が存在したはずであって、当然として菅浦の領主である竹生島に關しても語られるべきであるのに、言及されていないのは問題ではなからうか。そこで次章以降、領主竹生島に視点を置いて考察していく。

第二節 竹生島と熊谷氏

1 竹生島について

菅浦荘の領家竹生島は、琵琶湖北部に浮かぶ島であり、島内には竹生島観音として知られる宝厳寺の伽藍が立ち並び、弁天堂には日本三代弁財天の一つが祀られている。中世においては、「竹生島権現」「竹生島弁才天社」と称され、弁財天・観音を祀る神仏習合の霊場として

崇敬を集め、怨敵を滅ぼす神の島として武家の尊崇を受けるとともに、近隣の漁民たちの信仰の対象となっていた。縁起によれば当初は南都諸大寺僧侶の苦行修練の聖地として開かれたとみられるが、承和あたりから天台系修験の行場となっていたと考えられている²⁹⁾。竹生島で行われる蓮華会³⁰⁾は著名であり、天元元(九七八)年には法華經百部を書写し、それを弁財天に奉納する法会をおこなったとある。正応元(一二八八)年の山門集会事書によれば「竹生島蓮花会頭役者、為慈恵大師御興行、山門三箇大事其一也」とあり、山門にとつてもその法会が重要視されていたことがわかる³¹⁾。また第一節で述べたように竹生島は檀那院の末寺であり、延暦寺との関係が深かったことがわかる。

竹生島の所領は建久三(一一九二)年の史料に「菅浦在家田島老処是皆雖狭少之所、依為往古施入之領、所注載也、就中早崎者、権現祭礼之遊行所、菅浦者不断常灯所進地也」とあるように、料所菅浦荘に加え山王権現(日吉社)の遊行所(御旅所)である早崎(竹生島東対岸)を所領としていた³²⁾。

次に、竹生島が訴訟している記録があるので確認しておきたい。弘安七年(一二八四)の「六波羅御教書案」によれば、竹生島寺僧は、浅井郡守護代が寺領である早崎村に乱入し、身代以下錢貨を押し取つたとして訴状を提出しており、六波羅は近江守護佐々木六角氏に問状を下している³³⁾。しかし、浅井郡守護代から陳状が提出されたのは、翌

年の四月になってからであった⁽³⁴⁾。また正安元（一二九九）年の「山門衆会事書」によれば、「山門三箇大事其一」である竹生島の蓮華会の頭役は、「浅井東西郡地頭御家人、其他甲乙人、神人、宮人」が勤めるのが例であった⁽³⁵⁾。しかし、「塩津庄住人弥太郎」や「西塔釈迦堂」の神人六十六名が、祭札を押し取ったと、山門が抗議している。この一件については、他に関連する史料が残存しないので詳細は不明であるが、早崎村乱入の時と同様、竹生島寺僧等による訴えがあり、山門衆議の事書が作成されたと考えられる。

このように竹生島の寺僧は、十三世紀末頃に湖北武士の濫妨に対して訴人として訴状を作成し六波羅へ訴えを起こしていたわかった。しかし、竹生島と菅浦の建武以前の関係については、領主と料所とされるのみで両者の関係性がそれ以上まったく言及されておらず、竹生島の雑掌が訴訟に直接現れるのが建武元年「竹生島雑掌申状」であることもあり、相論への介入もなかったとみなされている。何故菅浦の相論に関して竹生島の介入がなかったと考えられているのであろうか。例えば田中氏は、塩津庄地頭との相論において、熊谷氏が「竹生島を味方に付けることで菅浦供御人の支配を狙っていたことが判明する」として、「菅浦は藏人所供御人として対抗する他はなかった」と竹生島が菅浦よりも熊谷氏についていたと理解する⁽³⁶⁾。氏はその根拠として史料1で小串氏が竹生島を頼った事例を挙げているが、果たして妥当で

あろうか。

というのも、菅浦は竹生島にとって数少ない所領である。早崎村への濫妨について訴訟しているのに対して、大浦庄・守護使・熊谷氏の菅浦への濫妨に対する訴訟への関与がないとは考え難い。さらに何故建武元年になって竹生島は訴訟へ積極的に関与していくのかという疑問が残る。この二点について次節で建武元年以前の惣追捕使職をめぐる相論を、次章で建武元年からの堺相論を取り上げて検討していく。

2 菅浦惣追捕使職をめぐる相論

i 相論の流れと、雑掌竹生島

永仁六（一二九八）年三月日菅浦供御人は、塩津地頭（熊谷）七郎次郎舎弟熊谷余一などが去年一二月に当浦へ乱入し漁を妨げ、家内に打入狼藉をするので供御が供えられない、濫妨を停止してほしいと藏人所を通して六波羅に提訴している⁽³⁷⁾。その後何度かやりとりがあったと思われ、同年六月日には熊谷氏側が二度目の陳状を提出している。

【史料三】菅浦惣追捕使代小松乘眼重申状案（『菅』二七八―二九号）

近江国菅浦惣追捕使熊谷七郎次郎直忠代小松師房乘眼重言上

欲早被申本所、被召出雑掌、遂問答、蒙御成敗当職事

副進

一通 御文案

右当職者、為開東御領、賜安堵御下文畢、而称本所進止被濫妨之間、就訴申、究訴陳之上者、早被申本所、被召出雜掌、遂問答、為蒙御成敗、重言上如件、

永仁六年六月 日

熊谷氏の陳述によれば、菅浦の惣追捕使職は関東御領として下文を得ているが、雑掌が本所の進止であるといつて濫妨をするので本所に申し入れて問答を遂げたいと「菅浦惣追捕使熊谷」として願ひ出ている。その熊谷氏の陳状に対して九月に菅浦供御人は重ねて訴状を提出している。

【史料四】菅浦供御人等重申状案（『菅』二七四号）

藏人所近江国菅浦供御人等重言上

為同国他郷塩津地頭、号惣追捕使、乱入当浦、擬令進退供御人間、忝被成下、綸旨、有其沙汰、被付三ヶ度召文処、不及是非陳状、剩閣先例供御方沙汰、為当領家御方、可繼訴陳令構申其答不輕問事

副進

三通 綸旨并御拳状等案 二通先進畢

三通 御教書案

一通 熊谷七郎次郎訴状案

右塩津地頭、称無跡形之惣追捕使之号、乱入當浦、可令進退供

御人等由令申而、致種々狼藉之間、為供御方就有其沙汰、於惣追捕使名字者、先々永止其思、送季序畢、爰彼熊谷七郎次郎依無其謂欺、^①閣供御方之沙汰、今更為當領家御方、可繼訴陳、狀之由令構申之条、奸謀之至顯然也、然者早為被処其罪、重言上如件、

永仁六年九月 日

熊谷氏は菅浦の惣追捕使職を永く止められてから年序を経ており、三度の召喚状にも応じていない、何よりも供御方の沙汰ではなく当領家御方として訴陳を継ごうとすることは、奸謀の至りであるとして早く罪科に処すよう求めている。その後、六波羅から何度か熊谷氏宛てに召文が出されたが、いずれも応じなかった。永仁七（一二九九）年の有道奉行の請文によれば、三度の召喚状の旨を伝えたが、在京により受け取らなかつたと報告している。これ以降、この訴訟に関する文書はみられなくなる。

以上、相論の流れをみたが、熊谷氏の濫妨を訴えた供御人の訴状に対して、熊谷氏は「雑掌」の濫妨を訴えており両者の言い分は全く噛みあっていない。このことについて田中氏は、史料三波線部①から、供御人側が、熊谷氏の陳状を「藏人所を通さず、領家竹生島を通して訴えを続けようとした」ものであると批判していると理解され、この時、熊谷氏が竹生島へ頼つたのだとしている。また、過去に御家人が

惣追捕使職安堵を竹生島に願ひ出でたことの先例として前節二iiの史料二を挙げられた。史料二は文永六（一二六九）年に小串左衛門尉藤原行方が義理の兄弟に菅浦の惣追捕使職を預けて自身は関東に鎮住していたところ、その職を改易されたので、竹生島へ惣追捕使職の安堵（回復）を頼んだ時の愁訴状である。先にも述べたが、内々に竹生島へ申し入れている。これをもって田中氏は、過去に小串氏が竹生島へ菅浦惣追捕使職の安堵を願ひ出たのと同様に、熊谷氏も竹生島へ近づいたのだとしているが、はたしてそうであろうか。しかし、過去の小串氏の例でわかるのは竹生島が惣追捕使職安堵の権限を持つこと、つまり菅浦の領有を握る存在として、在地社会において認識されていたということであって、史料二の前半部をみると熊谷氏が竹生島を頼ったとは考えがたいであろう。ここには、惣追捕使職を預かりながらも百姓を召籠め改易されたのは「熊谷次郎左衛門尉直村」という人物であったことが記されており、彼は永仁七（一二九九）年の菅浦の申状によると熊谷七郎次郎直忠の親父であることがわかる。つまり、熊谷氏が過去の時点において竹生島に菅浦惣追捕使職を取り上げられていることが判明するのである。^{3,8}その後、史料上に小串氏や惣追捕使にあたる人物が姿をみせないことから小串氏の願ひは受け入れられなかったと思われる。

（二）に、在地社会において菅浦をめぐって在地領主の介入を退けた

い領主竹生島と、惣追捕使として菅浦住民の進退権を求める在地領主という対立関係の存在がみえてくる。そうすると、永仁六年に史料三で熊谷氏が訴えていた本所（檀那院）の進止といって熊谷氏を濫妨する「雑掌」とは「竹生島雑掌」を指し、熊谷氏はこの陳状で菅浦供御人の背後にいる竹生島雑掌の存在を指摘していたと考えられる。そして、史料四傍線部①で菅浦が主張しているのは、「供御人の沙汰ではなく、竹生島（雑掌）の沙汰として訴訟を続けようとするのは奸謀である」ということであり、つまり供御人の訴訟であって領家の訴訟ではないのだと主張していると理解することができよう。これは、永仁七年の菅浦供御人の申状に、史料二には見られない「熊替二郎左衛門尉親父之時、掠出惣追捕使由、俄称有関東御下文、雖申子細、可混供御方本御下文無之間、遁避問注畢、」という記述があることから明白である。「熊谷二郎左衛門尉は親父の時に、関東下文があるといつて惣追捕使をかすめようとしたが、供御方（蔵人所）の下文がなかったので、訴訟にならなかつた」と、史料四よりも詳細な記述が書かれている。また、親父の愁状（史料二）は、端裏書に「正文ハ在領家御所」とあるように証文は竹生島にあつて、菅浦文書内にあるものはこれの写しということになる。つまり、領家である竹生島の協力がなければ、残存するはずのない文書であつて、訴訟の際に菅浦供御人は自らの有利になる証拠文書を竹生島に提供してもらつていたということになる。

う。

ここにまた、所領支配における竹生島雑掌と、菅浦惣追捕使を号する熊谷氏との対立が確認できる。つまり熊谷氏の指摘は、一見して竹生島（雑掌）は菅浦の相論に関与していないように見えるが、近隣御家人熊谷氏からみれば菅浦住人と竹生島雑掌の連携のもとで訴訟が行われていたことを示し、建武以前も竹生島の菅浦相論への積極的介入があった証左といえるであろう。

3 竹生島・菅浦の諸勢力関係での位置

さきに、菅浦相論への領主竹生島の関与が建武以前からあったことを確認した。次に何故竹生島は直接訴訟をおこさずに、菅浦供御人の立場を利用して訴訟を続けようとするのかという疑問が生じてくる。以下、竹生島が供御人訴訟を継いだのはなぜであったのかという点について述べていく。

まずは、竹生島をめぐる在地諸関係と訴訟機関について確認したいと思う。近江国守護は外様守護の佐々木六角氏（以下六角氏と略す）であり、西国統治機関である六波羅に属す在京人に牽制される立場にあった。守護とはいっても六角氏は近江一国の支配は叶わず、実質的な支配は湖北を除く六角氏本拠の湖東・湖南を中心とした地域に限られていた。菅浦の位置する湖北地域には六角氏の有力被官が存在せず、

佐々木氏庶流の京極氏、斉藤朝日氏、そして第二節で登場した熊谷氏⁽³⁹⁾などの有力御家人等の本拠地であった。彼等は六波羅の下に属するが、その独立心は強く次第に六波羅からの支配から独立化する傾向にあったことが窺える⁽⁴⁰⁾。下坂守氏の研究によれば中世後期において熊谷氏、小串氏、斉藤朝日氏等在京御家人は守護六角氏の領国経営の障害になったことが明らかになっており、その対立が前期にも存在したであろうことは想像に難くない⁽⁴¹⁾。

次に、竹生島が訴訟する場合のルートを早崎村の訴訟を例に取り上げて整理すると「竹生島寺僧等」として六波羅に訴えて、次に六波羅の濫妨停止の御教書が守護佐々木六角氏へ下り、それを請けて守護が守護使を現地を下すということになる⁽⁴²⁾。これと先ほど述べた近江国内の御家人等の関係をみるに、御教書が下り守護が守護使を下せども在地における障害は多く、容易に御教書の指示通りに遂行することができない状況が窺える。これは、前節で、六波羅の召喚状が熊谷氏によって受け取り拒否されていたことにも明らかである。

次に堺相論をめぐる諸権力関係を確認する。菅浦の領主竹生島が地方神社であるのに対して、大浦荘の領主円満院門跡⁽⁴³⁾は、聖護院・実相院と交代で園城寺の長吏を務める有力な門跡寺院であり、互いに領主でありながらも竹生島と円満院との間に大きな社会的格差あったことが確認できる。竹生島の領主権力である延暦寺（山門）は園城寺（寺

門)と対立関係にあり、建保二(一二二四)年からは戒壇設立問題などで衆徒同士の激しい対立の真最中であつた。さらに延暦寺が幕府や守護佐々木氏と対立関係にあるのに対して、園城寺は源頼朝の篤い崇敬にはじまり、戒壇設立を幕府と結び果たそうとするなど武家と関係の深い寺院勢力であつた。大浦荘領主円満院が幕府に近い関係にあり、それ自身が大きな権力であるのに対し、竹生島は対立勢力の下に属していて自身の位置としても地方神社にすぎなかつたわけである。

このように、竹生島や菅浦をめぐる諸権力関係をみるに領主竹生島が圧倒的不利な立場にいたることがわかる。しかし、一番の問題は菅浦の土地の性格にあつた。境相論の際の大浦庄の陳状に「こゝにすかのうらハ、もとハこれたうしやうの、一ミやうなり、またかくへつたしやうニあらず、しかるをときのさしやうきゑのあまり、ちくふしまのれいちやうによせて」とあるように、菅浦は大浦内の一名でそれを雑掌が竹生島へ寄進した土地であつた。また、当該期の史料に「菅浦庄」として現れておらず、菅浦が正式に荘園として立荘された土地でなく、証文とするものをもたなかつたことがわかる。勝俣鎮夫氏も、菅浦が相論で勝訴できない理由について、「荘園体制のもとでもともと存在しなかつた、独立した村空間の存在を証拠文書があるはずがないわけ、菅浦の主張が正式な裁判で否定されるのは当然で」あつたと述べている。菅浦の土地のこの性格こそが、領主竹生島が表立って訴訟に参加

できぬ要因であつたのである。菅浦への権利の脆弱さゆえに、供御人として天皇権力を頼つての訴訟展開をせざるえない竹生島、地方神社の所領経営が当該期においていかに困難であつたのかが想像されよう。

第三節 建武訴訟における竹生島雑掌訴状の意味

1 建武訴訟について

建武の訴訟は、永仁年間より続く日指・諸河の領有をめぐる大浦庄と菅浦との相論に比すれば一経過に過ぎない。しかし、この訴訟において菅浦や領主竹生島が得たものは計り知れなく、菅浦の村落形成の契機ともなる訴訟であるにも関わらず研究で取り上げられることは少ない。本章では、建武訴訟の社会的背景を考察しその意義について論じていこうと思うが、まずは訴訟の流れをみておこう。

建武元(一三三四)年竹生島雑掌が、雑訴決断所に大浦荘の濫妨停止と菅浦の領掌を求めて提訴し、雑訴決断所から雑掌に所領を打渡すように牒が下り、菅浦勝訴が決定するが大浦は叙用しなかつた。再び雑掌道秀が訴状を作成し嘉元・延慶の訴訟で大浦庄が院宣を掠めたこと、御使を殺害しようとしたことを訴え出て知行領掌を求めているが大浦はなおも叙用しなかつた。それから二年程あいて、菅浦側からの訴えがあつたと見られ建武三(一三三六)年六月に後醍醐天皇から綸

旨が下り、長久官符に記された大浦庄の四至内に菅浦・日指・諸河が記載されていないとし、菅浦勝訴となっている⁵⁰。以上が建武訴訟の主な流れである。付け加えるならば、田中氏はここにおいてはじめて竹生島雑掌が訴状を提出していることについて、菅浦と山門との間に亀裂が入ったため、提訴を竹生島へ頼る必要があったと理解しているが、山門との不仲の根拠として挙げられた菅浦住人による日吉上分催促役人殺害は、その根拠としては不十分であると思われる⁵¹。田中氏は、建武元年以前に菅浦が山門との関係を悪化させ竹生島へ頼り訴訟を行ったとし、後醍醐天皇綸旨が正文で菅浦に残存することから、菅浦百姓が訴訟の真の当事者であったとしている。また、長久官符であるが年未詳の最終的な勝利を菅浦にもたらすことになった文安訴訟においても、長久官符と菅浦絵図が有効な役割を果たしたとしている⁵²。長久官符がのちの菅浦の勝利において重要な役割を果たしたことは否定しない。しかしながら、ここにおいても菅浦百姓の自立性を説かんとする意図が垣間見え、建武訴訟の全貌を考察していると言い難い。この時の勝訴は長久官符や絵図などの証拠文書のみで果たしえたものではないであろうし、竹生島の訴訟参加についても他の要因が考えられるのではないだろうか。次に竹生島雑掌が、自ら訴状を提出し得ようとした権利がどのようなものであったのか、という視点に立って建武訴訟の背景を追っていく。

2 訴訟制度の変化と政治情勢

i 訴状提出の契機

元弘三・正慶二(一三三三)年五月、得宗家として権勢を誇っていた北条氏一族が滅び、鎌倉幕府が倒れるとともに西国訴訟機関であった六波羅が滅亡する。竹生島雑掌が訴状を提出する前年のことであった。そして後醍醐天皇による建武新政のもと訴訟機関として雑訴決断所が設置された。雑訴決断所は武家出身者も含む形で構成されていたが、その多くは廷臣によって占められており、六波羅が武家訴訟であったのに対して、天皇・朝廷訴訟といえるものであった⁵³。この訴訟機関の性格の変化は、それまで近江国湖北地域の複雑な環境におかれていた竹生島にとって訴訟を起す大きな要因となりえたであろう。

ii 後醍醐天皇と竹生島

菅浦へ利をもたらした後醍醐天皇は、二度にわたる倒幕計画の中で南都北嶺の大和の興福寺、竹生島の領主である近江の延暦寺に相次いで行幸し、宗教勢力との関係強化をはかっていた⁵⁴。元徳二(一三三〇)年には日吉社(延暦寺)に奉幣し、山門の中堂を一時御所として数日滞在している⁵⁵。また子息尊雲法親王(護良親王)を延暦寺門跡寺院の梶井宮へ入れ、尊澄法親王(宗良親王)を同じく延暦寺門跡寺院の妙

法院へ入れ、ともに天台座主を務めている。この後醍醐天皇と延暦寺との強固な結びつきは、竹生島にとって訴訟を有利に展開するには十分な条件であったが、さらに事態は好転する。

建武二(一三三五)年一〇月足利尊氏の反乱により建武政権は崩れ、南朝の後醍醐天皇と北朝の足利尊氏の対立が始まる。このとき延暦寺が後醍醐天皇側についたのに対して、園城寺は足利側につき後醍醐天皇による園城寺攻めが行われている。翌三年六月尊氏の京都攻めを前に後醍醐天皇は坂本へ行幸し、五日直義を総大将とする足利方の軍勢による山門攻めが開始され、二〇日尊氏方が敗退するまで攻撃は続いた。この山門攻めの最中である六月一八日に後醍醐天皇から竹生島へ一通の綸旨が下された。

【史料五】後醍醐天皇綸旨

近江國今西河北莊領家職、所被寄附竹生島寺也□□、寺僧等令領掌、殊可奉祈天下大平、者、天氣如此、悉之以狀、

延元元年六月十八日 左(中御門宣明) 中 辨(花押)

寺僧等中

綸旨によれば、竹生島へ東浅井郡にある今西河北莊の領家職を寄進し寺僧等へその領掌を言い渡し、天下大平の祈禱を祈らしめている。日指・諸河の菅浦管領の綸旨が下されたのは、これより二週間ほど前のことであるが、このときの綸旨が後醍醐天皇の竹生島への信仰によ

るものである可能性は大きいと考えられる。

iii 竹生島所領菅浦の確立

以上をまとめると、竹生島雑掌が訴状を展開する契機として訴訟機関の変化が挙げられ、本来大浦莊絶対有利であった相論において菅浦が勝訴を得た要因として、後醍醐天皇と延暦寺との結束と天皇自身の竹生島への信仰が挙げられるのではないだろうか。

ところで竹生島雑掌はこの訴訟において何を得たのであろうか。雑掌の訴状をみると「右菅浦者、当島進止神領也」として「停止大浦庄濫妨、為全知行領掌」とある。竹生島雑掌は、菅浦(日指・諸河)は竹生島の神領であるので、大浦庄の濫妨を止めさせて竹生島の菅浦領掌を全うさせて欲しいと願っているのである。第二章で述べたように、菅浦は竹生島の料所という立場にあり、竹生島の正式な所領として認められていなかった。建武以前、大浦莊がいくら濫妨狼藉を行おうとも竹生島はそれに対抗する法的な権利を持ちえていなかったが、ここにきて竹生島はその正式な領有権を獲得せんとして訴訟を起したのである。それに対して雑訴決断所は大浦庄の濫妨をやめさせ「沙汰居雑掌於庄家」えるように牒を下した。つまり竹生島は菅浦および日指・諸河の正式な領主として認可され、菅浦莊を所領として完全に確立させることに成功したのである。

一方、菅浦の住人は大浦荘からの空間的独立を果たし、日指・諸河という共同での土地所有権を獲得することで、村落共同体として領域を形成し始める。この意味で、以後の菅浦惣村形成の一契機というこゝとが出来るのではないだろうか。奇しくもそれは菅浦荘において「惣」という呼称が登場する時期なのである。

おわりに

後醍醐天皇の綸旨が下されたすぐ後、後醍醐天皇は足利尊氏に破れ尊氏による室町幕府が開かれる。菅浦荘と大浦庄の相論はなおも続いており、光厳天皇のもと訴訟が行われるがここで菅浦は敗訴する^(6.1)。そして延文年間守護奉行の裁定により菅浦百姓の領掌が認められるが、以後中世後期にかけて相論は続く。

「惣村菅浦」の前提として供御人の自立性を説かれていた前期菅浦であるが、その訴訟を在地社会や当該期の政治関係を踏まえて領主竹生島の視点から論じてみた。そこから中世において諸権力間の関係に影響を強く受ける領主・在地領主の所領経営の困難さや、その権利の曖昧さを改めて確認することとなった。また在地社会における領主や武家の対立関係の存在、それに左右される菅浦百姓像が認められただろう。しかし、前期相論においてその主体性が皆無であるというわけではない。菅浦は、訴訟のために山門へ日指・諸河の田畠半分の進止

権を寄進し、神人役の負担を増やしたり、訴訟のために莫大な借金を繰り返していたことが確認でき、竹生島の恣意のみでないことは明らかである^(6.2)。

しかしながら、菅浦の住人が供御人の立場を利用し訴訟しても、また竹生島主導で訴訟を行っても、彼らが得た権利は直接的なそれではなく、その権利の大半は領主にあった。本格的にその権利を得て自立的に権利を主張しはじめるのは、「百姓等」宛書状をはじめ延文元(一三五六)年以降であり、それ以前は領主に半依存した状態であり、またせざる得ない社会的身分に位置していたとみなせるであろう^(6.3)。

中世前期の菅浦の住人たちは、相論の中で様々な権利を得て自立した存在として捉えられがちである。しかし、その権利は権力によって容易に侵害されるそれであって、住人たちはそれを自身のみで守りきることの出来ない身分にあった。だからこそ、己の権利を守ろうとし、その身分に付加価値をつけようと権力に近づきその庇護を得ようとした。そして、頼るべき権力が、その権利を奪わんとしたときに菅浦は惣村を形成し自らその権利を守らんとしたのである。

註

(1) 中村論文A「禁裡供御人について」上中下『社会史研究』第九卷四、五、

六号、一九三三年、『中村直勝著作集』第二巻に所収。

- (2) 中村前掲註(1)論文、同B「堺相論」(『同著作集』四巻、淡交社、一九七八年)。黒川正宏「湖北菅浦庄における惣村的展開」(『史学研究』七〇号、一九五八年一〇月)。網野善彦「非農業民と天皇」(『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店、一九八四年)。勝俣鎮夫「近江の惣村―菅浦の惣を中心に」(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』通号二〇九号一九九六年三月)他。
- (3) 三浦圭一「惣村の起源とその役割」(『史林』第五十巻第二・三号、一九六七年三月・五月、後『中世民衆生活史の研究』思文閣出版、一九八一年に所収)等。
- (4) 田中克行『中世の惣村と文書』山川出版社 一九九八年
- (5) 正安二年一〇月七日「伏見上皇院宣案」(『菅』六九五号)に「藏人所生魚供御沙汰人」とある。
- (6) 大正五年(一九一六)に中村氏が発見し、学界に発表。現在は、滋賀大学経済学部附属史料館に保管され、『菅浦文書』上下が刊行されている。(滋賀大学経済学部史料館編纂一九六〇年七月〜一九六七年三月)。以下『菅』と省略する。本稿は基本的に『菅』の史料を引用するが、四三二号までは、現在蔵持重裕氏が再調査し『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』に掲載したものによる(調査進行中。以下「菅」。文書番号は史料集に従った)。
- (7) 当時、藏人所と内藏寮との間で菅浦供御人の支配をめくり相論が行われており、菅浦の嘉元以降の相論で内藏寮供御人として訴えていることから内藏寮支配に落ち着いたと理解されている。(網野前掲註(2)一〇八頁)
- (8) 建武二年正月「菅浦供御人申状」(『菅』二八六号)に「右菅浦者、自高倉院御宇被初置供御人以来、片時無相違」とある
- (9) 正安二年五月日「大浦庄百姓陳状」(『菅』六三〇号)。
- (10) 中村前掲註(2)掲載、B論文。
- (11) 公家等の子弟が入る特定寺院(特権等あり)で、その中でも皇族の子弟が入る院家を門跡といつて、一山組織の中でも独立した勢力とされている(下坂守「中世門跡寺院の歴史的機能―延暦寺の場合を中心に」『京都国立博物館学叢』二一号、一九九九年三月)。
- (12) 建久三年一月日「権律師實遍申状」(『菅』六二九号)によれば檀那院が檀那院領末寺莊園等の證文などを紛失したため証文を得ようと左京職に提出した末寺莊園等坪付目録に竹生島の「權現祭礼之遊行所」として早崎、「不断常燈所」として菅浦が記載されている。また菅浦について「菅浦在家田島老處是皆雖狹少之所、依爲往古施入之領、所注載也」とある。
- (13) 『菅』七一号)。
- (14) 永仁三年八月十一日「某直状」(『菅』七七号)。
- (15) 永仁三年九月二十日「菅浦庄官宛行状」(『菅』七六号)。
- (16) 永仁三年十二月二十三日「六波羅探題御教書案」・同年同月廿七日「高階

- 広元奉書」〔菅』七二六号)。
- (17) 正安二年五月日「大浦百姓陳狀」〔菅』六三〇号)。
- (18) 「伏見上皇院宣案」〔菅』六三四号)。
- (19) 嘉元三年八月日「菅浦庄日吉社神人等訴狀案」〔菅』六三五号)。
- (20) 建武元年一〇月「竹生島雜掌道秀訴狀」に「嘉元・延慶兩度賜院宣之由掠申云々」とある〔菅』七五〇号)。
- (21) 前掲註(20) 参照。
- (22) 延慶二年(一三〇九)七月日「檀那院供僧等重申狀案」(田中氏が『菅』三二四号と七四五号を合わせて復元している)。
- (23) 建武四年六月十二日「光嚴院院宣」〔菅』六二九号)・六 曆応三年三月二十日「光嚴院院宣」〔菅』三三三号)。
- (24) 文和四年九月十四日「目賀田信良注進狀」〔菅』八九号)・延文元年五月一日六日「守護佐々木氏下知狀案」〔菅』二九六号)等、また「近江守護佐々木氏被官遵行狀」の宛先は「菅浦沙汰人御中」〔菅』二九七号)となっている。
- (25) 建長四年十二月十六日「檀那院政所下文」〔菅』二六号)。
- (26) 塩津湊は、大浦、海津とともに湖北の三湊の一つと称され、古代以来畿内と北陸を結ぶ重要な湊であったとされる。
- (27) 永仁四年九月七日「六波羅探題下知狀案」〔菅』六二二号)。
- (28) 永仁五年二月日「近江国守護代僧宗源陳狀案」〔菅』五八号)。
- (29) 『古寺巡礼近江 竹生島宝嚴寺』上靖、塚本善隆他監 修峰覚海著淡交社 一九八〇年。
- (30) 蓮華会は雨乞いを目的とする神仏混淆の法会で中世以来とされる。
- (31) 正安元年二月五日「山門衆會事書」〔鎌倉遺文』(以下『鎌』と省略す)卷二六・二〇一〇七号「竹生島宝嚴寺文書」以下「竹」と省略する)
- (32) 建久三年一月日「權律師實遍申狀」〔菅』六二九号) 檀那院末寺莊園等の證書類紛失による紛失狀を作成したときに提出された目録で竹生島部分のみを書写したと思われる。
- (33) 弘安七年十二月二十二日「六波羅御教書案」(「竹生島文書」『鎌』卷二〇・一五三八九号。一五四四三号も関連文書)。
- (34) (弘安八年)四月二十二日「佐々木頼綱請文」(「竹生島文書」『鎌』卷二〇・一五五六七号)。
- (35) 正安元年二月五日「山門集會事書」(「竹生島文書」『鎌』卷二六・二〇一〇七号)。
- (二八八)
正安元年二月五日山門衆會事書
可被触遣近江国浅井郡東西兩郡生湯以口神人等事、
右、竹生島蓮花會頭役者、為慈惠大師御興行、山門三箇大事其一也、
然浅井東西郡地頭御家人、其他甲乙人、神人、宮人勤仕例、無其隱
者也、就中、塩津庄住人弥太郎男并西塔积迦堂六十六人神人、大師

御興行神祭札押取之由事、太以不可然之处、令本山忍諸事書者、

(任脱)

旧記先例、可致其沙汰者也、仍衆儀一揆之而已、

(36) 田中前掲註(4) 著書二六頁。

(37) 永仁六年三月日「菅浦供御人申状」(『菅』七三二一)。

(38) 史料3によると惣追捕使職はその後海津氏に宛行が、以後一切出てこないことから、竹生島と何らかの関係を持つ人物で形式上の職としての補任であったことが考えられる。

(39) 塩津庄熊谷氏であるが、熊谷一族は桓武平氏の流れを汲む一族であり、

本貫地は安芸にあつた。(『続群書類従』系図部「熊谷系図」に詳しい。)

その一族の分流である近江熊谷直貞の直系を継ぐとみられており、承久の乱後に新補地頭として近江に移り住み、自身は御家人として在京して六波羅探題に属していた。

(40) 森幸夫『六波羅探題の研究』(続群書類従完成会刊 二〇〇五年)

(41) 下坂守「近江守護六角氏の研究」(『古文書研究』二二号、一九七八年一〇月)。

(42) 註(35) 掲載史料参照。

(43) 前掲註(11) 参照。

(44) 建保二年四月十四日には、延暦寺衆徒が、日吉祭の紛争から園城寺を襲い、

金堂以下一二九宇が焼失し、(『後鳥羽天皇宸記』元応元年(一一三一九)

四月一三日にも延暦寺衆徒が、園城寺の戒壇落慶により蜂起し、二五日に

園城寺は焼失している。(『花園天皇宸記』)

(45) 『太平記』第一五巻に園城寺の衆徒らが幕府に忠節を尽くすならば、戒壇造営の事については武家が力添えをすると御教書を下したとある。

(46) 前掲史料『菅』六三〇号

(47) 勝俣註(2) 掲載論文参照。

(48) 建武元年五月日「菅浦雑掌目安」(『菅』七五一号)、同年五月二八日「雑訴決断所牒・近江国司勘解由小路兼綱遵行状案」(『菅』七四九号)。

(49) 建武元年一〇月日「竹生島雑掌道秀訴状」(『菅』七五〇号)。

(50) 建武三年六月五日「後醍醐天皇諭旨」(『菅』六九三号)に「竹生島領近江國菅浦堺事、如長久官符者、爲大浦下庄之由不載之上者、止彼庄妨、可全□□者、」とあり長久 官符(『菅』六三七号 長久二年二月十三日「長久官符」・大僧正法印和尚明尊私領大浦を円満院領として立荘したときの官符)では大浦庄の四至「東限鳥坂 南限山田峯并海 西限 神楊谷尾 北限住並并土生離岡」とあり菅浦・日指・諸河が山田峯より南に位置するとされたのであろう。

(51) 建武元年に無動寺が菅浦住人による日吉上物催促人を殺害したと訴え(無動寺兒童孫一丸申状案并菅浦殺人等交名注文案)『菅』二八八号)、それに対して翌年菅浦は「錢主誰人哉」(嘉元三年二月十二日「菅浦村人等借錢請文案」『菅』七四一号)と主張している。延暦寺は数多くの寺院を一

山に組織している集合体を指すのであるが、一枚岩にみえてその内部には極めて複雑な対立構造を含んでおり、なかでも門跡間の争い―梶井宮と青蓮院―は衆徒同士の争いに拡大していた。菅浦の本所檀那院は中世後期には梶井宮の執事を務めるなど梶井宮と密接な関係にあるのに対して、無動寺は青蓮院派としてあり両者―檀那院・無動寺―は対立関係にあったとみられ、その対立の余波が菅浦へと及んだと思われる。

(52) 田中前掲註(4) 著書三二頁、三八頁。

(53) 雑訴決断所は、後醍醐天皇により拡充され公家・武家が統合する形の権力機関で、後醍醐による専制王権確立・強化のための根幹を成す機関であった。(伊藤善良著『南北朝動乱と王権』東京道出版、一九九七年、一五四―一五六頁・同著『後醍醐天皇と建武政権』新日本新書四九六、新日本出版社、一九九九年、一〇四頁)

(54) 元徳二年(一一三三〇)三月八日に春日社・東寺・興福寺に行幸し(『東寺執行日記』、元弘元年(一一三三一)八月二四日には神器を奉じ奈良に行幸している(『増鏡』)。

(55) 『天台座主記』元徳二年三月二六日・二七日・二八日・二九日条(『校訂増補天台座主記』比叡山延暦寺 一九三五年)

(56) 梶井宮、妙法院、青蓮院の三門跡が交代で天台座主を務める。

(57) 山門攻めの経緯については、『新修大津市史』第二卷中世を参照。

(58) 「竹生島文書」(『大日』六篇三冊五二九頁)。このとき南朝の後醍醐天皇と

北朝の光厳天皇と両朝に天皇が立っているが、差出の左中辨は『太平記』一六卷「聖主又臨幸山門事」によれば、後醍醐天皇の比叡山行幸の際に従した人物であることが確認できるので、醍醐天皇の論旨であることが判明する。

(59) 前掲註(22) 掲載史料。

(60) 前掲註(48) 掲載史料。

(61) 光厳天皇は、かつて後醍醐天皇に天皇から退位させられ後に北朝方の天皇として擁立した天皇であり、このときの裁判も北朝訴訟であった。またのちの檀那院衆徒の訴えによれば、訴訟は円満院側の訴えのみで裁可が下された訴訟であったという。(『菅』六二七号 暦應三年五月日「檀那台座主記」元徳二年三月二六日・二七日・二八日・二九日条(『校訂増補天台座主記』比叡山延暦寺 一九三五年)

(62) 嘉元三年二月二日「菅浦村人等借錢請文案」(『菅』七四一号)によれば一五〇貫文を訴訟費用として借り請けている。他に借用書と思わしき文書あり。

(63) 延文元年五月一六日「近江守護佐々木氏被官某遵行状」(『菅』二九七号)では、日指・諸河を菅浦知行とするように「菅浦沙汰人御 中」言い渡されており(『菅』九一号)、また延文三年三月一五日「左衛門尉定清奉書」

では日指・諸河の安堵のため蓑浦次郎右衛門尉を代官として置く旨を「日差・諸河御百姓等中」へ申し伝えている。

補論 鎌倉から南北朝期における日吉神人と延暦寺衆徒

はじめに

日吉神社（以下、日吉社とする¹⁾）は、中世において比叡山延暦寺と神仏習合の関係にあつて寺社権門の一大勢力を築いていた。とりわけ、膝下である近江国においては領主として、信仰の対象として日常生活に深くかかわる存在であつた事は周知の事だろう。しかしながら、日吉社についてわかっている事は少ないように思う。日吉社と神仏習合の関係にあつた延暦寺についての研究は、近年も盛んに行われており、延暦寺の内部構造に関して門跡の成立や門跡間相論あるいは「惣寺」に関するもの、延暦寺と社会勢力との関係を取り上げたもの、延暦寺の教学や文化に関するものなど多彩な視点から研究が進められ、最近では、下坂守氏による山門衆徒の京都における経済活動や、三枝暁子氏の室町幕府との関係に関する研究などが続々と発表されている²⁾。一方の日吉社は、豊田武氏の日吉神人と山僧の研究、網野善彦氏の北陸に分布する日吉神人の研究といった七・八〇年代の社会経済史的研究や、西岡虎之助氏の社領の領有構造について、その他には日吉七社の成立などを挙げる事が出来るもの³⁾、日吉社の組織そのものに関する研究、特に神人支配については管見の限り確認する事が出来ない。このように、日吉社と延暦寺は神仏習合の関係にあり、一体の

ものと見なされているにしては延暦寺に関する研究の方が多く、両者の神仏習合についても礼拝講や社殿前での仏事執行の事例が挙げられるのみで、具体的に検討する研究は見られない。

以上のような研究状況にあつて日吉社と延暦寺の関係は、基本的に日吉社が成立して以来、日吉社の運営・経済全てを延暦寺が支配していたと見られる傾向にあり、研究者によつては両者を全く同一のものと見なし、日吉社領をみな延暦寺領としてしまふ場合もある。これは、両者の神仏習合という関係や日吉社を統轄する「日吉檢校職」を天台座主が有していた事、日吉社領の経営に度々門跡や大衆集団が関与してくる事、室町期に衆徒が京の日吉神人を経済的に把握する事などからそのように理解されているものと思われる。しかし、この一方的な支配被支配関係は、日吉檢校職の権限の検討がなされた上での理解ではない。日吉社と延暦寺の内部構造は、互いに複雑な構造をとっている。日吉社は鎌倉時代に成立する上七社（東西本宮、小比叡の東本宮である二宮と大比叡の西本宮である大宮を中核とする）を中核に中七社と下七社の二十一社の本社と摂社と多くの末社群からなり、延暦寺も根本中堂をはじめ大講堂、戒壇院、釈迦堂などの百有余の堂や塔の集合体である。とくに、延暦寺は院家や門跡の家政機関の成立やその独立性が研究で明らかにされているように、天台座主を中核とした捉え方だけでは理解できないだろう。

このような内部構造に関する研究は、下坂氏の研究がある。氏は、「惣寺」の研究において、延暦寺を二元的に捉え、天台座主を頂点とする「山門」組織とは異なる衆徒の集団全体が衆議をもとにつくりあげた「惣寺」という組織を指摘し、それが衆徒の日常生活共同体である「院々谷々」を基盤に形成されていたとする。「院々谷々」とは、下から衆徒の最も日常的な生活の場（地域単位）である「谷々」と、その上に位置する「院々」つまり「東塔院」「西塔院」「楞嚴院」の三塔（三院）の事であって、衆徒はこの居住地域を単位とした重層的な構造を持つ生活共同体に属していたとする。その「惣寺」の歴史的性格を示す特徴として、建仁四（一一〇四）年の日吉社の彼岸会分配支配を契機に、「院々谷々」の衆徒が信仰面において日吉七社と有機的な関係を取り結び、それが「院々」「谷々」における団結の紐帯となっていた事を挙げている。⁴さらに、この信仰面を紐帯とした関係は、その後の彼岸会の執行、香華灯明の調達、神輿馬の勤仕、神輿動座、社殿・回廊の修理などへと結実し、信仰面だけでなく経済面にも及んでいた事も明らかにしている。そして、戦国期に至るまで三塔による日吉分割管理が維持されていたと指摘する。このように、日吉七社の行事執行や所領経営のような経済的関与が、日常的な生活の共同体である「院々谷々」という単位を基盤にして個別的に取り結ばれている事からも、日吉社と延暦寺の関係を、単純に日吉檢校職を持つ天台座

主による日吉社支配の結果とみる事は出来ないだろう。

さて、右の事から本補論稿では、下坂氏の研究を踏まえて日吉社と延暦寺との関係を見直したい。下坂氏は、契機となる建仁二年以前の日吉社と延暦寺の関係の検討、日吉檢校職の権限の検討などをしていないので、本補論ではこの点について検討をすすめたい。そのためにはじめに日吉檢校職がどのような権限を持っていたのか、日吉社の組織を確認し日吉神人がどのように支配されていたのか、そして日吉神人と延暦寺衆徒の関係について、これら三点の事を考察する事で日吉社組織を明らかにしたい。加えて、建仁四年の学衆による日吉七社彼岸会への関与が、日吉社組織にどのような変化をもたらしたのかを検討し、鎌倉期から南北朝期にかけて変容していく日吉七社の経済や日吉神人と衆徒との関係を考察したい。そうする事で、延暦寺と単純に一体的な存在として捉えられてきたものとは異なる、中世社会における日吉社や日吉神人の存在形態が明らかになるだろう。

第一節 日吉社と延暦寺の関係―日吉檢校職の権限の検討を通して―

1 日吉社の概要

本来、比叡山を神体とする神は、日吉社の本社のうち二宮（東本宮）に祀られている大山咋神であった。それが、天智天皇の時代、近江遷都の際に大和の三輪神を大津宮の守護神として迎えて大宮（西本宮）

として、本社を東西本宮二社としたという。奈良時代末、最澄がこの地に延暦寺をひらいた時に日吉社を地主神と位置付けて以来、延暦寺の守護神として栄え神仏習合の神社となっていた。元慶四(八八〇)年には、両本宮に神階が与えられ、西本宮(比叡神)は正一位に、東本宮(小比叡)は従四位上を得ている。⁵⁾このすぐ後の仁和四(八八八)年、当時天台座主であった円珍は三箇条の遺誡の一条目に「大小比叡山王三所出世本懐、只在二開示悟入仏之知見利益国土一也、所レ言仏之知見者灌頂与大乗戒也」と記している。⁶⁾つまり、山王神の本誓とは国土の利益であり、そのためには仏の知恵を開示し一切の衆生を悟らせる仏の知見(灌頂と大乗戒)が不可決であると述べている。このころすでに、仏教が山王神(日吉神)を教理的に包摂する、という明確な神仏習合の思想があらわれ、他ならぬ天台座主によって自覚されていたのであった。それから開いて万寿二(一〇二五)年には、社頭で法華八講を行う山王礼拝講が確認され、その他にも一切経などの仏事が社頭で行われるなどいよいよ神仏習合の関係は本格化していった。⁷⁾

ところで、ここで基本的な日吉社の組織を確認しておきたい。日吉社の組織といった場合、日吉山王二十一社そのものと、それらを構成する「社司」、「神人」、「宮仕法師」(日吉社に仕える寺官)⁸⁾からなる集団を指し、本稿では後者の意味で用いる事とする。⁹⁾この集団において中心となるのが他でもない社司¹⁰⁾である。彼らは、神に仕えて社務、

祭礼や行事の執行を掌り、禰宜・神主・祝・権禰宜・権神主・権祝などの神職を有する者とそうではない一般的な社司から構成されていた。一般的に、祭祀職を掌握し、それを世襲する家である社家が平安期に成立しはじめるように、日吉社にも神主を務める祝部氏があつて、長元元(一〇二八)年頃に樹下家と生源寺家の社家が成立している。

日吉社の社司はこの両家から選出されていたものとみられる。以上が、日吉社の基本組織となる。この他に、日吉社に關係する機関として日吉檢校職以下の日吉社統轄機関がある。それは、日吉檢校職・別當職・権別當職・修理勾當職からなり、天台座主をはじめとする延暦寺僧(寺官)によって担われていた。檢校職は、特定の集団組織を統轄する職として九世紀にあらわれ、やがて、熊野三山、石清水八幡宮、金剛峯寺、祇園社など寺社に置かれ所職化していったものである。先にみた日吉社の社司を中心とする組織の上部にあつて、日吉社を大きく包摂する機関と理解してよいだろう。それでは、この日吉檢校職の具体的な権限はいかなるもののだろうか。そして、天台座主による日吉檢校職保持という状況は、日吉社にどのような影響を与えるものなのだろうか。

2 日吉檢校職の成立

日吉社檢校職の権限を検討する際に問題となるのは、日吉檢校職が

どのように成立したのか、という事である。天台座主は、日吉検校職を維持・継承するために朝廷に認可される形をとっていたのだが、その権利や権益は突如として与えられたものではない。確かに、検校職の成立自体は九世紀の段階で確認できる。しかし、集団組織の外在者がその組織の上首たるには、その基盤となる関係が両者の間にある程度築かれていなければ所職化するまでに至らないだろう。このような観点から本節では、日吉社と延暦寺の歴史的過程において日吉検校職がどのように形成されていったのかを検討したい。

はじめに、日吉社組織の構成主体である社司の補任について見てみたい。貞応二（一一二二）年成立とされる山王神道書『耀天記』には、次のような記述がある。

一 社司為座主補任事

無動寺座主申^三賜^レ之、効験之勸賞也、自爾以降、為^三座主沙汰^一、被^レ止^三官符^二畢、仍天喜元年壬 七月西明房座主補^三小比叡社司^一、是座主之進止之始也。⁽¹¹⁾

無動寺座主によると、それまで日吉社の社司は官符によって補任されるという形式をとっていたが、天喜元（一〇五三）年の西明房（源信）が座主の時に、効験の勸賞として小比叡社司の補任を許されて以降、天台座主の進止となったという。社司の補任状などは、現在残っていないので天台座主の日吉社社司補任権保有の根拠はこの史料に拠

るしかない。しかし、『耀天記』は、日吉社に関する由緒・伝承・祭祀などを聞き書き形式で記されたものである事から、書の成立期においても社司の補任が天台座主によって行われていた事が推察される。さらに、詳しくは後述するが、天台座主は禰宜や神主といった神職の補任にも関与している事から、確かに、社司の補任権を得ていたとみてよいだろう。ただし、『耀天記』には何かしらの祈祷の効験に対する勸賞として社司の補任権が与えられたとだけあって、それが日吉検校職に関わって与えられたものなのかは不明である。

社司補任権（おそらく解却権もふくまれるだろう）を掌握した時期から下って治暦三（一〇六七）年正月、日吉大宮社は火災に見舞われ、同年四月十日に初めて日吉社に修理勾当職が置かれた。⁽¹²⁾ この職は、日吉社の造営や修理を担当する寺官の所職であり、日吉社の造営や修理のための財源へ多少なりとも関与せざるを得なかったと思われる。ただし、延暦寺側には造営及び修理の義務が発生したので、日吉社経済への寺僧勢力の浸透を示すものではない。加えておくと、寿永三（一一八四）年に日吉社で行われた大仁王会に、修理勾当の法眼澄雲が天台座主や別当・権別当らと一緒に出席しており、この職の設置が臨時的なものではなく延暦寺側の日吉社統括の組織を構成する存在として継承されている事がわかる。それでは、この修理勾当職を設置したのは誰であったのだろうか。『天台座主記』の修理勾当職補任について

記述には「置修理勾当職」とあり、その四年後の延久三（一〇七一）年の日吉檢校職補任には「以^三官符^二初補^一僧官^一、以^三座主^二為^一檢校^一、以^三綱那^二為^一別当^一權別当^一」⁽¹³⁾とある。前者は「被置」ではなく置いたと記されている事、後者のように官符による補任の場合は明確に記される事から、修理勾当職の設置は延暦寺側によるものと考えられる。

延久三年の記事は、この後「是依^三寺家^二奏請^一」と続き、檢校職や別当・權別当職の補任は他ならぬ寺家側の要請であつた事がわかる。この事は、延暦寺側にすでに日吉社を統括する基盤が形成されていた事を示唆するものであり、この補任は、外部による認可を求めたものであつた。修理勾当職の設置もその基礎となつたと理解出来る。そして、最も決定的であつたのは、天喜年中の社司補任權掌握であつただろう。これを契機に日吉社への関与を拡大したからこそ、修理勾当職の設置も可能だったのである。

3 日吉社行幸の勸賞にみる寺官と社司

前節では、日吉檢校職の成立を取り上げた。本節では、日吉社を統括する寺僧組織と日吉社の社司組織の関係を、天皇や院の行幸に際して行われた「勸賞」を通して検討してみたい。勸賞とは、功績を賞して官位あるいは物品を与えて褒め励ます事である。この勸賞の特質と歴史的意義については、佐古愛己氏が特に神社行幸に際して行われた

勸賞について論じている。それによると勸賞は、国家・王権によって神社・社司・仏教・寺院・僧侶の統制政策を背景にして行われたものであり、勸賞が神社・神宮寺内の序列や秩序、門閥形成に関して強い影響を与えた事が指摘されている。また、勸賞は讓与の対象ともなり、官司における勸賞讓与は親子あるいは親族間で行われ、寺官は師資相承となるので勸賞讓与の行為もそのまま序列や秩序をあらわす事になるといふ⁽¹⁴⁾。

それでは、日吉社行幸における勸賞を具体的にみてみよう。長暦三（一〇三九）年に日吉明神が二十二社へ加列されてから⁽¹⁵⁾、三十年ほど経つた延久三（一〇七一）年、後三条天皇によって初めての日吉社行幸が行われた。この時の勸賞の記録によると、

檢校座主權大僧都勝範叙^二法印正大僧都^二

別当權大僧都覺尋叙^二法印正大僧都^二

權別当權大僧都良真^(無レ修) 社司六人榮爵⁽¹⁶⁾

とあり、座主權大僧都勝範が日吉社檢校職、權大僧都覺尋が日吉社別当職、權大僧都良真が日吉社權別当を務めており、その下に社司六名の存在していた事が確認出来る⁽¹⁷⁾。そして、日吉行幸の勸賞として、檢校と別当に一階上の僧綱が与えられ、社司には従五位下の位階が与えられている。『耀天記』によると、この時の社司六名は「禰宜祝部頼永」「神主祝部実重」「祝凡河内成任」「權神主祝惟成」「權祝々部惟

房」「小比叡禰宜凡河内頼任」であり、頼永は「惟宗」「実俊」に勸賞の譲与を行っている。⁽¹⁸⁾この日吉社への初行幸以降室町期頃まで勸賞の

事例が確認出来、寛治五（一〇九一）年には権別当、寿永三（一一八四）年には修理別当に対しても僧綱が与えられている。⁽¹⁹⁾また、行幸のみの場合、検校・別当・権別当が勸賞対象となり、行幸の際に法会が行われた場合は社司も勸賞の対象となったようである。⁽²⁰⁾行幸の対象が日吉社であるにも関わらず、社司を差し置いて検校・別当などの寺官が勸賞の対象となった事は、天皇や院を迎えた主体が社司側ではなく寺官側であった事を示している。下坂氏は、室町時代の足利義満の日吉社行幸を取り上げて、義満を歓待したのが他ならぬ大衆であった事を指摘している。⁽²¹⁾延暦寺の僧侶が主体となって日吉社行幸を準備し迎え入れる体制が、行幸始まって以来、室町時代を通して変わらず維持されているのがわかるだろう。加えて考えられるのは、勸賞の対象条件となっている「着座」から来る問題であろう。着座がどの程度のものであるかを指すかは、今明らかにはし得ないが、天皇や院を迎える事が出来る者は身分や階級的な問題で限られている事を踏まえれば、天台座主や別当などの寺官に比べて、高位の位階にない社司たちが毎度その場所に着座していたとは思えない。そして、行幸のみの場合と比べて、法会が付随する場合にはそれに関わり着座する者の範囲もおのずと変化するだろう。それゆえに、社頭にて法会などが行われる場合は社司

の最上位者である禰宜・神主・祝もその場に着座した勸賞の対象となつたと考えられるだろう。

以上、日吉社行幸における勸賞の事例を見てみた。日吉社行幸では、寛治五（一〇九一）年から勸賞の譲与が定着するが、⁽²²⁾日吉社行幸の勸賞は、先にも述べたように寺官が基本的な対象者となっており、譲与対象も僧侶に限定され寺官の勸賞が社司に譲与される事はなかった。これらの事から、延暦寺と日吉社の一体としての序列や秩序の形成については寺官の圧倒的優位が確認されるのである。

4 神職補任の事例から

以上、2では、延暦寺側が社司の補任権掌握を契機に日吉社の経営に関与しはじめ、天台座主による日吉検校職その他別当・権別当職という日吉社統括の所職を官符により認可されるに至った事を考察し、日吉社検校をはじめとする日吉社の統括組織が表面的なものではなく実質性を伴って成立したものであった事が明らかとなった。そして、3では、日吉社行幸の勸賞の事例を考察する事により、社司に対して日吉社の統括組織を構成する寺官の序列的優位が確認された。これらの事からは、日吉社と延暦寺の総体において、社司及び彼らを中心に構成される日吉社の組織は、延暦寺による絶対的支配下にあるようにみえる。それでは、両者の関係をこのように結論付けてよいのだろうか

か。

神職の補任の事例から検討してみよう。『天台座主記』に左のような記述がある。

日吉禰宜成賢宿禰卒去、祝成範、神主成宗任^レ例可^レ転任之處、依^二社領播磨国東敦利庄沙汰^一成範自^二去春^一参向^二関東^一謀書露頭之間、自^二関東^一被^レ申^二公家^一之間、就^レ之被^レ勘^二罪名^一、可^レ解^二見任^一之由被^レ下^二院宣^一、

右は、澄覚親王が天台座主を務めていた建治元（一一七五）年の時、禰宜成賢の死去により新しく禰宜を補任する時の様子を記したもので、座主自ら右のように記している事から禰宜の補任に関与している事が確認出来る。しかし、この時に、「任例」としてせるとしていた事からもわかるように座主による一方的な補任であったとは思えない。右の記事を詳しく見てみると、日吉社の総官であった禰宜成賢が死去し、例に任せ祝から禰宜に転任されるはずであった。しかし、成範の謀書の科が幕府の訴えにより露見し、現任解却の院宣に従い成範の解職が行われている。基本的に天台座主が、新任禰宜を補任する時は、禰宜の次位である祝を禰宜に転任するという先例に従っており、さらに幕府や院の干渉があり得たのであった。

一・二・三節で、日吉検校職の成立過程とそれに基づく寺官と社司の関係を考察し、両者の共同体的秩序において、日吉検校職を背景に

寺官が社司の上位に位置していた事を確認した。しかし、成賢の事例から日吉社の組織が延暦寺の支配下にあったとみる事は出来なくなつただろう。それは、基本的に下位の神職者が上位へと進んでいく先例に則って神職の補任が成されていた事から、そこに日吉検校による恣意的な補任権行使はなく、基本的に「承認」する形式をとっていたと考えられるからである。加えて、社司少なくとも総官禰宜や祝、神主といった神職には、本宮と二宮の社家である生源寺家と樹下家の者が選ばれていた事からもいえるだろう。

ここまで、日吉検校をはじめとする寺官と社司の関係を取り上げてきた。次章では、社司を中心に構成される日吉社の基本組織を取り上げて、社司組織と神人支配のあり方を考察したい。

第二節 日吉社の組織―日吉神人の支配―

1 日吉社の社司組織

日吉社の組織を明らかにするために、組織の中核に位置する社司及び社家がどのような構成をもっていたのかをみてみよう。

日吉社の社家は、鴨県主宇志丸（宇志鷹）を祖とする祝部氏で、常陸国から近江国滋賀郡に逃れてきた宇志丸が勅により大比叡神を祀った際に、祝部氏を賜った事に始まる^{2,4}という。「日吉社祝部氏系譜」によると、長元元（一一〇二）年頃より以前には、希遠を始祖とする生源

	役職	社司名	通称	所属
1	禰宣正四位下	祝部親成		右方
2	祝従四位上	祝部頼貞		左方
3	神主従四位上	大蔵小輔成茂		右方
4	権神主従四位上	成基	小比叡神主	右方・兼官
5	権禰宣従四位下	輔友	生源寺	左方
6	権祝部従四位下	友行	伊勢園権神主	左方・兼官
7	権禰宣従四位下	祝部成重	江辺権禰宣	右方・兼官
8	権祝従四位下	祝部宿禰実経	馬場大夫	左方・兼官
9	権祝従四位下	祝部成秀	中大夫	右方・兼官
10	権禰宣四位下	友直	生源寺権禰宣	左方・兼官
11	権祝従四位下	資成	小比叡禰宣	右方・兼官
12	権祝従四位下	友貞	造路大夫	左方
13	権禰宣正五位下	兼貞	河原井大夫	左方
14	権祝正五位下	季長	川崎大夫	右方・兼官
15	権祝正五位下	行国	伊勢園大夫	左方・兼官
16	権祝正五位下	永信	上大夫	右方・兼官
17	権神主正五位下	成昌	江辺小大夫	右方
18	権祝正五位下	為仲	介小大夫	右方・兼官
19	権禰宣正五位下	忠成	筑前大夫	右方・兼官
20	権禰宣従五位上	行遠	伊勢園三郎大夫	左方
21	権禰宣従五位上	友重	平井大夫	左方
22	権禰宣従五位上	重広	北大夫	右方
23	権神主従五位上	尚成	三乃介	右方・兼官
24	権祝従五位上	友澄	権／祝イ大夫	左方
25	権禰宣／祝イ従五位上	泰成	権祝	右方・兼官
26	権神主従五位上	行経	樹下大夫	左方
27	権祝従五位上	長忠	川崎小大夫	右方
28	権神主従五位上	在成	石見権神主	右方
29	権神主従五位下	実親	中路大夫	左方
30	権禰宣従五位上	範貞	八条大夫	左方
31	権祝従五位下	親貞	今園大夫	左方
32	権神主従五位下	友氏	生源寺大夫	左方
33	出羽	成見		右方
34	権神主従五位下	成員	介新大夫	右方

寺家と、成遠を始祖とする樹下家に分かれていたものと考えられる。さらにこの系譜をみると、希遠以下の生源寺家出身者には「左方執行」、成遠以下の樹下家出身者には「右方執行」と記される者が多く、両家がそれぞれ「左方」「右方」の「執行」を継承している事がわかる。これについて『耀天記』の礼拝講の項に、禰宣希遠は「左方執行」のはじめであり、これ以前は左右の儀はなかったとある。それでは、執行とはどのような職であったのだろうか。一般には、日常的な寺務を

遂行し、寺内堂舎の管理にあたるために寺内に置かれた職で職掌や権限は自社や時代により異なるという。日吉社の執行については、下坂氏の日吉小五月会の研究が参考になる。左方と右方といえ、毎年五月五日に行われていた日吉小五月会の祭礼費用のために、有徳人に課された馬上役の賦課形態が思い起こされる。下坂氏によると、馬上役は左方と右方に分かれ、左方は京都、右方は近江の有徳人を差定した⁽²⁵⁾という。さらに、日吉小五月会の役務に、左右の方執行があり、左右それぞれの方執行を生源寺家と樹下家が務めている⁽²⁶⁾という。このことから、左方執行と右方執行は日吉社の重要な祭礼を行う役割を担っており、この両者の下に左方と右方の組織に分けて日吉社の祭礼や行事が行われていたと考えられる。それは、次のような社司の組織のあり方をみても明らかである。

『耀天記』現行社司の項を見ると、『耀天記』成立当初の社司三十四名の位階や名などに加え左方か右方かの所属が記されている【表一】。両方に属する場合は兼官と記され、例えば、成基(表一—4)は基本的には右方に属しているが左方の職務も行うため兼官とされた。

このように、日吉社の社司組織は、祝部氏の生源寺家と樹下家へ分化する事により祭礼の中核に担う執行がそれぞれ左方と右方に分化し、その両執行の下で社司も左方と右方に組織されたのであった。そ

れでは、この祭礼の執行を基盤とした組織のあり方は、神人支配にどのように影響したのだろうか。次に、社司による神人支配形態を確認しよう。

2 社司による神人支配―大津神人を中心に―

神人は、社司のもとで所属する神社への神事役、社頭の警備を恒例・臨時の課役を負う下級の神職者であり、供物などの神役をつとめ年貢納入などを請け負う事で通行特権を得て、諸国で商業活動や年貢(日吉上分物)を運用して貸上活動を行っていた事が明らかとなっている。豊田氏と網野氏によれば、天喜二(一〇五四)年には日吉社の神人である大津神人が史料に登場する⁽²⁷⁾。大津神人は、日吉社のお膝元である大津を本拠とする神人で、早くから成立したものである。それでは、社司による神人支配を考察していきたいと思うのだが、同時に神人組織についてもみていきたい。

保延二(一一三六)年、社司二十名は、日吉神人が日吉上分米を下諸人に貸し付けるばかりで納入して来ない事を訴えた。それに対して、日吉神人は季節の御祭りのための上分米が懈怠に及んだのは、貸付対象者が弁償して来ないからであると反論する。この日吉神人の反論の理法を検討した勘文が残されている⁽²⁸⁾。それによると、「日吉大津左方神人等」「□□右方神人」とあって大津神人が左方と右方分かれ

ており、それぞれ別に注進状を作成している事から組織化されている事がわかるだろう。

建仁二(一一二〇)年、日吉社大津左右方神人は「北陸道神人」と言われる北陸道に散在する日吉者の在国神人の訴えにより、越後国豊田荘地頭の開瀬五郎義盛の神人への濫妨行為を、「貫首政所」を通して上奏して義盛を召し上げて一決を遂げたいと本社(社司)へ訴えている⁽²⁹⁾。この時の訴訟のルートは、在国神人↓大津左右方神人↓社司↓貫首(天台座主) 政所↓院であった。院宣を賜うために上奏を経るには天台座主を通す必要があったので、神人の訴訟にとって天台座主の存在は大きかっただろう。ただし、これは天台座主による神人支配とは言えず、むしろ散在する在国神人は大津左右方神人、そして社司を通して訴えている事からも、社司による支配がなされている証左という事になる。この史料には、大津左右方神人の連署があり、そこには、「左方長者」と「右方長者」が確認出来る【表二】。研究史では、大津神人が「神人として組織を整えてくる過程で左右に分かれ」、十一世紀の後半になると長者によって統括されるようになる⁽³⁰⁾とされている。おそらく、神人の増員により大津神人の組織を左右に分け、長者を置いて統括したとみているのだろう。このように、左方と右方神人及び長者の成立といった歴史的变化を、神人組織内部における自己

表二 日吉社大津神人一覧
(建仁二年「近江日吉社大津神人等解」を参考に)

神人組織	官位・官職	俗名
		藤原宗成
		藤原頼康
	散位	物忌正家
	散位	藤原貞政
	散位	丹治助能
	前右京進	大江貞資
右方長者	散位	文屋通貞
		藤原感賢
		藤原有定
		藤原景頼
	筑前権介	藤原則貞
	散位	秦盛遠
	散位	藤原盛康
	散位	藤原季家
左方長者	散位	藤原有賢

生産の結果と位置づけの理解は、大津神人の身分や階層性を重視する立場にあつて日吉社の組織の一員としてみなしていなかつたためであると思われる。しかし、前節で考察した

左方の社司や神人を、樹下家は大宮の社家として右方の社司や神人をそれぞれ管領するという関係が考えられまいか。これには、もっと深い考察が必要になるので、ここでは想定し得ると述べるに留め今後の課題としたい。

3 神人の補任と衆徒

前節で、神人が社司の支配下にあつて社司組織のあり方に基づいて編成されていた事を確認した。

ように、神人を支配している社司組織自体が左方と右方に分化した形態をとっていたのを踏まえれば、神人組織を変質させた要因は、神事勤仕や神役を務める過程で左右方に編成されていったと理解出来る。そして、そのような組織のあり方が、北陸道に散在する神人（北陸道神人）の組織編成にも影響し左右方で組織化されていったと考えられる。

ここで、日吉社の組織を分化させた左方と右方とはいったい何による分類なのかについて所見を述べておきたい。『天大座主記』や『耀天記』の祭礼に関する記事には、左方や右方という表現の他に「二宮方」と「大宮方」といった表現が散見し、日吉社の祭礼が東西本宮を中心に行われているとすれば、左方は二宮方を指し、右方は大宮方を指すと理解出来ないだろうか。つまり、生源寺家は二宮の社家として

ここで、神人の補任についてみてみよう。日吉神人の補任に関する史料は二つあり、一通目は、建永二（一二〇七）年、「日吉社左方御供所」の御供神人職に加茂安守を「□行大法師／□執行大法師／□校大法師」「公文法師／別当法師」の署判において補任しているものである⁽³⁰⁾。不明な部分は、執行・権執行・検校と考えられる。検校と別当は一章で取り上げたように、日吉社の統括組織の一職であった。その他の寺官は不明であるものの、神人の補任権をもっていたのは天台座主であった事がわかるだろう。しかし、神人の選任については、戸田芳実氏が十二世紀はじめ頃、中原成行という人物が愛智新宮供頭役を日吉社「神主加賀権守祝部成房」の縁故関係によつて勤めていたことから、神人身分獲得についても、神主成房との縁故関係によるものと推測している⁽³¹⁾。つまり、神人補任の契機として、日吉社関係者との個

別の縁故関係が認められるというのである。おそらく神人補任権も社司補任権のように一方的なものではなく、社司による神人選任を承認する形式をとっていたのだろう。

ここで、もう一通の補任状を見る前に、神人の訴訟ルートに起きはじめているの変化をみてみよう。建仁二(一一〇〇)年六月検非違使長官は、左衛門督検非違使を解官し、別当官人能宗を隠岐に配流し、その子息左衛門尉隆景と春宮坊重宗の現任を解却し、検非違使庁下部七人を処罰した。それは、大津神人の愁訴を衆徒が訴えた事によるという。その経緯は、去五月二十四日能宗の郎党と大津神人利正が市において交易をしようとしたところ、郎党が禁止されている錢貨での支払いを要求し、錢貨禁制の取締りの実行が検非違使自身であるからといって強引に官錢を借用させ錢貨での支払いを行わせた。すると、郎党は禁制に違えたとして神人の所持物を奪い取って神人利正を刃傷し検非違使庁に禁獄してしまった。それに対して、大津神人は座主書札を得て社司を伴って検非違使に訴えたが訴訟に及ばず追い返されてしまふ。そこで、神人等は山門衆徒に触れて衆徒訴訟に及んだ神人が放免され検非違使への処分の勅裁が下ったのだろう。一件が解決した後、聖朝安穩のために七社宝前において大般若経が転読され、大宮宝前では三塔四十人が五ヶ日の間三十講修している^(3.2)。衆徒の訴訟が一部の動向ではなく惣寺の意思でもあり彼等の積極的な動きの背景となってい

る事を示すものである。以上が、事件のあらましである。この時、神人は一度座主書状を得て社司を伴って検非違使へ訴えて出て、その上で、神人が山門に直接訴えて衆徒訴訟を経て勅裁が下っている。これは、座主書状をもつての訴訟が本来の訴訟ルートでありながら表面的で効力がなかったのに対して、衆徒の訴えが現実的に神人の要望に依っているという事態を示している。この時の訴訟はおそらく強訴という形をとったのであろうが正式な訴訟ルートではなくとも、座主を通しての訴訟がうまくいかなかった場合は、衆徒を通しての強訴へ持ち込むという事が常習化していたとみられる^(3.3)。事件解決後の社前において三十講が行われていることは、衆徒の訴訟が一部の動向ではなく惣寺の意思でもあり彼らの積極的な動きの背景となっていることを示す。

それでは、二通目の神人補任状を見てみよう。文永六(一一六九)年、「日吉社十禅師宮」の神人職に近江国犬上郡小野宿の住人橘久守を「執行法眼和尚位権少僧都／造寺別当法眼和尚位／年預法橋上人位」の署判でもって補任している^(3.4)。延暦寺政所下文は、修理別当・上座・寺主・小寺主・都維那の署判により出されるので、神人補任状に署判している彼等は延暦寺内の別の組織であっただろう^(3.5)。東塔・西塔の代表が「執行」を称している事と、はじめに下坂氏が東塔を衆徒の生活共同体であると位置づけていた事、内容に目を向けると、年貢以下の社役を進済するために、山杣岡畑、市津関伯路次往反が保証される

旨が記され、それが「依衆議之旨」となっている事などから、おそらく衆徒とは東塔の衆徒を指し、執行以下の補任状授与者は東塔衆徒の代表である事が推察される。

右の事から神人補任の事例の前者（日吉検校職をはじめとする日吉社の統括組織）から七十年を経て、後者（衆徒集団）のように補任主体が変化している事がわかるだろう。

以上、衆徒による神人への補任権掌握と、神人訴訟における衆徒訴訟の存在を確認した。ただし、補任権を衆徒が掌握していたのに対して、神人訴訟において天台座主を経由するコースが維持されている事は留意すべきであろう。これは、日吉社と延暦寺との関係が、日吉検校職を介したのではなく、「惣寺」を構成する衆徒とのそれへと変化しはじめている事を示唆するものだろう。そして、二通目の神人補任状が作成された文永六年には、衆徒の生活共同体である東塔が神人補任権を持つに至っていたのであった。このような東塔衆徒による十禅師社所属神人の補任という関係は、下坂氏の述べる日吉七社の分割管理に全く合致している。この日吉社と延暦寺の関係が、日吉検校職を介するものから衆徒を介するものへと変化した契機について、下坂氏の述べる衆徒による日吉七社経済への参入の状況を確認したい。そして、それによって日吉社や日吉神人をとりまく状況がどのように変わっていくのかを章を改めて検討したい。

第三節 日吉神人と延暦寺衆徒

1 日吉七社の彼岸会執行と「院々谷々」

建仁四（一一〇四）年二月十二日、日吉社社頭の彼岸について谷々巡役で勤仕するようにとの院宣により、日吉社の彼岸会の巡役が配分された。

社頭ノ彼岸任セニ谷々ノ巡役ニ次第二宣ノ令ニ勤仕セニ之由被レ下ニ院宣ヲ是レ堂衆退散ノ之後学生勤仕ノ之初也⁽³⁶⁾

右によると、日吉社の彼岸会勤仕を谷々の「学生」に配分する事は、堂衆退散のち初めであるという。下坂氏によると、日吉社の彼岸会は平安末から鎌倉初期まで延暦寺の堂衆が関与していたという⁽³⁷⁾。しかし、治承二（一一七八）年から建仁三（一一〇三）年に及ぶ学生（衆徒）と堂衆の対立・抗争に堂衆が敗れ山を去った事により、日吉七社の彼岸会の谷々配分が行われたという。

仍テ大宮南谷 二宮西塔 聖真子横川 八王子東谷後ニ改西塔

客人無勤寺 十禅師北谷後ニ改東谷 三宮西塔後ニ北谷南谷勤之

経テニ評定ヲ如クレ此ノ雖レ被ニ定メ行ハニ北谷相論欲ノレ及ハントニ

合戦ニ之間今季東塔ノ彼岸皆於テニ山上ニ令メニ勤仕ニ畢於テハニ

西塔横河ニ者令レ勤ニ仕セ社頭ノ彼岸ヲニ其ノ後経テニ衆議ヲニ八

王子十禅師等ノ彼岸被レ改メニ谷配ヲニ畢

院々谷々		変更前	変更後
東塔	南谷	大宮	大宮・三宮(半)
	北谷	十禪師	三宮(半)
	東谷	八王子	十禪師
	無動寺	客人	
西塔		二宮・三宮	二宮・八王子
横川		聖真子	

はじめに、日吉七社の配分とその変更が割書で記され、波線部では、その変更についての経緯が記される。それによると、評定により配分を決めたところ、北谷が相論し合戦に及ぼうとしたので、今季については東塔配分（南谷・北谷・東谷・無動寺に配分された、大宮・十禪師・八王子・客人）の彼岸会は、東塔全体で行い、そして、西塔・横川配分（二宮・三宮、聖真子）の彼岸会勤仕が終わった後、衆議を経て八王子と十禪師の彼岸配分を改めた。

配分変更の一件について下坂氏は、彼岸会に伴う彼岸料が、日吉社の借上活動の資金源となっていた事を前提として彼岸料を原資とした金融システムの覇権争いによるものとみている。しかし、相論を起こそうとした北谷の変更前と変更後を比べてみると【表三】、十禪師社から三宮を南谷とともに担当するように変更されている。つまり、北谷が十禪師社の彼岸会担当を嫌ったのか三宮の彼岸会担当を求めたかは定かではない。しかし、下坂氏の述べるように東塔四谷と西塔・横川の衆徒は、日吉七社それぞれの神を産土神として崇敬していく事になる。また、その後の彼岸会の執行、香華灯明の調達、御輿馬の

勤仕、御輿動座、社殿・回廊の修理、彼岸所の支配がこの建仁四年の七社配分結果と合致している事から、各塔・各谷がそれぞれの社を信仰の紐帯として保持し、日吉祭の御輿馬や強訴の際の御輿動座からは、各地域が当該の社（神）を自分たちの社（神）と認識していた事を示すと述べる。そして、鎌倉時代以降、「院々谷々」が信仰面において日吉七社ときわめて有機的な関係を取り結び、その関係が広く経済面に及んでいた事を明らかにしている。⁽³⁸⁾ 日吉七社の行事執行・経済的関与が延暦寺全体としてだけでなく、院々谷々という単位で個別的に関与し関係が結ばれている事は注目すべきである。

次に、この日吉七社への院々谷々の衆徒の関与を受けて日吉社の組織や経済がどのように変容していったのをみていく。

2 日吉七社の組織的・経済的自立化と延暦寺

ここでは、日吉社神人と社領の呼称について考えてみたい。貞永元（一二三二）年の「日吉社聖真子神人兼灯炉供御人并殿下御細工等解」を初見として、「日吉社聖真子神人」「日吉十禪師宮神人」「日吉大宮御油神人」のように、地名ではなく、日吉社諸社名を冠した神人呼称が、組織内外の史料において散見し始める。⁽³⁹⁾ それは、社領についても同様であり、建永二（一二〇七）年の「三善氏女田地売券」を初見に、それ以前は日吉田と書かれていた社領が「日吉聖真子御領」「日

吉大宮御油」「日吉大宮御領」などが記載されるようになる。⁽⁴⁰⁾ ことから、十三世紀に入り、日吉神人のなかから諸社ごとに所属する神人集団というものが登場しはじめたことがわかり、さらにはそれが、日吉諸社ごとの経済的な自立による組織分化・再編成によるものであることが想定されるだろう。

次に、元応（一三一九）年に社家が作成した日吉社の社領注進の奥書をみてみよう。

右往古重邑^(色カ)神領等社家知行所々大概注進^ニ如^レ斯^一、此外所務各別之地、山洛僧綱衆徒并甲乙人等、知行神領社領等多^レ之歟、非^ニ社家進止^ニ之上、云^ニ在所之領主^ニ不^レ存知^ニ之間^レ能^レ勒^レ矣、仍注進^ニ如^レ件^一。

注進自体は、日吉社領の知行・奉行人・用途・現状・由来などを記してある。右の奥書から、山洛の僧綱衆徒・甲乙人等の知行する社領や社家の進止ではないので在所の領主も知らない社領などがあったと述べている事がわかるだろう。しかし、この史料を分析した西岡氏によれば、領家が非社司の場合には日吉社の社司を奉行人として配置し、本家である日吉社の収益確保を図っていたという。このように、社領の押領が横行し、衆徒勢力による日吉社の分割管理がなされる状況においても社司による社領支配を貫徹しようとする日吉社側の動きは注目すべきであろう。

次に延暦寺における神人の位置づけの変化を見ておこう。正応四（一二九一）年、日吉十禪師神人等の訴えた、坪江郷による越前国三国湊の津料・河手徴収の停止が、伏見天皇の論旨により認められた。⁽⁴²⁾ その後、正安三（一三〇一）年、同じく三国湊の件について、今度は天台座主の令旨が下されている。

日吉十禪師神人散在商人等申、越前三国湊津料河手事、論旨如^レ此、早任下被^ニ仰下^ニ之旨上、止^ニ坪江郷新儀沙汰^一、可^レ令^レ全^ニ神役^一之由、可^レ下令^レ下知^ニ神人等^一給上者、依座主宮令旨、執達如^レ件、

三月廿四日

法眼在判

謹上 聖禪房僧都御房⁽⁴³⁾

正応四年の伏見天皇の論旨に従い、神役を全うするように命じている。傍線部に注目すると、日吉十禪師神人散在商人等と記されている。日吉神人は、平安末・鎌倉前期より、その独自の経済活動・商業活動が期待されていたことは、研究史にあるとおりであるが、ここ鎌倉後期に至り、神人と商人というものが同列に扱われていることがわかるだろう。他にも、「日吉社大宮御油神人等」など、日吉上分物の徴収や日吉社への神役勤仕を前提とする神人のあり方から、ある一定のものを供給することを前提とした神人としての把握がなされていることがわかる。

3 衆徒による神人把握の動向

はじめに、二節で取り上げた建永二年の補任状をみてみよう。

右人、補任^三四月末日御供神人職之^二如^レ件、且^{□□}法師謀計之、
任^レ補、散在神人等宜^三承知^一、依^レ件用^レ之、[□]

右は、若狭国の加茂安守が日吉社左方供御所の神人職を補任されている本文の箇所、法師の謀計というところから、若狭国において法師の謀計による神人補任の横行が発生している事がわかる。山門衆徒による他領荘民の日吉神人化の事例は他にも多く確認出来る。例えば、貞永二（一二三三）年賀茂社は延暦寺政所に対して、賀茂社領の若狭国宮河荘・加賀国金津荘・播磨国安志荘の荘民が賀茂社神人と日吉神人を兼帯する事について訴え、延暦寺は若狭国日吉散在神人等充てにその停止を命じている。⁴⁴この賀茂社領荘民の日吉神人化は、翌年の天福元（一二三三）年にも若狭国賀茂社領宮河荘で「山僧筑前房宗俊」が「日吉神宝」を立て置いて荘民を追捕するなどの行動を起こしている事から彼の関与が推察される。⁴⁵ここで、確認しておきたいのが、特に北陸方面における山門衆徒による諸国散在日吉神人の乱立状況が目立つ事である。網野善彦氏は、大津神人（日吉神人）が北陸道諸国に分布している事から「海民的な性格」の強い「北陸道の海上交通を担う廻船人として、一つの神人集団に組織」されていた事を指摘してそ

の職能民的性格を強調している。⁴⁶氏の研究を踏まえれば、山門衆徒は積極的に大津神人の活動に関与し、散在神人の統轄を通して彼等の流通・交易を把握しようとしていたのかもしれない。

まず、下坂氏の研究で明らかにされているところの衆徒による京都の日吉神人の掌握の動向を確認しておく。⁴⁷乾元元（一三〇二）年、元来御輿造替の費用を負担していた朝廷が、この時の御輿造替の発端が、日吉祭での大津生得の神人（日吉神人）と駕輿丁が喧嘩をした際に日吉神人があやまって御輿に矢を射たことであつたのを理由に神輿損傷の責任として大津生得の神人に費用負担を求めた。結局、同じ日吉神人であつた京都在住の「京都の入神人」に賦課される事となつたが、下坂氏はこの時の課役徴収に衆徒が積極的に協力している事を、課役徴収を通して京都の日吉神人を掌握しようとしていたためとみている。その後の、神輿造替費用徴収や小五月会のための合力馬上役の徴収では衆徒が馬上一衆を組織して日吉神人を統轄、明德四（一二三三）年幕府による京都の（日吉神人のものを含む）酒屋・土倉役徴収に衆徒が土倉一衆（馬上一衆と同一組織）を組織してその徴収に当たっている。このように、十四世紀の幕府による京都の土倉・酒屋役の成立の過程に、山門衆徒は積極的に関与していき、幕府の制度を背景に日吉神人などの掌握を通じて経済源の確保を行っていた事がわかるだろう。この事は、衆徒が日吉七社の分割管理を通じて日吉神人へ関与し

ていた段階から、直接に日吉神人を支配する権限を得て掌握しようとしている段階へと移行した事を示すものである。

次に、日吉神人掌握とめぐる谷々同士の競合関係をみてみたい。建武元（一三三四）年、山門東塔南谷無動寺の児童孫一丸が、隣三郎とその下人虎男を日吉上分物百五十貫文の催促に向かわせたところ、菅浦村人の成願・平入道以下の者が、隣三郎と下人の虎男を殺害したと訴えた⁽⁴⁸⁾。それに対する、菅浦の言い分は、

去嘉元三年二月十二日、当浦供御人等令借用日吉上分物之間、可⁽⁴⁹⁾紀返⁽⁵⁰⁾之由、為⁽⁵¹⁾相触隣三郎主従差遣処、痛⁽⁵²⁾戻物⁽⁵³⁾并令⁽⁵⁴⁾殺害云々、所⁽⁵⁵⁾詮、此条無⁽⁵⁶⁾跡形⁽⁵⁷⁾不実也、錢主誰人哉、尤不審也⁽⁵⁸⁾、とあつて隣三郎以下の殺害について、証拠もない不実である、また錢主はだれであるかというものであつた。菅浦は、確かに、嘉元三（一三〇五）年に訴訟費用として日吉十禪師彼岸乗物御用途百五十貫文を借用している。しかし、この「錢主誰人哉」に注目して考えてみると、日吉上分物百五十貫文を借用したが、それは日吉十禪師社の日吉上分物であつて、無動寺が徴収に来るのはおかしいと主張していると考えられる。

延暦寺衆徒が、経済源とするために日吉神人を掌握していた事は先にも確認したとおりであり、日吉社の経済が延暦寺衆徒にとって重要視されていたことは明白である。この菅浦の場合は、無動寺という諸

堂単位で日吉上分物を獲得しようとしているのであつて、衆徒による日吉神人把握という事だけでなく、諸堂同士の日吉上分物をめぐる争いがあつた事を示すだろう。

4 村落における展開

ここでは、日吉七社の経済的自立化が村落においてどのように影響しているかをみてみたい。嘉元三（一三〇五）年、菅浦のうち日指・諸河の百姓等は、大浦荘との相論に際して、田地の半分の進止権を寄進し、神人役の勤仕を起請している⁽⁵⁹⁾。

当浦者、自⁽⁶⁰⁾元令⁽⁶¹⁾備進⁽⁶²⁾八王子御油、為⁽⁶³⁾彼神人⁽⁶⁴⁾令⁽⁶⁵⁾勤仕⁽⁶⁶⁾神役外、更無⁽⁶⁷⁾諸方之煩⁽⁶⁸⁾、而及⁽⁶⁹⁾不慮之違乱⁽⁷⁰⁾之間、重為⁽⁷¹⁾二宮権現之神人⁽⁷²⁾、可⁽⁷³⁾令⁽⁷⁴⁾勤仕⁽⁷⁵⁾両社神役⁽⁷⁶⁾者也、

右をみると、もとより八王子の御油を備進していたが、更に二宮権現神人役を併せて勤仕すると起請している。菅浦場合のこのような身分取得が堺相論のための保護者獲得のための一手段であつた事は度々指摘されている通りである。供御人や神人身分の重複は、領主から否定される傾向にあるものの、中世社会においては鎌倉期を通して多々見られる現象であつた。しかし、日吉神人の場合、今まで述べて来たように、日吉七社はそれぞれ院々谷々やその衆徒と非常に密接な個別的關係を築いていた。また、その院々谷々は、院家・門跡とのつなが

りももち、なおかつ外部権力との関係も含めて、延暦寺内にそれぞれ独自の権力を誇っていたのであるから、重複した神人身分取得は、八王子・二宮社それぞれの背景にある衆徒勢力の庇護を同時に獲得する事につながったのである。この事は、もちろん神人側の負担増加を意味するわけだが、実際に、菅浦の人びとが複数の身分取得をしている事を考えると、当時の人びとの求めるところであったといえる。しかし、このことは「神人」身分がその神役備進に対して得るところがなければ破棄してしまうというような、一時的な契約的な意味しか持たない関係へと定着していく事にもつながったといえる。

おわりに

以上、本論の要旨をまとめると、日吉社と延暦寺の関係のはじまりから、日吉検校職に基づく社司と寺司の関係、日吉社組織の基本形態と神人支配のあり方を確認した。そして、延暦寺における堂衆退散という事件を契機とした、日吉七社への院々谷々の衆徒の経済的・宗教的な関係形成を日吉七社それぞれの経済自立化を、延暦寺と日吉社の関係変容の画期と位置付け、その後の日吉神人や衆徒との関係を中心にその変容を考察した。第一節では、従来日吉社と延暦寺との関係が、天台座主の日吉検校職を前提とした一方な日吉社支配という視点でみなされていたのに対して、そのような関係が、朝廷による神社行幸に

おける勅賞を通じた社寺統制政策を通して、或いは社司・神人補任権を通して形成されていた事を確認した。寺官の下位にあるものの、その内実が基本的に「承認」するという形式であった事は、延暦寺・日吉社一体の序列・秩序においては、社司、神人で形成される日吉社の組織が、独自の序列、秩序を形成し、維持していた事を示す。この事については、検校職の研究を前提に今後も検討していきたい。第二節では、日吉社の社家および社司組織形態を確認し、それに基づいて神人支配がなされていた事を明らかにした。そして、神人補任についてみてみると、日吉検校職に基づく補任形式から衆徒の生活共同体を基盤としたあり方に変化しており、それが下坂氏の研究の成果に合致する事がわかった。第三節では、下坂氏の院々谷々による日吉七社行事執行配分を契機に、衆徒と日吉神人が急速的に接近していく様子を訴訟ルートや神人補任権の変容、日吉七社の経済的・自立化、組織整備につながった事を確認出来た。そして、日吉神人の経済的活動の一層の活発化と、衆徒による直接的掌握の動向や、谷々同士の日吉神人掌握の競合関係が確認される一方で、日吉神人取得側への影響を見通した。

以上、日吉社の組織形態を明らかにした上でその変遷を追う事で、延暦寺と日吉社の関係が「院々谷々」と日吉七社、衆徒と神人といったさまざまなレベルにおいて形成されている事がわかった。延暦寺の

日吉社への一方的な支配の関係だけでなく、信仰や経済面における社会集団同士の関係ともいえる有機的な関係が確認できた。今後は、今回取り上げた事例の再検討に加え、とくに今回取り上げなかった日吉社領の経営と衆徒との関係を考察したい。また、惣寺・衆徒と天台座主との関係や、日吉社と延暦寺のような関係を社寺のあり方としてどのように位置付けられるのかを考えていきたい。そして、中世社会において日吉社の組織的な変容がどのように影響を与えていたのかを明らかにしていきたい。

(1) 現在の日吉大社の事。中世の史料上で「日吉社」と記される事が多いため、本論でも日吉社と表記した。

(2) 河音能平・福田栄次郎編『延暦寺と中世社会』（法蔵館、二〇〇四年）。下坂守「中世寺院における大衆と「惣寺」」（初出二〇〇〇年。同著『中世寺院社会の研究』に所収）。同『京を支配する山法師たち 中世延暦寺の富と力』

（吉川弘文館、二〇一一年）。三枝暁子『比叡山と室町幕府——寺社と武家の京都支配——』（東京大学出版会、二〇一一年）。

(3) 豊田武「延暦寺の山僧と日吉神人の活動」一・二（『法政史学』二六・二七、一九七二・一九七三年）、網野善彦「北陸の日吉神人」（楠瀬勝編『日本の前近代と北陸社会』思文閣出版、一九八九年所収）、西岡虎之助「中世荘園における本家・領家の支配組織」（『荘園史の研究』下巻一、岩波書

店、一九五六年）、宮家準「寺院鎮守と修験」（『神道と修験道 民俗宗教思想の展開』春秋社、二〇〇七年）。その他、日吉神人に関係する研究として戸田芳美「王朝都市と荘園体制」（『岩波講座 日本歴史四』古代四、岩波書店、一九七六年）、などが挙げられる。

(4) 下坂守「中世寺院における大衆と「惣寺」」（初出二〇〇〇年。同著『中世寺院社会の研究』に所収）。同『京を支配する山法師たち 中世延暦寺の富と力』（吉川弘文館、二〇一一年）。

(5) 『校訂増補天台座主記』（渋谷慈鑑編、一九三五年、以下『天台座主記』）天慶四年五月十九日条。

(6) 『天台座主記』仁和四年条の「仁和六年十一月十七日付の三箇条遺誠」。仁和六年は四年の間違い。

(7) 山王礼拝講については、山田恵諦「山王礼拝講に於ける法式の推移」（村山修一編『山岳宗教史研究叢書二』『比叡山と天台仏教の研究』名著出版、一九七六年）参照。

(8) 本稿では、日吉社に努める神官を「社司」と表現しているので、延暦寺僧侶は「社司」を用いるべきであるが、関係史料に「寺官」が比較的多く登場するのでこちらを用いる事にした。

(9) 『天台座主記』天福元年四月二十二日条に、「寺官」や「宮仕」の得明律師、菊徳律師、快実律師が登場する。その他に「宮仕法師」は『天台座主記』天福元年六月十五日条。「樹下僧」は『耀天記』（神道大系編纂会編『日吉』

- 所収、一九八三年）社頭正月行事次第の項。
- (10) 一般に、神社に仕える「神官」を指す。日吉社に関する史料では「社司」と表現されるので本稿ではこちらを用いた。
- (11) 『耀天記』社司座主補任事の項。
- (12) 『天台座主記』治暦三年正月二十八日条と同年四月十日条。
- (13) 『天台座主記』延久三年十月二十九日条。
- (14) 佐古愛己「平安中・後期における勸賞の一考察―神社行幸を素材として―」『古代文化』五十四巻八号、二〇〇二年八月。
- (15) 『天台座主記』長暦三年八月二十七日条。
- (16) 『天台座主記』延久三年十月二十八日条。日吉社への行幸は、これ以降十
四世紀初めごろまで行われている。
- (17) 貞永二（一一二三）年成立の『耀天記』（神道大系編纂会編『日吉』一九
八三年）日吉社行幸事にこの時勸賞を得た社司の記事がある。
- (18) 『耀天記』日吉社行幸事の項。
- (19) 『天台座主記』寛治五年三月八日条、寿永三年九月七日条。
- (20) 『天台座主記』文治六（一一九〇）年十月一日条、元徳二（一一三三）年
三月二十六日条等。
- (21) 前掲註（6）「中世寺院における大衆と「惣寺」。
- (22) 『天台座主記』寛治五年三月八日条。
- (23) 『天台座主記』建治元年六月七日条。
- (24) 『耀天記』日吉社司事の項。「日吉社祝部氏系譜」（官幣大社日吉神社社務
所編『官幣大社日吉神社代年表』中村太古舎、一九三八年所収）。
- (25) 前掲註（4）『京を支配する山法師たち 中世延暦寺の富と力』。
- (26) 下坂守「衆徒と坂本」中の表九（前掲註（4）『京を支配する山法師たち
中世延暦寺の富と力』）。
- (27) 前掲註（3）豊田武「延暦寺の山僧と日吉神人の活動」一・二、網野善彦
「北陸の日吉神人」。該当の史料が見つからないため今後検討の必要有り。
- (28) 保延二年九月日付「明法博士勘文案」（書陵部所蔵「壬生文書」、『平安遺
文』二三五〇）。
- (29) 建仁二年六月日付「近江日吉社大津神人等解」（『江藤文書』『鎌倉遺文』
一三〇九）。
- (30) 建永二年六月日付「日吉社御供所補任状」（『若狭大音家文書』『鎌倉遺文』
一六九〇）。
- (31) 前掲註（3）「王朝都市と荘園体制」。
- (32) 『天台座主記』建仁二年六月二十四日条。
- (33) 山門衆徒と神人による強訴は平安末期には頻繁に行われはじめているが、
ここでは神人から衆徒へ訴えて訴訟に及んでいる点に注目したい。
- (34) 文永六年五月日付「日吉十禅師宮補任状」（『備後木下文書』『鎌倉遺文』
一〇四五）。
- (35) 建久九年四月日付「延暦寺政所下文」（『太宰管内志霊仙寺文書』『鎌倉遺

文』九七八)など)。

(36) 『天台座主記』建仁四年正月二十九日条。

(37) 前掲註(4) 下坂守『京を支配する山法師たち 中世延暦寺の富と力』。

(38) 経済面での関与としては、社領への関与(例えば近江国蒲生郡日吉十禅師社領得珍保が、延暦寺東谷仏頂尾衆徒の「管領」を受けている事など。正安三年「延暦寺東谷仏頂尾衆徒訴状案」仲村研編『今堀日吉神社文書集成』雄山閣出版、一九八一年所収)。

(39) 貞永元年五月日付「日吉社聖真子神人兼灯炉供御人并殿下御細工等解」(『民経記貞永元年巻紙背文書』、『鎌倉遺文』補一〇六一)。文永六年五月日付「日吉十禅師宮補任状」(『備後木下文書』、『鎌倉遺文』一〇四四五)。(寛元四年)正月二十九日付「撰津勝尾寺衆議状案」(『撰津勝尾寺文書』、『鎌倉遺文』六六一五)。

(40) 建永二年八月晦日「三善氏女田地売券」(『東寺百合文書』、『鎌倉遺文』一六九七)。寛喜元年三月二十九日付「仲原氏田地売券」(『九条家文書寛正元年四月十一〜三十日具注曆裏文書』、『鎌倉遺文』三八二五)。嘉禎二年十二月二十三日付「清原延清田地売券案」(『東寺百合文書』、『鎌倉遺文』五一〇一)。また、仁安二(一一六七)年三月日付「日吉社聖真子宮彼岸所下文案」(『圖書寮所蔵「壬生文書」』、『平安遺文』三四五七)に見られる日吉社聖真子宮彼岸所進止の宇多河荘は、これ以前も日吉社二季彼岸御油荘や大宮二宮九月相撲会の料所を経て、元応元(一一三九)年の「日吉神

社社領注進記」(官幣大社日吉神社社務所編『官幣大社日吉神社代年表』

中村太古舎、一九三八年所収)には、「二季節神供料所」と記されており、鎌倉期はじめの頃には、所領としての所属が不明な時期であったことが確認できる。しかし、宇多河荘がさまざまな料所として支配されながらも、日吉社領として継続していたことは、注目しておきたい。

(41) 前掲註(40)「日吉神社社領注進記」

(42) 正応四年二月十五日付「伏見天皇綸旨案」(広橋家旧蔵「永徳度革命諸道勘文裏文書」、『鎌倉遺文』補一七五二)。

(43) (正安三年)三月二十五日付「天台座主宮尊助令旨案」(広橋旧蔵「永徳度革命諸道勘文裏文書」、『鎌倉遺文』補一九六七)。

(44) 貞永二年三月十三日付「延暦寺政所下文案」(『貫達人氏所蔵文書』、『鎌倉遺文』四四五七)。

(45) 天福元年十月二十九日付「延暦寺政所下文」(『山城座田文書』、『鎌倉遺文』補一一三七)。

(46) 前掲註(3)「北陸の日吉神人」。

(47) 前掲註(4)『京を支配する山法師たち 中世延暦寺の富と力』。

(48) 建武元年十二月十七日付菅浦殺害人等交名注文案(『菅浦文書について』六、『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』三十六号、二〇〇三年三月)。

(49) 建武二年正月日付菅浦供御人等申状案(『菅浦文書』)。

(50) 嘉元三年二月日付日指・諸河百姓等起請文案(『菅浦文書について』二、『滋

賀大学経済学部附属史料館研究紀要』三十号一九九七年三月。

第三章 中世淡路国の郷と村―「ムラの戸籍簿」から―

はじめに―村落史研究の課題と「ムラの戸籍簿」の意義―

中世村落史研究は、かつて村落共同体の経済的・政治的自律性といった自治的な側面を明らかにすることを主眼としていたため、その研究対象は自治性を記す村落文書を残している畿内近国が中心となっていた。畿内近国のいわゆる自治的村落として惣村研究が進む一方で、荘園文書や在地領主文書という支配文書のみを残す東国や辺境地については在地領主や土豪による村落支配が貫徹していたとみなされ、村落共同体の政治的主体性や共同体機能を消極的に評価し、農民の自律性については後進的な地域と位置づけていた。しかし、近年は、東国や九州などの個別研究が進み、徐々に景観論や生業論の側面から共同体としての村落の実態が見直されてきた。⁽⁹⁾

それでは、淡路国の村落論はどうであろうか。畿内近国以外の地域での村落論が進展するなかで、淡路国の村落研究の現状はと言えば、史料的な制約の問題から研究論文自体が多いとは言えない状況にある。「貞応二年四月日付淡路国国領并荘園田畠田地頭注文」(「淡路国大田文」と通称)を用いて地頭制や守護所領の存在形態などを論じた石井進氏、「淡路国大田文」に関する諸研究をまとめた中野栄夫氏、沼島・阿万荘を拠点に紀淡・阿淡海域を制する阿万氏の在地水軍に注目した戸田芳実氏、国御家人などの在地勢力の存在形態を論じた弓野瑞子氏、「護国寺文書」を用いて賀集荘の伝領を論じた千葉哲司

氏の研究などが挙げられるが、在地領主などの領主研究や荘園制、在地有力寺院に関するものに限られ、村落史研究は管見の限り見られない。淡路国は、村落史や地域史研究において依然として停滞した地域であると言える。ただし、淡路国の「郷」「村」関係史料が全く見られないわけではなく、村落史研究にとって淡路国は未開の研究領域であるといえるのである。

第一節 「淡路国の郷村表」からみる特徴

1 淡路国の概要と「郷村表」について

淡路国は、現在の兵庫県の一部南(あわじ市・洲本市・淡路市)、大阪湾と播磨灘とを隔てている瀬戸内海に浮かぶ島であり、古代において南海道の一国として成立し『延喜式』では下国とされている。島国という地理的条件から国域の変動はないものの、郡域については中世と近世において多少みられるようである。地形は南北に連なる北淡山地、島の南には三原平野と洲本平野からなる淡路平野があり、島の最南には論鶴羽山地が東西に連なる。郡は、二郡で島の東北地域の北淡山地と洲本平野からなる津名郡と、南の三原平野を中心とする三原郡からなり、郷は『和名類聚抄』(高山寺本、以下「倭名抄」と省略して表記する)では、それぞれ津名郡八郷(津名郷・志筑郷・賀茂郷・安平郷・広田郷・都志郷・来馬郷・育波郷)と、三原郡六郷(倭文郷・幡多郷・養宜郷・榎列郷・神稻郷・阿万郷)が確認できる。古代より

資源に恵まれ、大和政権下では、直接支配下に置かれ天皇に食料を貢納する「御食都国」であり、『延喜式』には、魚・蘇・横刀・弓・征箭・胡籬・靈陵香・淡路墨などの多様な国産が見える。海人の活躍も目覚しく、大和政権の勢力伸長は瀬戸内海東部の制海権を掌握するためであったと見られており、このような制海権の掌握の拠点としての性格は中世を通じてのものであった。十二世紀の鳥羽・後白河院政期には島内に多くの荘園が成立している。国府は、三原平野の三原川扇状地の三原郡榎列郷（現在の三原町宇市・三条・十一カ所付近と推定）、国分寺・国分尼寺、守護所は養宜郷（現在の三原町養宜）にあった。

それでは、「郷村表」作成の作業内容について説明しておく。八世紀から十六世紀の文字史料にあらわれる「郷（里）」「村」の初出史料を、国別・郡別に網羅的に検出し、郷・郡・年月日・原文・出典をまとめて「淡路国郷村表」（以下、「郷村表」と省略して表記する）を作成した（本章末に掲載）。検出の対象となるのは、○○郷・○○里・○○村のように「郷（里）」「村」が付されている場合のみで、村の存在が明白であっても地名のみの場合は採録しない。郡欄には、表記のない場合でも所屬が明確な場合は（ ）を付して郡名を明記し、また採録したものの上位単位が記されていればそれをそのまま記入した。原文欄には、史料名を「」内に記して該当箇所を引用した。史料群名や出典については出典欄にまとめて記した。その際、中世に新出する新しい郷と区別するために「倭名抄」に対応する郷名（「倭名抄」の郷名を継承する郷を「倭名抄」郷あるいは旧郷とする）を【】で示し、

多くの分裂や変容を経験しながらも中世の郷や村が近世村落の母胎として歴史的に生成してくる過程を読み取るために、近世の村名へ継承する郷・村名には☆マークを付した。なお、「ムラの戸籍簿」研究会で作成している『ムラの戸籍簿』は、郡別に、郷表と村表を作成したが本章では分析の便を考え合わせて郷表・村表を作成した。

2 淡路国の郷村の初出とその後の変遷

i 郷

それでは、「郷村表」から淡路国の特徴を分析してみよう。検出されたのは、津名郡・三原郡合わせて三十八の郷（里）、二十五の村であった。初出を世紀別に整理すると表二のようになる。まずは、「郷」を初出世紀順に確認し、「和名抄」郷名の継承や近世村名への継承など合わせてみてみよう。

郷の初出は八世紀の荷札木簡一〇例であり、うち八郷は「和名抄」郷名（旧郷）と合致し、他「二見里」「月里」は旧郷を継承する津名郡育波郷の低位単位「里」としてあらわれている。ただし、この二ヶ所について遺称地はなく、中近世に継承されず現地比定も困難である。物部郷は、貞応二（一二二二）年の「淡路国大田文」には仁和寺領荘園物部荘として確認でき、近世村「上物部」「下物部」に継承されている。志筑郷は、養和元（一一八一）年後白河院御願寺社新熊野社領荘園として「志筑庄」が確認、近世村「志筑畑・中田・浜・池ノ内村」へと継承。倭文郷は、承久二（一二二〇）・貞治三（一三六四）年に岩倉宮

表2 「淡路国 郷・村名郡別世紀別初出数」 H25年4月20日現在

郷村 ／ 世紀	郷										村														
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	未詳	合計	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	未詳	合計	
合計		10				2	5	2			19		38	0	0	0	0	0	0	6	3	11	5	0	25
津名郡		8				1	2	1			17		29							2	2	1		5	
三原郡		2				1	3	1			2		9						6	1	9	4		20	

徳三（一三八六）年まで確認できる。広田郷は、内宮役夫人耕作料を

宰相中将領荘園として確認出来るが（「委文・掃部両庄」¹²）、「淡路国大田文」に記載はなく、近世村「委文中村」へ継承。安平郷は、「淡路国大田文」で安楽寿院領荘園「安平庄」へ、近世村「安平中田・下村」へ継承。来馬郷は、「淡路国大田文」で津名郡松殿僧正御房領荘園「来馬庄」へ、近世村「来馬村」へ継承。阿麻郷は、「淡路国大田文」では得長寿院并八幡宮御領荘園「阿万庄」。育波郷は、「淡路国大田文」に確認出来ないが「経俊卿記」正嘉元（一二五七）年四月十九日に領家を源資雅とする「育波庄」、近世には「育波浦」が確認。賀茂里は、「淡路国大田文」には津名郡の国領「賀茂郷」、十四世紀を通して守護領の郷、近世村「上・下加茂村」へと継承。

九〜十一世紀に「郷」の初出はなく、十二世紀に旧郷名を継承した二郷が初出する。秦郷は、旧郷三原郡幡多郷を継承し、鳥羽院御願寺弘誓院領荘園掃守荘の上位の地域単位として記され、所領単位としては確認出来ない。また、「淡路国大田文」には「掃

守庄」「掃守保」のみで、国領笑原保内に郷名を継承する「八太村」の記載が見られ、以降、掃守荘は至

賦課された国衙領として登場するが、「淡路国大田文」には摂津国西宮社領荘園「広田庄」が確認でき、これ以降郷名が確認できないことから旧郷を基盤に荘園化していることがわかる。これは寿永三（一一八四）年源頼朝が摂津国広田社へ祈祷のため寄進した「淡路国広田領壱所」¹³に始まるが、文治六（一一九〇）年に国衙領として把握されているので、寿永三年段階ではまだ国衙領として扱われていたと考えられる。

十三世紀には、五郷が初出し、全て旧郷名を継承している。但し、東神代郷と西神代郷は、神稲郷を基礎とし東西に細分化して成立している。「淡路国大田文」からは東西神代郷合わせて地頭が設置されていることがわかり、その下に西神代郷と東神代郷が下位単位として記される（東西神代郷―西神代郷・東神代保）。東神代郷と八木郷の初出史料は、淡路国衙宛の淡路国庁宣であり、淡路国の一宮・二宮の祭礼料を充てる料田開発に関して、三原平野の両郷の荒地を開発しようとしたが、便の良い田代がなかったので榎列郷と西神代郷の荒野を開発するように命じたものであった。¹⁵津名郡の都志郷・郡家郷、三原郡の西神代郷は淡路国大田文とされる「淡路国大田文」の国領（国衙領）名として登場する。

十四世紀には、二郷が初出し、そのうち筑佐郷は、旧郷名を継承しない中世に新しく成立した新郷名で八幡宮の所在地をあらわす地域名として記されるが、十三世紀の「淡路国大田文」には後白河院祈願寺社禅林寺新熊野社領荘園「筑佐荘」が確認出来る。延文二（一三五七）

年には「禅林寺新熊野別当法印聡海代円覚申、淡路国由良庄筑佐方領家地頭惣追捕使職事」と、莊園領主と地頭を同じくする由良莊に内包され「筑佐」は所在地名表記、近世村の「千草村」へ継承される。榎並郷は、旧郷「榎列郷」を継承し守護領の単位として記される。しかし、「淡路国大田文」で、榎列郷の記載はなく、旧郷名を継承していたのは国領の内の三原郡上田保内に所在する「榎列村」であった。

一六世紀には、一九例の内一八例が伊勢御師の道者売券にあらわれる「里」表記であり旧郷名を継承していない。「里」は、御師の経済的な単位とみられるが同時に実質をともなった地域単位でもあったことは、一八里中一〇里が近世村名へ継承されていることにも明らかである。

ii 村

村の初出は遅く、一三世紀の「淡路国大田文」の六村であり、そのうち三村は旧郷名を継承している。これについては、次節で取り上げるのでここでは詳細を省略する。

十四世紀には、三村が初出している。そのうち二村は、旧郷名を継承し「郷」呼称のまま東福寺領莊園となった津名郡都志郷の下位の地域単位としてあらわれる。都志郷は、名体制が継続している莊園で、領家職を国衙、地頭職（公文職の進止権を含む）を東福寺が持ち、在地には、旧来の下司・公文の系統を引く一族が残存しており、初出する葛尾村と深草村はともに地頭方に属していた。⁽¹⁷⁾ 葛尾村は、国衙方の給主が地頭方へ勢力へ伸ばし、国方の使いが「地頭土居」のあった吉

富名や百姓宅に乱入し、百姓が逃散している件に関連するものであった。⁽¹⁸⁾ ここから、支配としては名体制であるものの、在地において地頭支配をうけながら逃散などの抵抗行動を村単位で行う体制が整っていたことがわかる。深草村についても地頭方のうち新々田九十歩を深草村が再開発したのだろうか、地頭により村単位で把握されている。河内村は、河内村七社の法具罽口銘に初出しており、在地の領主的存在と見られる藤原友生を願主として村の宗教祭祀に必要な法具をそろえていることがわかる。⁽¹⁹⁾

十五世紀には、十一村が初出している。そのうち九村は、在地社寺賀集八幡宮の神宮寺護国寺の警固番役定めに際して登場しており、それぞれ護国寺周辺の村々であることが確認され、おそらく賀集莊内にあった八幡宮と護国寺の社領・寺領に比定出来るだろう。⁽²⁰⁾ 近隣の社寺領の「村」への影響力は、応永三十三（一四二六）年には時の淡路守護より賀集八幡へ八幡宮の神主・給人・近所の輩に対して、「敷地の百姓（姓）」を召し使うことのないよう定めていることや、番役勤仕の例からも大きかったであろう。⁽²¹⁾ 佐野村は、上賀茂神社領であり寿永三（一一八四）年には「淡路国 佐野庄 生穂庄」と見られるが、十三世紀の「淡路国大田文」には「生穂庄」とだけ記載されており、両者を同一のものとして扱っていたと考えられる。⁽²²⁾ 本史料で、生穂を「莊」とし佐野を「村」と書き分けている理由は、今のところ不明である。

十六世紀には、五村が初出する。そのうち、南かうち村については後述する。八幡村は護国寺の所在地名として登場しており、護国寺側

の認識が垣間見られる。徳長村、国分村、浦壁村は蔵入地の所領として現れる。

3 淡路国の郷村の特徴―旧郷との関係―

「郷」「村」とともに検出量は、他国の事例に比して少ないものの世紀別特徴の一致が確認できる。例えば、史料の特徴について、十四世紀以前は荘園・国衙領支配関係の史料にあらわれ、十五世紀以降は在地性の高い史料にあらわれている。これは、「ムラの戸籍簿」の他国の事例や上村氏の尾張国分析と一致する。もちろん、行政史料から在地史料の増加傾向は中世史料全体の特徴であり、「郷」「村」が九世紀から十一世紀にかけては検出されないという結果もここに要因があると考えられる。旧郷名からや近世村名への継承について、旧郷名を継承するもののうちほとんどが近世村を複数内包している。例えば、旧郷名を継承し十三世紀に「村」として初出する八太村・八木村・榎列村は表三のとおり近世村を複数内包する中世の村であった。これは、旧郷名の中世的展開といえるだろう。ただし、広田・来馬・育波はそのまま近世村名へ継承される。また、十三世紀には西神代郷のように旧郷を基礎に細分化あるいは筑佐郷のように全く別個に新しい中世的「郷」が所領単位として認められる。

それでは、淡路国の「郷」「村」の特徴を、旧郷との関係やその地理的分布との関係からみてみよう。旧郷十七郷のうち、郡名と同一の津名郡の津名郷を除く十六例が中世の所領単位へと歴史的变化を遂げ、

そのうちの七郷は郷四・保一（二郷が郷と保へ分派）・村三（十郷は荘

表3 「郷」名変遷表

	郡	「和名抄郷」	8C	12C	13C	14C	近世村 (『天保郷帳』)
1	津名郡	津名郷	—	—	—	—	—
2		【志筑郷】	志筑郷	志筑荘	志筑荘*		志筑畑村 志筑中田村 志筑浜村 志筑池ノ内村
3		【賀茂郷】	賀茂里	—	賀茂郷*	賀茂郷(半田地頭)	上加茂村 下加茂村
4		【安平郷】	安平郷	—	安平荘*		安乎中田村 安乎下村
5		【広田郷】	—	(摂津国広田領) / 広田郷	広田荘*		広田村
6		【都志郷】	—	—	都志郷*	都志郷(東福寺)	都志宮村 都志本村
7		【来馬郷】	来馬郷	—	来馬荘*		来馬村
8		【育波郷】	育播郷 —二見里・月里	—	育波荘		育波浦
9		【郡家郷】	—	—	郡家郷*		郡家中村 郡家浜村
10		【物部郷】	物部里	—	物部荘*		上物部村 下物部村
11		筑佐郷	—	—	筑佐荘	筑佐郷 / 筑佐方	千草村
12	三原郡	【倭文郷】	倭文郷	—	倭文荘		倭文中村
13		【幡多郷】	—	秦郷	八太村*		上八太村 中八太村 下八太村
14		【養宜郷】	—	—	八木郷 / 八木村*		上八木村 中八木村
15		【榎列郷】	—	—	榎烈村*		大榎並村 小榎並村
16		【神稻郷】	—	—	東神代郷 / 東神代保* 西神代郷*		—
17		【阿万郷】	阿麻郷	—	阿万荘*		—
18		【賀集郷】	—	賀集荘	賀集荘*		賀集中村

園名へと継承し旧郷を基に荘園化。試みに郡別に見てみると、津名郡

のうち国衙領へ継承したのは、賀茂郷・都志郷・郡家郷。都志郷は東福寺領「都志郷」へ。賀茂郷は、半分を地頭領としてするものの「賀茂郷」として継承。郡家郷は、史料上「淡路国大田文」に確認されるのみであるがその遺称は近世村名へ継承している。三例とも近世村を複数内包する所領単位の「郷」として継続。三原郡のうち、荘園名へと継承したのは倭文・阿万・賀集荘で全て三原平野を除く地域。国衙領の郷・保あるいは村名として継承した旧郷は三原平野に広がる幡多郷・養宜郷・榎列郷であり三村とも国衙領内の「村」であった。但し、秦郷・八木郷については中世にも「郷」名でも確認できるものの所在地名表記としてであって所領単位としては確認できない。

第二節 十三世紀の村―「淡路国大田文」を素材として―

ここでは、淡路国の「村」の初出史料である貞応二（一二二二）年四月日付「淡路国大田文」を取り上げて、史料の性格を検討し当該期の淡路国の国衙支配のあり方を明らかにすることを通して、十三世紀の「村」について考察する。

1 「淡路国大田文」の概要と関係する研究について

はじめに、「淡路国大田文」と関係する研究について確認しておこう。本史料は、承久の乱後の全国の土地関係の変動の実態を掴むため、幕府が全国の各国の守護を通じて国衙の在庁官人に作成されたもので、事書には「国領并庄園田畠地頭注文」とあるが、研究史上、一國ごと

の所領ごとの名称・田地面積・領有関係などを記した中世の土地台帳としての「大田文」として位置づけられ通称されている。⁽²³⁾ その位置づけについて異論もあるようではあるが、本稿では便宜上「淡路国大田文」を使用する。記載内容は、津名郡の国領荘分、三原郡の国領・荘分の順に、所領名・総田数、その下に承久以前の地頭・以後の新地頭、除田（免除）・残田（定田）、総畠数・除畠・残畠、浦や寺社などの数が記される。ただし、寺社などに関する除田数の記載はない。例えば、

津名郡

国領

都志郷田二十一町八反百五十歩〈前地頭女房三条殿

／新地頭佐野太郎〉

除田五丁一反六十歩

残田十六丁七反九十歩

畠十三丁二反六十歩

除畠二丁二反

残畠十一丁六十歩

浦一所

右のように、荘園と国衙領合わせて三十五の所領分が記される。

本史料に関する研究中野栄夫氏の研究整理を参考にみてみよう。⁽²⁴⁾

まず、三浦周行氏は記載内容を論じ、田中稔氏は、承久の乱後の新補地頭地から京方武士の構成・出身地を考察している。そして、石井進氏は、守護領が在庁官人の本拠地を軸に広がりを見せていることなど

を指摘し守護領の研究を進めた。また、荘園史的視角から、荘園領主を分類し皇室領荘園と寺社領荘園からなる事を確認し、淡路国荘園化の時期を鳥羽・後白河院政期とした。弓野瑞子氏は、淡路国住人（前地頭・国御家人・在庁官人・公文）の動向を関係史料を用いて検討を加えている。

2 「淡路国大田文」の村記載と史料的特徴

つぎに、村の表記についてみてみよう。本史料には、三原平野の笑原保に八木村・八太村・塩浜村、西神代郷の湊村、上田保の榎列村、そして旧郷倭文郷周辺の長田村の六ヶ村が初出し、全て三原郡の国領にあつた。自治体史では、「村」をそのまま自然村落と捉え、三原平野には自然村落が成立し、津名郡は山間部で平野が乏しいため自然村落のような集住形態がなく、郷民が散居形態をとっていたので「郷」「保」の企画のみが記され、「村」記載がなかったものとみている。しかし、山間部においても垣内の村落などの水利共同体を軸とした村落が成立していたことは自明であるし、何より史料の性格を検討した上で述べられたことではないだろう。弓野氏は、これらの村について八木村は守護所の所在地、八太村は二宮の所在地であつたこと、そして湊村は国衙の外港地であるなど重要な指摘を述べ、郷や保において中心的な集落が記載されたものとみている。「村」記載の所領の特徴をもう一つ挙げると、村が記載されている笑原保・西神代郷・上田保には、それぞれ残田の下に「此内在庁別名加之」と記されることである。石井氏

は、このことと西神代郷に「志知此内也、但右馬允一在庁屋敷也、此外国中無志知庄也」とあることから、西神代郷の志知という地域に「淡路国大田文」に署判している有力国衙在庁官人の屋敷が存在し、在庁官人の本拠地となつていたことを指摘している。弓野氏も元久二（一二〇五）年に国司が淡路国一宮・二宮の祭礼舞楽田十町に榎列と西神代の荒野を開発し料田に充てるように国衙在庁へ命じている史料から、在庁官人が中核となつて三原平野の開発を推進し、右馬允の屋敷のあつた志知をはじめとして在庁別名を中核としてその支配領域を拡大していたことを指摘している。つまり、在庁官人の本拠地に限定して「村」の記載が見られたということになる。

それでは、史料の性格を検討するために「村」記載以外のところで史料的特徴をみてみよう。荘園の分布状況について、石井氏は荘園領主の性格から皇室領荘園と寺社領荘園に分類し、加えて、寺社領荘園の分布は津名郡に限定され三原郡に確認出来ないことを指摘している。これは、一見して寺社勢力が在庁官人の本拠地である三原郡に入り込めないほど、国衙支配が三原郡に及んでいたとも思えるが、三原郡にも皇室領荘園が十四荘成立していることと、大治二（一一二七）年、時の国守が奏状において「当国者狭少第一之地、凋弊無双之境也、其中新立庄園充満」と、狭いこの国に新立荘園が充満していると報告していることから、淡路国の国衙支配は、津名郡はもとより三原郡の支配も不安定な状況にあつたことがわかるだろう。これは、「淡路国大田文」の本文箇所を見ると、

右、大略注進如件、件於庄園者、任建立最前立券文之旨、注進仕之間、有不審歟、於国領者、付當時文書之旨、令別注進也、仍言上如件、

貞応二年四月 日 散位藤原朝臣(花押)

散位 凡宿禰(花押)

散位掃守宿禰(花押)

右馬允藤原朝臣(花押)

此注進之状、無一事偏頗、但於国領田畠者、付担任檢注員数令注進之、於庄田者、付根本文書、令注進之間、不知委細、畠者、自元無注文、此外若虚言注申者、王城鎮守諸大明神・当国鎮守十一箇所大明神罰冥罰、在庁等身可蒙候者也、仍為御不審、起請文以解、

貞応二年四月卅日 散位藤原朝臣(花押)

散位 凡宿禰(花押)

散位掃守宿禰(花押)

右馬允藤原朝臣(花押)

とあり莊園分の記載については、建立当時の立券文を参考に作成し根本文書を付し、畠についてはもとより知らないとし、国衙領についても当任(当国司の任期中)の檢注状を付して注進したと記されていることから明白であろう。例えば、三原郡の莊園分の「広田庄」は「西宮御領」「地頭大和中務丞」「田六十町」「畠」とだけ記され、田は凡その数字であるし畠数にいたっては記載されていない。国衙領に

についても、寺社領の除田数が記されていないのもこのような史料作成の経緯に由来するものだろう。

次に、「前地頭」記載についてみてみよう。本史料には、承久の乱以前より「前地頭職」が設置されているかの如く記されるが、すでに石井氏や弓野氏が主張しているように、承久の乱前の「前地頭」とは、直接には下司職のことで国御家人であったことが指摘されている。つまり、非在庁官人系在地土豪層のことであり、津名郡の国衙領をみると国御家人が配置され、在庁官人が把握していた地域は、国御家人が置かれていない三原郡国衙領に限定される。同じ国衙領でも在庁官人による直接支配と、非在庁官人系土豪層を介した把握という差異がみられるのである。

最後に、寺社などの記載をみてみよう。寺社を一覧表にしたのが表四である。これを見ると、津名郡の寺社は、延喜式内社に限られる。津名郡分に記載されていたのは、「淡路国大田文」に記載されたのは郡家郷の一宮(伊弉諾神宮)、岩屋保の岩屋宮、松浦僧正御房御領来馬荘の伊勢宮(伊勢久留麻神社)の三社であった。前二社はともに国衙領にあり、一宮は当然記載されるべきであるし、岩屋保は守護所であったので国衙在庁も関係が深い地域であったものと思われる。それでは、伊勢宮は莊園にありながらどうして記載されたのであろうか。津名郡の莊園分には式内社が六社あり、そのうち記載されたのは伊勢宮のみである。来馬荘の地頭をみてみると、「地頭木河二郎」とだけあり前地頭の記載がない。これは、下司が本来設置されていなかったことを示

し、国衙による直接的な把握がなされていたものと考えられる。また、

表4 「淡路国大田文」中 寺社一覧

郡名	国/荘	所領名	寺社名(式内社名)	備考
津名郡	国領	郡家郷	一宮(伊弉諾神宮)	延喜式内社
			同神宮寺	
	荘園	岩屋保	岩屋宮(岩屋神社)	延喜式内社
		来馬荘	伊勢宮(伊勢久留麻神社)	延喜式内社
三原郡	国領	笑原保	笑原宮(笑原神社)	延喜式内社、八木村
			開導寺	守護との関係、八木村カ
			成相寺	八木村カ
			二宮社(大和国魂神社)	延喜式内社、八木村
			同神宮寺	八木村
			稻尾神社	
			薬師堂	
		西神代郷	伊勢宮(湊口神社カ)	(延喜式内社)
			佐礼尾宮	志知付近カ
		東神代保	風伯社	
	上田保	円鏡寺		
		法輪寺		
		八幡宮		
		同神宮寺		
		野辺宮		
		惣社(十一箇所大明神)	(複列)	
		阿万荘	論鶴羽御山(熊野権現本山)	

式内社以外の神社に加えて、式内社の神宮寺以外の寺名が記載されている。

ここで改めて「淡路国大田文」の史料の特徴を述べると、淡路国の

その他の津名郡の式内社はすでに廃社していたり、河上社のあった藤穂荘の地頭をみると「前地頭有無不知子細」、設置されていたかどうか不明であると記され、把握しているものとは言い難い。次に、三原郡の寺社は、全国レベルの神格である論鶴羽権現(熊野権現)のある阿万荘を除いて全て国領、特に、在庁官人の本拠地に限定される。そして在庁官人の本拠地とされる

庄園・公領・田畠・地頭を報告するために作成された史料ではあるが、先行研究ですでに指摘されているように淡路国全体について詳細に記したのではなく、とくに庄園や国領でも津名郡についてはおおよそのことを書きとめたものであった。しかし、作成主体である在庁官人の本拠地であった三原平野の笑原保、東西神代、上田保についての記述は、ローカルな寺社が記載されるなど、在庁官人の在地支配体制(把握の程度)をあらわしていた。つまり、「村」記載について言えば、国衙在庁官人に直接把握された「村」のみが記されていたことになるのである。それでは、十三世紀の国衙支配における村々の位置付けはいかなるものであったのだろうか。

3 三原平野開発と「村」

「淡路国大田文」に記載された「村」名の特徴を見ると、八木・八太・榎列のように旧郷名を継承した村名と、湊や塩浜のように機能性を表す村名、そして唯一地頭が設置されている村で地形に由来する長田村に分類出来る。ここでは、「淡路国大田文」に記載される村の所在地を中心に国衙在庁官人による三原平野の開発状況を明らかにし、特に旧郷名を継承した村名について考えたい。

i 西神代郷 湊村

在庁官人屋敷の他に国衙の外港地である湊村の所在地⁽²⁶⁾、在庁官人の本拠地である「志知」を含む地域であった。名称から東神代保とともに三原川の上流、論鶴羽川左岸に比定される旧郷の神稲郷を基盤に

成立したとみられる。一方の東神代保は、保という開発の申請を契機に立てられ、郷とは別の徴税単位として成立している。保は、国衙領の荒地や未開地を対象に再開発して立保される事から、旧郷の神稲郷、おそらく西神代郷の地域を基盤に付近の未開地や荒地を開発して成立した事が推測される。「淡路国大田文」によれば「東西神代郷」に一括して地頭が設置されていたのに、西神代郷・東神代保というように別所領として記されていたのは、郷と保では官物の比率が異なり田畠の地積を別に記す必要性があったためであり、両者は一体性のある所領であった。

ii 笑原保 八木・塩浜・八太村

三原川と成相寺に挟まれた三原平野に広がり、旧郷名を継承する八木村と八太村、飛び地として三原川北岸の低平地に所在した塩浜村を含んだ。保という所領の性格上から、幡多郷と養宜郷の荒地開発申請を契機に立保したとみられ、「淡路国大田文」によれば総田数は六十町、除田を差し引いても三十三町が定田であり広大な所領であった。八木には、守護所が置かれていることから在庁別名を内包する国領の中でも、特に守護勢力の影響が大きい地域と見られる。その他、延喜式内社の笑原宮や淡路国の二宮大和天国魂神社も所在した。

iii 上田保 榎列村

三原川支流の上田川流域を中心とする地域に比定される。旧郷の榎列郷名を継承する榎列村や、榎列郷中心地にあった総社（惣社十一大明神）などが含まれる事から、上田川流域から榎列郷の三原川左岸の

地域へ西北から東南へと長く広がっていたものと推定出来る。前章で触れた元久二年の国司庁宣にあった、当初舞楽料田となるはずであった東神代郷と養宜郷「好便の田代なく」と読めるなら、東神代郷と養宜郷はすでに再開発され、東神代には鳥羽勝金剛院領の国分寺荘が成立し、養宜郷には笑原保が成立していたと考えられる。つまり、上田川流域から榎列郷の三原川左岸の地域は、笑原保と東西神代郷の間の地域一帯であって、榎列郷を中心にまだ開発されていなかった上田川上流地域を開発したとみられる。

以上、在庁官人による三原平野開発について、旧郷を元に荒地開発を行い新しい郷や保という所領が新出していくその過程を見通した。西神代郷・東神代保は神稲郷を、笑原保は幡多郷と養宜郷を、上田保は榎波郷を基盤に成立した所領であった。特に、笑原保と上田保は、旧郷名を継承する村が下位単位として存在していた。「淡路国大田文」に記された「村」は、国衙の在庁官人や守護による把握がなされ、旧郷名を継承するものは在庁官人による国衙領開発・再開発のため設定された「村」であり、その他にも在庁官人や守護が重きを置いていた集落（ムラ）が「村」として把握されたのであった。

おわりに

以上、淡路国の郷と村について考察した。はじめに、「淡路国の郷村表」を分析し、旧郷が中世的な所領単位へ、或いは所在地名へと変化した。淡路国では、旧郷名の継承率が非常に高く国衙領と荘園名へ、

そして近世村へと継承されていた事を確認した。また、中世の村名へと継承した旧郷は、三原平野の国衙在庁官人の本拠地に限られ、そこには、中世的な新郷や保が成立しており、旧郷名を継承した村の成立には、在地領主と深く関わりを持ち、おそらく旧郷の再開発の拠点として設定された村であった。

今後の課題は、旧郷名の継承性と地理的な条件、所領開発の状況の違いとの関係について上村氏の考察した尾張国の事例との比較を行い、淡路国の郷と村の特徴を検討すること。また、十二世紀・十三世紀の国衙領開発過程と「村」の位置づけや、当該期の村と在地領主と関係について、他地域の事例を踏まえて検討をすること。また、本稿では、扱わなかった中世後期の淡路国の郷と村の関係史料についても検討を加えていきたい。

註

- (1) 廣田浩治「戦国織豊期の九州北部の村落連合と村落構造―筑前早良郡五ヶ村―」(渡邊大門等編『日本史料研究会論文集二』『戦国・織豊期の西国社会』二〇一二年)。
- (2) 「皆川文書」『兵庫県史』史料編中世九所収。
- (3) 中野秀夫編『護国寺志』一九九六年所収。
- (4) 石井進「大田文」(『日本史の研究』三四輯、一九六一年二月、後著作集収録)・「鎌倉時代「守護領」研究所説」(『日本中世国家史の研究』岩波書店、一九七〇年所収、初出一九六七年)、『淡路国大田文』をめぐって

- (5) 「栃木県史しおり 史料編中世一」一九七三年、後著作集収録)・「淡路国」(『講座日本荘園史8近世地方の荘園Ⅲ』(吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (6) 中野栄夫「淡路国大田文をめぐって―付論 大田文研究の現状と課題(補遺)―」(『法政大学大学院紀要』第三二号、一九八六年)。
- (7) 戸田芳実「中世南海の水軍領主」(『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年所収。初出一九八六年)。
- (8) 弓野瑞子「鎌倉期の淡路国大田文と住民の動向」(『民衆史研究の視点―地域・文化・マイノリティー―』民衆史研究会、一九九七年)。
- (9) 二〇一二年十月一日に行われた第三回「ムラの戸籍簿」シンポジウム報告「淡路国の郷と村」を元にした。
- (10) 廣田浩治「戦国織豊期の九州北部の村落連合と村落構造―筑前早良郡五ヶ村―」(渡邊大門等編『日本史料研究会論文集二』『戦国・織豊期の西国社会』二〇一二年十月)など。
- (11) 淡路国の大田文とされ『兵庫県史』史料編では「淡路国大田文」と付けられている。
- (12) 養和元年十二月八日付「後白河院庁下文」(『平安遺文』八卷所収)。
- (13) 「民経記」寛喜三年七月卷裏文書(『鎌倉遺文』四卷所収)。
- (14) 寿永三年四月二十八日付「源頼朝寄進状案」(『広田神社文書』『兵庫県史』史料編中世一所収)。
- (15) 「吾妻鏡」建久元年四月十九日条。
- (16) 元久二年四月日付「淡路国国司庁宣」(『護国寺文書』『護国寺誌』)。「護国寺文書」は、護国寺本地堂再建記念『護国寺誌』(中野栄夫編、一九九六

年)所収。

- (16) 延文二年九月二十二日付「若王子神社文書」(『大日本史料』六編二二冊)。
(17) 『九条家文書』六、諸寺院関係文書のうち「東福寺淡路国都志郷関係文書」(宮内庁書陵部編、一九七六年)。
(18) 延文六年二月二十七日付「淡路国守護細川氏春書下」(『兵庫県史』資料編中世八)。
(19) 三宝院所蔵「鱈口銘」(『兵庫県史』資料編中世四)。
(20) 文明二年九月日付「番役差定」(『護国寺文書』『護国寺誌』)。
(21) 応永三十三年十月七日「賀集八幡定書」、その他に応永二十二年六月十一日付「某書状」、年末詳三月七日付「賀集八幡宮社僧等言上状案」(『護国寺文書』『護国寺誌』)。
(22) 寿永三年四月二十四日付「源頼朝下文案」(『賀茂別雷神社文書』『平安遺文』八卷)。
(23) テキストは、『続群書類従』『大日本史料』の写本。原本(『皆川文書』)では『栃木県史』史料編中世一、『鎌倉遺文』五卷所収のものがあるが、『兵庫県史』史料編中世九所収を底本とした。
(24) 中野栄夫「淡路国大田文をめぐって―付論 大田文研究の現状と課題(補遺)―」(『法政大学大学部紀要』第三二号、一九八六年)。石井進「大田文」(『日本史の研究』三四輯、一九六一年二月、後著作集の収録)。石井進「鎌倉時代「守護領」研究所説」(『日本中世国家史の研究』岩波書店、一九七〇年所収、初出一九六七年)。石井進「淡路国大田文」をめぐ

つて」(『栃木県史しおり 史料編中世一』一九七三年三月、後著作集収録)。石井進「淡路国」(『講座日本荘園史8 近世地方の荘園Ⅲ』(吉川弘文館、二〇〇一年)。弓野瑞子「鎌倉期の淡路国大田文と住民の動向」(『民衆史研究の視点―地域・文化・マイノリティー』民衆史研究会、一九九七年)。

- (25) 大治二年五月十九日付「太政官符写」(『壬生家文書』『鎌倉遺文』十一卷)。
(26) 弓野瑞子「鎌倉期の淡路国大田文と住民の動向」(『民衆史研究の視点―地域・文化・マイノリティー』民衆史研究会、一九九七年)。

表1 「淡路国郷村表」

津名郡 ■郷(里) 津名、志筑、賀茂、安平、廣田、都志、来馬、育波、(物部、郡家)
 三原郡 ■郷(里) 倭文、幡多、養宜、榎列、神稻、阿萬、(加集)

郷(里)	郡	年月日	原文	出典
物部里☆	津名郡	和銅 7. - - 714	[平城宮跡出土木簡]【物部】淡路国津名郡物部里人夫/竹野君廣嶋(□□□□/和銅七年□月)	古代 1 p. 499
志筑郷☆	津名郡	天平 3. 9 731	[平城京跡木簡]【志筑】淡路国津名郡志筑郷三□/天平三年九月	『木簡研究』6p. 18
倭文郷☆	三原郡	天平 7. - - 735	[平城京跡出土木簡]【倭文】(表)淡路国三原郡倭文郷人夫日下部□調一斗(裏)□天平七年分	平城宮発掘調査出土木簡概報 22p. 39
安平郷☆	津名郡	天平 20. 9 748	[平城京跡木簡]【安平】淡路国津名郡安□(平)郷人夫(戸主磯秦僧一斗五升同/廣山三斗戸主私マ角五升/合一俵 天平廿年九月)	古代 1 p. 509
来馬郷☆	津名郡	天平勝宝 4 752	[平城宮跡出土木簡]【来馬】淡路国/□□(津名カ)郡□馬郷□(貢カ)□/戸口同姓男調三斗勝宝四	『木簡研究』25p. 11
阿麻郷☆	三原郡	□平宝字 5. 10 761	[平城宮跡出土木簡]【阿萬】(表)淡路国三原郡阿麻郷戸主海部□麻呂戸口同姓嶋万呂調塩三斗(裏)□ 平宝字五年十月四日	平城宮発掘調査出土木簡概報 38p. 22
育播郷☆ 二見里	津名郡	(8C)	[平城京跡出土木簡]【育波】(表)淡路国津名郡育播郷二見里人大戸主海(裏)稲村戸同姓三田次調三斗	平城宮発掘調査出土木簡概報 24p. 30
月里	津名郡	(8C)	(平城宮跡出土木簡)(表)淡路国津名郡育波郷月(裏)里百姓戸海部飯万呂調三斗	平城宮発掘調査出土木簡概報 24p. 30
賀茂里 ¹ ☆	津名郡	(8C)	[平城京出土木簡]【賀茂】淡路国津名郡賀茂里人・夫(中臣足嶋庸米三斗/同姓山口(部カ)庸米三斗)并六斗	古代 1p. 509
秦郷 ² ☆	(三原)	久寿 2. 12. 29 1155	[太政官符案]【幡多】太政官符 民部省/応停止官使檢非違使院宮諸司国使等關入、弘誓院領諸国莊園内并大小国役事 壺所 字掃部庄/在淡路国管秦郷/田拾貳町 畠陸町	中世 8p. 257 隨心院文書
広田郷☆	(津名)	文治 6. 4. 19 1190	[内宮役夫工料未済注文]【広田】淡路国/国分寺下知横山権守時廣/広田郷 下知大和前司重弘、其状相副之	『吾妻鏡』 ³ 建久元年四月十九日条
東神代郷☆ 八木郷☆	(三原)	元久 2. 4 1205	[淡路国司庁宣]【養宜】【神稻】(花押)/庁宣留守所/可早 [] (引募一二宮)□□(法華)桜両会舞楽 [] (料田荒野)□□(拾町)事/右両会舞楽料田荒野拾町、可引募東神代八木両郷之由、去 [] (々年)雖被成下御庁宣、件郷等無□□(好便カ)之□□□(田代敷)、早令開發榎列并西神代之荒野、可引募彼料田之状 [] 如件、留守所宜承知、敢勿違失、以宣、	護国寺文書
都志郷 ⁴ ☆ 郡家郷 ⁵ ☆	津名郡	貞応 2. 4. 30 1223	[淡路国大田文]【都志】【郡家】淡路国 二郡/注進 国領并庄藺田畠地頭注文事/合/津名郡/国領/都志郷田二十一町八反百五十歩/郡家郷田三十町三反/賀茂郷田廿五町六反廿歩	中世 9p. 447 皆川文書

¹ 「賀茂郷」貞応2年(1223)「淡路国大田文」(中世9、p. 447、皆川文書)

² 「秦郷」承久4年(1222)4月5日「太政官牒」(中世8、p. 258、隨心院文書)

³ 国史大系『吾妻鏡』

⁴ 「都志郷」元徳2年(1330)「六波羅探題御教書」(中世8、p. 462、九条家文書)

⁵ 「和名抄」の「東急本」記載の郷。「郡家郷」永和3年(1377)6月13日「光定田地年紀渡状」(中世7、p. 519、大徳寺文書丁箱 270)

西神代郷☆	三原郡	貞応 2. 4. 30 1223	〔淡路国大田文〕【神稻】淡路国 二郡／注進 国領并庄藪田畠地頭注文事 〓 三原郡／国領／東西神代郷 〓 西神代郷田四十八町三百卅歩 〓 東神代保田廿六町五反四十歩	中世 9p. 451 皆川文書
筑佐郷	(津名)	延慶 2. 12. 27 1309	〔鰐口銘〕敬白奉懸筑佐郷八幡宮／施入金口一面事／延慶二年（□□／己酉）十二月廿七日／平氏福若女敬白	中世 4p. 617 満泉寺
榎列郷	(三原)	延元元. 3. 8 1336	〔左少将藤原某田地寄進状〕【榎列】奉寄進播磨国伊河大山寺灯油田事／合淡路国榎並郷地頭方内田地式町者／坪付在別紙／右件田地者、淡路国守護領榎並郷内也 〓 左少将藤原朝臣（花押）	大日本史料 6 編 3 冊 p. 190 太山寺文書
かりやのさと ¹ ☆ 下田のさと ² ☆ くのきはやしさと	上郡 (津名)	永正 15. 4. 19 1518	〔あわちや平三郎売券〕あわちの国之内上こうりのふん之内かりやのさとといちゑん、同井下田のさとといちゑん、同くのきはやしさと合三さと	来田文書 221
にいのさと ³ ☆ くのゝさと ⁴ ☆ いの内之さと	つくえ 七村 (津名)	永正 16. 8. 3 1519	〔淡路屋兵衛大夫売券〕永代売渡申道者の事あわちの国／合つくへ七村／にいのさと一ゑん／くのゝさと一ゑん／いの内之さと／なつやけ一ゑん／いした一ゑん／はま一ゑん／南かうちの村 一ゑん	来田文書 228
かきの原里 ⁵ 横山ノ里 ⁶ 畑田ノ里 ⁷ 河内ノ里 ⁸ ☆ 浦ノ里 ⁹ ☆ 志ら山ノ里 ¹⁰ ☆ 椎木林ノ里 いせの宮里 ¹¹ みたさき里 ¹² かまくちの里 ¹³ ☆ 小田ノ里 ¹⁴ ☆	上郡 (津名)	大永 3. 6. 1 1523	〔八日市善兵衛尉売券〕御道者之国ハ淡路上郡之内一、かきの原里一円、横山ノ里一円、同畑田ノ里一円、同河内ノ里一円、同浦ノ里一円、同くるまノ里一円、志ら山ノ里一円、椎木林里一円、同くのき林ノ里一円、同いせの宮里一円、みたさきノ里一円、かまくちの里一円、上郡小田ノ里一円、	来田文書 230
尾崎之里☆	(三原)	永祿 2. 7. 10 1559	〔幸福七十郎売券〕永代売渡申御道者之事／合巻处在所者阿わちの国尾崎之里一円家数八十	来田文書 341
かわち郷☆	三原郡	天正 14. 11. 3 1586	〔淡路国御蔵入目録〕 〓 あわちの国御くら入もくろく(表紙) 〓 淡路国三原郡御蔵入目録 〓 一百参石かわち郷	中世 1p. 191 脇坂文書

¹ 「上こうりのふんの」、p. 1030。旧高旧領取調帳「仮屋浦」（かりやうら）。

² 旧高旧領取調帳「下田浦」（しもだうら）。

³ 旧高旧領取調帳「仁井村」。

⁴ 旧高旧領取調帳「久野々村」。

⁵ 来馬村のうち、柿の原に比定される。

⁶ 地名大系によれば、来馬村付近の「横山」に比定。

⁷ 地名大系によれば、来馬村付近の「畠田」に比定。

⁸ 淡路上郡内 p. 1029。旧高旧領取調帳「河内村」（こうち）。

⁹ 旧高旧領取調帳「浦村」。

¹⁰ 淡路上郡内、p. 1029。旧高旧領取調帳「白山村」（しらやま）。

¹¹ 淡路上郡内、p. 1030。伊勢久留麻神社の所在地、伊勢宮。

¹² 淡路上郡内、p. 1031。三立崎保。

¹³ 淡路上郡内 p. 1031。旧高旧領取調帳「釜口村」（かまぐち）。

¹⁴ 「上郡 小田ノ里一円」p. 1043。旧高旧領取調帳「小田村」。

■村

村	郡	年月日	原文	出典
八木村 ¹ ☆ 塩浜村☆ 八太村 ² ☆ 湊村☆ 榎烈村 ³ ☆ 長田村☆	三原郡	貞応 2. 4. 30 1223	〔淡路国大田文〕 〓 三原郡／国領 〓 八木村／塩浜村／八太村 〓 湊村 〓 榎烈村 〓 長田村	中世 9p. 451 皆川文書
葛尾村☆	(津名)	延文 6. 2. 27 1361	〔淡路国守護細川氏春書下〕 東福寺自長老承候都志郷百姓等逃失事 〓 一葛尾村事、先年依所務煩、地下人之所務年貢、櫛田方可取渡之由被仰候、度々無沙汰之間、百姓等逃散事無謂候、何も急速致其沙汰、可有注進候、謹言	中世 8p. 474 九条家文書
河内村	三原郡	永徳 3. 8. 25 1383	〔鰐口銘〕 淡路国三原郡河内村七社御法具鰐口也／工作者頼祐 願主藤原友生年七十三歳／永徳三年八月廿五日	中世 4p. 620 三宝院
深草村☆	(津名)	応永 2. 9. - 1395	〔淡路国都志郷〕 東福寺御領淡路国都志郷地頭方(応永／武年)内検目録之事 〓 一新々田 九拾歩 応永二年興之取出 深草村	中世 8p. 484 九条家文書
野田村☆ 高蔵村 ⁴ 西山村 法花寺村 牛内村 ⁵ ☆ 鍛冶屋村☆ 中村 ⁶ 忌部村 立川瀬村☆	(三原)	文明 2. 8. 11 1470	〔番役差定〕 定／賀集山護国 [] 番張(帳)事／一番(野田村／高蔵村)〈寺方／正井殿／下総殿〉／ [] (二番)西山村(西山殿／河田殿)／三番(法花寺村／牛内村)〈久米殿／伯耆殿／土居殿〉／四番(鍛冶屋村／中村)〈西殿御方／粟井殿／北嶋殿〉／五番(忌部村／立川瀬村)道泉(近藤殿／賀集殿)／六番福良／右守此旨、三宛可被勤御番所如件、	護国寺文書
佐野村☆	(津名)	延徳 2. 11. 4 1490	〔『伺事記録』〕 一賀茂社雜掌申淡路国生徳庄并佐野村等事／近日守護押妨無謂既相当神人等相支雖申之先相有遂無為之節訖明後日六日氏神祭及違乱之条可成下御下知之旨申之可成奉書之由被仰下之(申次／葉室殿)	増統大成 p. 271 『伺事記録』十一月四日条
御子村	牧石荘 (津名)	明応 3. -. - 1494	〔淡路国牧石荘年貢算用帳〕 八幡宮御領淡路国牧石庄御年貢米散用状事／合明応三年分 〓 御子村流 鑄馬二斗二升三合	中世 7p. 51 石清水田中家文書
南かうちの村 ⁷ ☆	(津名)	永正 16. 8. 3 1519	〔淡路屋兵衛大夫売券〕 同文により省略	来田文書 228
八幡村☆	(三原)	天文 18. 6. 9 1549	〔資材帳(断簡)〕 〓 口文十八季(己／酉)六月九日／(裏打紙書込)「八幡村／護国寺／収蔵」	中世 1p. 553 護国寺文書
とくなか村 ⁸ ☆ こくぶ村 ⁹ ☆ 浦かへ村 ¹⁰ ☆	三原郡	天正 14. 11. 3 1586	〔淡路国御蔵入目録〕 〓 あわちの国御くら入もくろく(表紙) 〓 淡路国三原郡御蔵入目録 〓 一参百式拾石九斗 とくなか村 〓 一七拾六石参斗 こくぶ村 〓 一六拾石九斗 はだ村 〓 一参百五拾八石浦かへ村	中世 1p. 191 脇坂文書

¹旧高旧領取調帳「上八木村」「中八木村」。「和名抄」の三原郡養宜郷の郷名を継承したと見られる。

「はだ村」天正 14 年(1586) 11 月 3 日「淡路国御蔵入目録」(中世 1、p. 191、脇坂文書)

²旧高旧領取調帳「下八太村」「中八太村」「上八太村」。三原郡幡多郷の後身とみられる。笑原保の属す。

³旧高旧領取調帳「小榎並村」「大榎並村」。

「中村一円」永正 15. 3. 28 (1518)「道者売券」(来田文書)。

⁴近世村の「福井村」にあたるか。16C 末に法華寺村と高蔵村が「高蔵村」となり、その後「福井村」に改称した。

⁵ 県史中世 1p. 541 には「牛田村」とある。旧高旧領取調帳「牛内村」。

⁶ 近世村の「賀集中村」にあたる。

⁷ 淡路上郡内の近世村「机南村」に比定される。x

⁸旧高旧領取調帳「徳長村」。

⁹旧高旧領取調帳「国分村」。

¹⁰旧高旧領取調帳「浦壁村」。

第四章 中世淡路国の伊勢道者の存在形態からみる在地社会

はじめに

本章では、淡路国における村落史研究の進展を目指し、淡路国関係史料のうち伊勢神宮道者売券を素材に当該期の在地社会の様相に迫りたい。

道者とは、御師と師檀関係を結んだ檀那のこと、御師は、道者に対して参詣宿を提供し祈祷行為や配札行為を行う者のことで、両者間は早くから固定する傾向にありその固定した得分が物権化し売買の対象となり道者売券が成立した。伊勢道者売券の初見は宝徳四(一四五二)年で、十五世紀前半から道者売買が一般化していたと考えられ、急激に増加し十六世紀後半には減少する傾向にあった。伊勢神宮の道者売券を用いた研究は、特定の御師家や御師を取り上げその活動や機能、宇治・山田の地下人の台頭(地下人御師)や宗教都市の形成過程、在地における伊勢信仰の受容及び檀那や道者の階層、神宮御厨と道者分布の関係性、伊勢講を含む講研究などに関するものであり、売券の検討を通じて道者の存在する在地社会の様相を読み取ることはされてこなかった。¹⁾それは、売券自体が個々の御師によって作成されているため統一のとらえがく、そこに記載される里名や地域名などもあくまでも御師の経済単位でしかないという認識に起因すると考えられる。それでは、道者売券の検討を通じて在地社会の様相や村落の存在を問うことは出来ないであろうか。この点について道者や在地側に関

わる先行研究を取り上げて検討してみたい。萩原龍夫氏は、室町初期から門前町山田の民衆が地下人御師として進出し神宮参詣と檀那組織・講衆組織の普及に伴って、神宮経済・御師の活動の中心が宿の提供へと変化していく過程を論じ、彼らを伊勢信仰の伝達者として位置づけた。そして、檀那の存在形態を熊野御師と比較し、熊野が一族・一門引、伊勢を在所引きとして、後者が荘・郷・保などの行政単位を重視せず現実の地域に基づいて檀那を把握していたと見て、それが地下人御師の商人的性格からくるものであったとする。天文七(一五三七)年「丹後御檀家帳」²⁾の分析からは、一つの村落には一つ以上の講、講には必ず一人以上の講親がいたこと、また、道者売券の特徴のひとつである「里」表記は、律令制の遺制あるいは紀行文を事例に旅行者が集落を里と呼ぶことに由来すると述べた。³⁾新城常三氏は、中世において伊勢講が公家↓武家(地侍層)↓農民層と段階的に展開していくとし、領主による強制段階から農民層による「自主的な経済的相互扶助結合段階」としての講を形成していく背景には、農民による村落社会の形成が不可欠であるとして、農民の自立による惣村の成立を前提として論じている。また、熊野講と比較し熊野先達が自ら講親をつとめるなど本社末端組織的色彩が濃いものに対して、伊勢講は本社末端組織的色彩の希薄な組織形態を持つとする。⁴⁾このような農民の自主的な伊勢講の形成を、相互扶助的結合と評価するのに対して三浦圭一氏は、伊勢講と同様の構造を持った憑子講を事例に、経済的な相互扶助機能を持つ講が農民収奪の場になり得たことを具体的な事例で批判さ

れており、新城氏の農民層の伊勢講組織に対する評価については見直すべきだろう⁽⁵⁾。西山克氏は、宗教都市山田の形成やそれを支える都市自治組織の存在形態（山田三方中）、道者について論じ、萩原氏の道者売券の一覧表を修正・大幅に追加し「中世伊勢御師道者売券一覧表」を作成している。残存する道者売券から道者を（一）修験の道者、（二）「家」を単位とする道者、（三）特定の地域（主に「里」）を単位とする道者に分類し、十五世紀末から俗人による伊勢講の広範な成立を契機に「験者」的道者から「講」的道者へと変化していくとした。以降、御師は「家」（都市・村落共同体から自立した領主クラスの家の構成員）と、主に地域や「里」を基準に把握していたと述べた。また、「里」表記については既成の行政単位に関わらずより現実的な地域単位を指し、人的結合としての「惣」と重複することも⁽⁶⁾あると述べるものの、具体的に検討はされていない。

以上、先行研究を確認してきたが、在地における道者集団の発生や形成の背景には在地社会の構造、あるいは社会的基盤が存在して影響を与えていたという視点や、道者売券上の「里」・地域名など表記が不統一であるものの基本的には村落共同体や「惣」共同体としてみなしていた点は共通認識としてあった。伊勢信仰は、在地の地主神や荘園鎮守などの日常生活領域に関わるものとは異なるものであり、遠隔参詣実現のための経済的条件などの要素も道者側に求められるため一定の基盤が必要になることを考慮すれば前者の視点は有効であろう。問題は後者であって、「里」表記を現実的な地域単位あるいは政

治的・経済的機能をもった村落共同体として扱うものの、具体的な検討や議論が成されていないのが現状である。

それでは、道者売券に記された道者のあり方が在地社会の様相をどこまで示すものなのか検討していきたい。はじめに、淡路国の御師による道者把握の特徴を道者の分布状況から確認してから売券の検討を進めていく。

第一節 伊勢御師と道者の分布について

1 淡路国に道者を持つ御師たち

はじめに史料について確認しておく。淡路国の伊勢神宮道者売券（その他譲状と借状を含む）は、伊勢御師北監物家の「来田文書」の内十一通と御巫清直の書写し編集した古文書集「輯古帖」の内二通の合計十三通である（【表一】「淡路国道者売券・借状・譲状一覧表」）。それでは、淡路国に道者を持つ御師について整理してみよう。御師名については翻刻の問題があり、道者売券の一覧表を作成している萩原氏と西山氏、そして資料集でそれぞれ異なっていたため、来田文書は筆者が原本確認を行い、その他は西山氏の表を参考に判断した（【表二】「御師別一覧表」）。【表二】にあるように、淡路屋大世古兵衛満近、淡路屋善兵衛満家、淡路屋平三郎光吉、淡路屋与三次満長、淡路屋与三次郎光重、淡路屋与三次郎光口、中嶋北弥七郎、幸福七十郎光富の八名が淡路国の道者を所持していた伊勢御師である。満家は、史料二では「善ひやうへ満口」（輯古帖）とあるものの、西山氏の表によれば「満

家」となっている。史料四の「善兵衛満口」は判読困難ではあるが「家」と読めなくもなく西山氏も「家」としている。【史料九】は「善兵衛光明」（輯古帖）とあったが西山氏は「家」としている。史料一〇は「八日市善兵衛尉光家」であつて淡路屋の屋号を持たないが、光重が史料八で「八日市淡路屋」と名乗っていること、また、「善兵衛」であることと淡路屋は「満」の字を使い後には「光」も使用していることから「光家」も同一とみられるので淡路屋満家と同一人物と判断した。光口は、輯古帖では「光宣」、萩原氏と西山氏は「口」となっていた。「淡路屋与三次郎」であることから光重と同一とも思われるがここでは保留しておく。中嶋弥七郎は、譲状の差し出しは福島氏であるが文意から道者の所有は中嶋弥七郎と判断した。

六名の御師が淡路屋（伊勢大世古）の屋号を持ち、淡路屋以外の御師が中嶋北と鳥居前山田八日市庭の幸福屋七十郎⁽¹⁾・光富の二名であった。【表一】の年号を見ると、淡路屋の屋号を持つ御師が永正十三〜大永四（一五四六〜一五二四）年に集中して道者を売却し、他二名の御師による売却・譲渡行為は二十年ほど後となる。【史料一⁽²⁾】を見ると、天文九（一五四〇）年に中嶋北弥七郎が福島氏・福井氏に來馬の小田一円を譲っている。譲った経緯は不明であるが、福井家と福島家は外宮鳥居前の山田三方の有力御師家であった。譲渡対象となっている「小田」は大永三（一五二三）年に満家が中嶋新左衛門へ売却した十三の里の内の一所であり【史料一⁽³⁾】、このことから津名郡來馬荘の内の小田の道者は、もともと淡路屋満家が所有していたことが

わかる。幸福屋七十郎満富が北家へ売却した尾崎の里については、他の御師との重複が見られず、本文中に「代々雖知行候」とある。ただし、この文言は土地売券の形式的なものであるのもとより所有していたかは、満富の経歴や活動開始時期などが不明なこともあり尾崎の里の道者所持が幸福屋御師の活動によるものなのかどうかは不明である【史料一⁽⁴⁾】。

2 淡路国の道者分布と御師

それでは、次にそれぞれの御師の所持する道者の分布を見てみよう。【図一】淡路国道者分布図を見ると、満長と光重が三原郡の道者を所持しており、その他の御師が津名郡の道者を所持している。また、売券ごとに見てみると売却あるいは譲渡、質入される道者に地域的なまとまりが確認出来る。ただし、【史料二・九】は分散型であり地理的に離れた道者を一括で売却しているが、これは【史料二】が満近・満家・満吉の三名、【史料九】が満家・満口の二名の連署でもって売却していることを指摘しておきたい。つまり、それぞれの御師が所持している道者を合同で売却したため地理的に隔てた道者が一括で売却されたものとみることが出来る。そうであれば、それぞれの御師が地理的に一定のまとまりのある地域の道者たちを所持していたと考えられるのである。

ところで、同じ伊勢神宮御師であっても御師同士が檀那獲得をめぐる競争関係にあることは、先行研究ですでに指摘されているとおり

【表一】「淡路国道者売券・借状・譲状一覧表」								
史料番号	年月日	差出 → 宛先	道者	郡	庄・郷・保	重修淡路堂殿首	近世村名(元湯郷)	史料名
史料1	永正 13.10.15 1516	あ□(わ)ち屋大世古兵衛 満近 → 中北大夫	ひろたのうち	上こうり	広田荘(広田社)	広田郷	広田宮村 (広田宮・ 納・山添・徳 原・中筋・鮎 屋・前平・木 戸・木戸所・ 池田・池内・ 金屋・大野・ 宇原)	淡路屋大世 古兵衛売券 (来田227)
史料2	永正 14.10.27 1517	あわちやはと兵へ満近 善ひやうへ満口(家カ) 平三郎満吉 → 福井孫七	いくわの分一円	(津名)	育波郷(領家岡崎)	育波郷	育波浦	淡路屋満吉 等道者売券 (轄古帖4- 85)
			むろつの分一円		室津保(国領)	育波郷	室津浦	
			つしの分一円		都志郷(国領)	都志郷	都志本村	
			さのゝ分一円		佐野荘(賀茂別雷神社)	志筑郷	佐野村	
			なまりのほの分一円		生穂荘(上賀茂)	志筑郷	生穂中之内 村	
史料3	永正15.3.28 1518	あわちや与三次光長 → 中嶋北	あなみ一円	(三原)	榎列村(国領)	榎列郷	榎列村	淡路屋与三 次郎売券 (来田226)
			宮路一円			榎列郷	(市村の支 島)	
			中村一円					
			こくか一円			神福郷	国ヶ村	
			石井一円					
			新在家一円			榎列郷	新村カ	
			八幡之坊中一円			賀集郷	八幡村	
			徳長一円			榎列郷	徳永村	
			うわら一円		※津名郡広田庄(広田社)	広田郷	宇原村	
			十一ヶ所一円		上田保・榎列村・総社宮	榎列郷	十一ヶ所村	
			坊中分一円					
			せんくわう寺在所一円			榎列郷	善光寺村	
			野口在所一円		笑原保(国領)	養宜・ 幡多郷	(野原村)	
えんきやう寺一円		榎列郷	円行寺村					
史料4	永正15.3.29 1518	善兵衛満口(家カ) →	上ないせんの分	(津名)	内膳保/庄(勤喜光院御領)	加茂郷	上納膳村	淡路屋善兵 衛売券(来 田219)
			下ないせんの分		内膳保/庄(勤喜光院御領)	加茂郷	下納膳村	
			きしかわの分		内膳保/庄(勤喜光院御領)	加茂郷	上納膳村カ	
			かものさと		加茂郷	加茂郷	上・下加茂 村	
史料5	永正15.4.19 1518	あわちや平三郎満吉 → 北	かりやのさと一円	上こうり	来馬庄(松殿僧正御房御領)	来馬郷	飯屋村	あわちや平 三郎売券 (来田221)
			下田のさと一円		来馬庄(松殿僧正御房御領)	来馬郷	下田浦	
			くのきはやしさと					
史料6	永正16.8.3 1519	あわちや兵衛大夫満近 → 曾根又三郎	つくへ七村	(津名)	室津保(国領)/机庄(領家岡崎)	育波郷		淡路屋兵衛 大夫売券 (来田228)
			にいのさと一円			育波郷	仁井村	
			くのさと一円			育波郷	久野々村	
			いの内のさと一円			育波郷	斗之内村	
			なつやけ一円			育波郷	長島村(夏 池谷)	
			いした一円			育波郷	石田村	
			はま一円			育波郷	机浜村	
			南かうちの村			育波郷	机南村カ 河内村カ	
史料7	永正18.6.4 1521	あハちや与三三郎光重 → 中嶋北	しとり一円	(三原)	上田保・長田村(国領)	倭文郷	長田村	淡路屋与三 次郎借状 (来田225)
			あんちう寺の二郎大夫 殿			倭文郷	安住寺村	
			ありほのしやうし殿					
			長田の三郎大夫殿		上田保・長田村(国領)	倭文郷	長田村	
			上さかいの大大夫殿		(牧石庄・八幡宮領力)	倭文郷	上塚村(下 塚とあわせ て武谷村、 五色村)	
			下さかいの中殿		(牧石庄・八幡宮領力)	倭文郷	下塚村(八 幡神社)	
			五村のおとな衆					

史料8	永正18.9.吉 1521	八日市淡路屋与三次郎光重 → 中嶋北	八木	(三原)	笑原保八木村(国領)	養宜郷	八木村	淡路屋与三次郎売券 (来田220)
史料9	大永2.9.吉 1522	あわちや善兵衛満家 同 与三二郎満口 → 福井主計助	あいの原一円	(津名)	鮎原庄(北野御領)	都志郷	鮎原上・中村	あわちや光明等道者売券(頼古帖4-90)
			しつき一円		志筑庄(新熊野領)	志筑郷	志筑中田・畑・浦村	
			すもと一円				洲本町	
			同あたき殿					
			竹の口一円		炬口庄(御室御領)		炬口浦	
			ミわのはま一円					
			みなと一円					
			物い一円			物部郷	上・下物部村	
史料10	大永3.6.1 1523	八日市善兵衛尉光家 → 中嶋北新左衛門	かきの原里一円	(上郡)		来馬郷	(来馬村柿の原)	口市善兵衛尉売券(来田230)
			横山の里一円		来馬郷	(来馬村横山)		
			畑田の里一円		来馬郷	(来馬村畠田)		
			河内の里一円		来馬郷	河内村		
			浦の里一円		来馬郷	浦村		
			くまの里一円		来馬郷	来馬村		
			しら山の里一円		来馬郷	白山村		
			椎木林の里一円					
			いせの里一円		来馬庄(松殿総僧正御房領)	来馬郷	来馬村カ(伊勢久留麻社)	
			みたさきの里一円		三立崎保			
			かまくちの里一円			来馬郷	釜口村	
			小田の里一円			来馬郷	小田村	
史料11	大永4.12.24 1524	あはちや与三次光重 → 中嶋北	しとりあんちう寺	(三原)	上田保・長田村(国領)	倭文郷	倭文中村 安住寺村 奥畑村(洲本市)	淡路屋与三次郎売券(来田231)
			おくはた					
			宮のまえ					
			ながれかわ			倭文郷	流河原村	
			といた二		(掃守土井)	倭文郷	土居村	
			長田一円			倭文郷	長田村	
			いちかわらと申在一円					
史料12	天文9.-.- 1540	福島四右衛門尉末朝 → 福井七郎殿御宿所	くまの小田一円	(津名)	来馬庄(松殿総僧正御房領)	来馬郷	小田村	
史料13	永禄2.7.10 1559	幸福七十郎光富 → 北民部丞監物	尾崎の里一円	(津名)		育波郷	尾崎村	幸福七十郎売券(来田341)

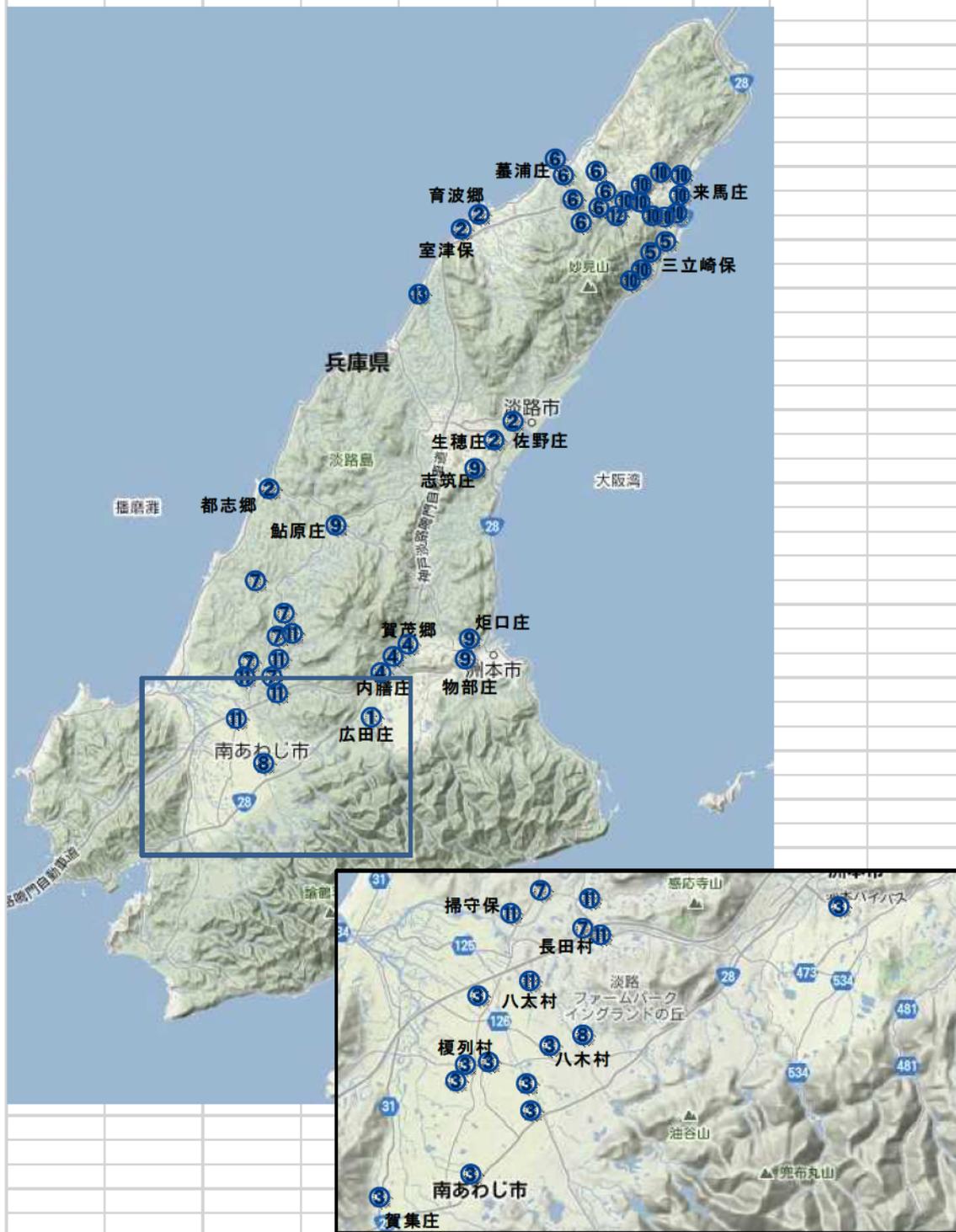
・庄・郷・保領は、貞応2(1223)年4月日付「淡路国国領并莊園田畠地頭注文」に記される国領・莊園を比定した。また、他の中世史料で確認できた上位地域単位は()で記した。
・『重修淡路常盤草』欄は、『重修淡路常盤草』(宝暦8.1757年成立の地誌。仲野安雄編。臨川書店、1998年を参考に。)の郷・村関係に従って村の所属する郷を記した。

【表二】「御師別一覧表」

	御師名	史料1	史料2	史料3	史料4	史料5	史料6	史料7	史料8	史料9	史料10	史料11	史料12	史料13
No. 1	淡路屋大世古兵衛 満近	○	○				○							
No. 2	淡路屋善兵衛 満家 八日市善兵衛尉 光家		○		○					○	○			
No. 3	淡路屋平三郎 光吉		○			○								
No. 4	淡路屋与三次 満長			○										
No. 5	淡路屋与三次郎 光重 (与三次) 八日市淡路屋世三三郎							○	○			○		
No. 6	淡路屋与三三郎 光口									○				
No. 7	福島右衛門尉 末朝												○	
No. 8	幸福七十郎 光富													○

・網掛けは、取引している道者が津名郡のもの

【図一】「淡路国道者分布図」



・「淡路国道者売券・借状・譲状一覧表」の近世村との連続が確認できる道者の位置を現地名と、淡路国絵図の村位置から比定した。(例 史料一の道者は、①)
 ・郷・保・庄・村名は、貞応2年4月付の「淡路国大田文」(皆川文書)を参考にした。

である。例えば、真野純子氏は、伊勢神宮御師宇治久家の手記『しなのゝ国道者之御祓くはり日記』の「つゝ、市さへもん殿道者也」「是ハよそのたんな也」などの記載を検討し、信濃国のうち久家の廻檀の本拠地である地域にも他の御師の勢力が及んでいることを挙げて御師相互の競争の激しさを指摘している。¹⁵⁾このような御師同士の競合関係は、淡路国にも存在したのであろうか。そのことを直接的に示す道者に関する帳簿類や相論文書などは残されていないので確認することは難しい。ただし、伊勢御師同士の各国での檀那獲得の動きが激しくなってくるのは、宇治・山田の地下人御師の台頭を契機としていと考えられ、事実、淡路屋の道者売券を見ると、中嶋北家などが山田において台頭してくる時期に、淡路屋の御師から中嶋北家や福井家、曾根家などの山田地下人御師が買取を行っている。つまり、それ以前の段階では淡路屋御師が淡路国の檀那を道者として把握している状況にあったと考えてよいだろう。

以上、淡路国の伊勢道者の特徴を見てきたところ、ほぼ淡路屋の御師が淡路国の道者を地域的に分担し合い、地理的に一定のまとまりをもって把握していた。それを、門前山田で台頭してきた地下人御師の中嶋北監物家などが永正期から大永期（一五〇四〜一五二八）にかけて道者を買得していったことがわかる。中嶋家から淡路家が出出していることから概ね中嶋家が所有していたものと考えられよう。

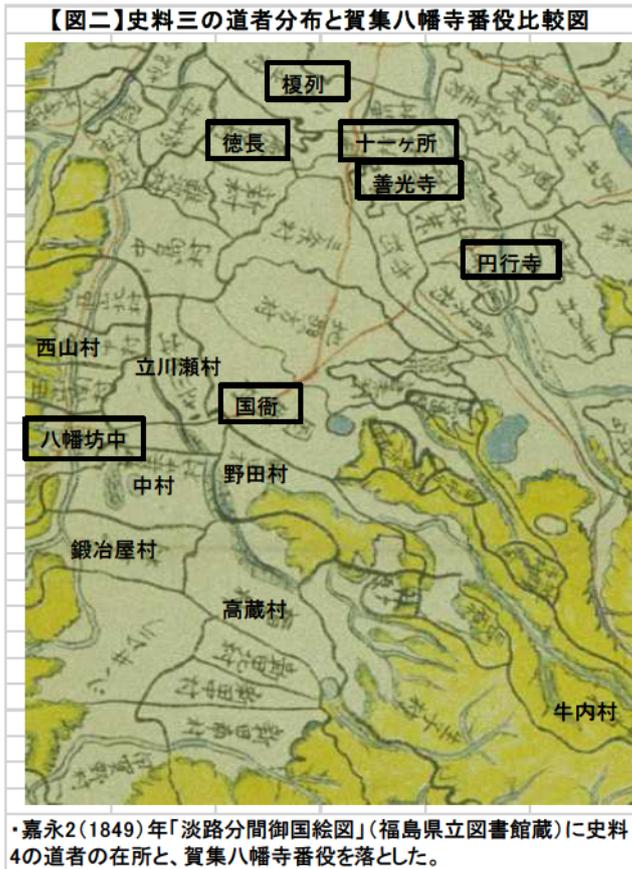
第二節 道者の特徴―在地寺社・個人名を含む地域―

淡路国の道者は、地域名（「里」表記、「村」表記、地名のみ）が多く、次いで個人名、在地寺社名（在所一円）、「住人」表記が確認出来る。まずは、在地寺社・個人名を含む地域と地域名のみの特徴を検討してみよう。

1 在地有力寺社名が記載される道者売券

【史料三】¹⁶⁾を見ると永正十五（一五一八）年、淡路屋光長が三原郡の十四箇所それぞれ一円の道者を四十貫文で中嶋北へ売却している。榎列・宮路・中村・国衙・石井・新在家・徳長・宇原・十一ヶ所の地域名のみ九箇所と、八幡之坊中・十一ヶ所坊中分・野口（辺カ）在所・善光寺在所・円行寺在所の寺社名五箇所であり、近世村落名や遺称地による比定から榎列郷・幡太郷・神代郷・高野山領賀集荘など三原平野の地域に広範に分布していたことがわかる。寺院名の内、善光寺と円行寺はそれぞれ近世村落名として確認できるが、野辺在所とも「在所一円」と付記されることから寺社自体の組織とその在所あるいは所領と理解した。また、八幡之坊中や十一箇所神社坊中分は地名ではなく、賀集八幡神宮寺護国寺の坊中と淡路国総社の十一箇所神社の社僧たちの坊中を指すものと思われる。

ここで注目したいのは、地名の内「宇原」である。宇原は、三原平野周辺の地名ではなく東南に外れた津名郡洲本の地域にあり、光長の単独売券にも関わらず他の道者と所在地に隔たりがある。このことについては、「賀集八幡宮寺領地注文」¹⁷⁾に「宇原兵衛入道跡 当御代



御始二御寄進之」とあり、賀集八幡寺へ寄進された国人領主宇原兵衛入道跡が津名郡広田荘の内の宇原とされる。つまり、賀集八幡寺の所領の内、地理的に大きく離れた宇原の道者が領主(八幡之坊中)とともに一括で売却されたことがわかる。中世末の御師が、武士層や土豪層と師檀関係を結ぶことで同名中・下人・知行地の百姓を檀那としたことは新城氏や真野氏の研究により明らかとなっている⁽¹⁸⁾。また、文明二(一四七〇)年の「番役差定」⁽¹⁹⁾によれば賀集八幡寺の番役は、野田村・高蔵村・西山村・法花寺村・牛内村・鍛冶屋村・中村・忌部村・立川瀬村・福良に差定されているが、この地域名と史料三の地域名が

重なり合わない。それぞれを嘉永二(一八四九)年の「淡路分間御国絵図」⁽²⁰⁾に落として見ると(【図二】「史料三の道者分布と賀集八幡寺番役比較図」)、番役の村は八幡寺付近に所在しており、売券を見るにこの地域一帯に道者の広がりがある。賀集八幡宮などの寺社領に道者が一切存在しないとは考え難い。売券に見える「坊中分」は坊中の管領する所領を含む地域の道者をも指し、それら在所の内にある道者組織は坊中によって把握されていたと考えられる。淡路屋光長は、賀集八幡宮・護国寺を道者とするのでその寺社領の在地領主や有力百姓層を道者として把握していたのだろう。地域名のみ近世村への継承が確認されるのは九箇所で、「里」や「村」表記ではないものの、それぞれが近世の村へと連続する中世の村であったとみられる。

以上見てきたように、御師は、在地有力寺社を檀那とすることで所領内の檀那たちをも確保していた。ここで加えておきたいのは、賀集八幡宮や十一箇所神社(総社)といった有力寺社を檀那として獲得するという意味について、賀集八幡宮や護国寺は守護と関係を持ち、文亀元(一五〇一)年には十一箇所神社での雨請に参与していることから三原平野の人びとの在地生活と深い関わりを持つ存在であったことも留意したい。淡路屋光長が莊園所領の入り組んだ三原平野において広く道者を確保し得た理由として、このような在地有力寺社を中心とする地域の広がりがあったのではないだろうか。

2 個人名が記載される道者売券

i 講親としてのおとなたち

永正十八（一五二二）年、光重は中嶋北家に三貫文を借錢し倭文周辺五村の安住寺の二郎大夫・長田の三郎大夫・上堺の大大夫・下堺の中殿・ありほの莊司を質入している（【史料七⁽²¹⁾】）。彼らは、「五ヶ村のおとな衆」であり、五ヶ村は「ありほ」を除き近世村落名へと継承されている。所在不明なもの、ありほの莊司は村の指導者である「おとな」兼莊官クラスの人物であったことがわかる。この地域のうち倭文安住寺と長田一円は、借錢のための質入の後返済されて光重のもとに戻ったか、返済のため売却されたのか、大永四（一五二四）年には光重の手から二十貫文で中嶋北家へ渡っている（【史料一⁽²²⁾】）。倭文安住寺と長田一円に奥畑・流河原・土居・いちかわら・宮のまえを一括で売却しているが、ここではおとなの名前ではなく地域名が記されるのみであった。ただし、「おとなのふんをおよそしるし進之候」とあり、おとなの名前を記したものが売券とは別個に用意されていたことがわかる。萩原氏が分析した「丹後御檀家帳」には、村や地域ごとの講親が郡ごとに記され、村の講親としておとなの名前が綴られており、【史料一⁽²³⁾】のような地域ごとのおとなの名前を記したものを統合して作成されたのだろう。このような御檀家帳が作成される段階での講親は、村の場合は有力者であるおとながつとめ、講を代表して檀那廻りをする御師の宿所を提供し、配札に対する反対給付としての返礼を授受して、一般講員との仲介者としての役割を担う存在であった⁽²³⁾。おそらく、【史料一⁽²⁴⁾】で売却された地域の道者には、おとな達の生

活基盤である共同体に存在した道者たちも含まれていたのだろう。

ii 在地領主層

大永二（一五二二）年、淡路屋光家・満重は、鮎原・志筑・洲本・あたき殿・炬口・「ミわのはま」・同（みわの）みなど・物部の七ヶ所一円の道者とあたき殿を二〇〇貫文で福井主計助へ売却した（【史料九⁽²⁴⁾】）。【図一】「道者分布図」から全て津名郡であり、売り主が二名いたので鮎原・志筑・洲本周辺の三つの隔たった地域の道者が一括売却された。注目したいのは、洲本一円に加えて「同安宅殿」と別記されていたことである。安宅氏は、中世後期の武家で紀伊国牟呂郡安宅荘を本拠とする水軍領主であり、観応元（一三五〇）年の淡路侵攻以来、由良城に本拠を置いた。洲本は、紀淡・阿淡海域でも重要な拠点であり安宅氏も関係していた可能性は高く、【史料九⁽²⁵⁾】からは安宅氏が洲本を拠点としていたことが読み取れる。炬口の炬口八幡神社「炬口八幡社由来記」によれば、戦国期に安宅氏は南北朝の腹巻を奉納したという。享祿元（一五二八）年四月には、三好元長の家臣の淡路炬口安宅次郎三郎が元長に背いたことにより、藝浦経利、浦壁島田遠江守と共に、炬口城を攻め落としたという話もある⁽²⁵⁾。

洲本という同地域の道者でも安宅氏一族とその他の道者は別個の経済単位として把握されており、その他の地域の道者は、領主層より一段低い経済単位として捉えられていたと見られ、土豪や有力百姓層の道者であったと考えられる。この売券の本文には、

此道者之事ハ、色々申事候処、田中四郎兵衛殿・窪小五郎殿御扱

ニて侘申事すまし申候間、縦天下大法地起行候共、此道者之事ハ、
於子孫違乱煩不可有者也

と、記されており、福井家へ安宅氏一族への檀那権を売却する際に問題が発生し、田中四郎兵衛と窪小五郎を仲介者として立てて解決を図っている。ここから御師と道者の契約関係が御師による一方的なものではなく、道者側の意向も当然存在したということがわかる。また、洲本の道者と洲本に所在する安宅家が一括して御師に把握・売却されていることから在地領主を中心とした洲本地域の道者の広がりといったものが想定されよう。

3 「住人」表記の道者

永正十八（一五二二）年、淡路屋光重は八木の人一円を五十貫文で中嶋北へ売却した（【史料八】⁽²⁶⁾）。八木は、三原郡養宜郷にあつて守護所の所在した地域であり、他所とは異なり「たとい与の輩に御座候共八木之住人まいり候者、御知行可被召候」、もし「与の輩」であつても八木の住人がやつてきたら知行（先達）するようにと付記されている。「与の輩」は、在地においては八木の住人の内でも準構成員のよりに正規構成員とは別個の扱いを受ける存在であろう。他の売券には見られないこともあり検討は今後の課題としたいが、守護所の所在することによる都市的な在所の論理が存在したのだろうか。

第三節 道者の特徴―地域名のみ地域―

地域名のみ売券は七通であり、以下、順番に見てみよう。永正十三（一五一六）年、淡路屋光近は津名郡の広田の内「いの内」一円を三十貫文で中北大夫（北助之丞家）へ売却している（【史料一】⁽²⁷⁾）。淡路国の道者売券の初見であり、来田文書中の売券の初見（来田文書の初期の売券はほぼ淡路の道者売券で占められる）でもある。四至で道者が示されているのが特徴的で、摂津国広田社領広田荘域と重なるとも考えられるが現地比定は困難である。

永正十四（一五一七）年、淡路屋満近・満家・満吉の三名が育波の分・室津の分・都志の分・くさの分・佐野の分・生穂の分六ヶ所それぞれ一円を八十貫文で福井孫七郎へ売却した（【史料二】⁽²⁸⁾）。所在不明の「くさの分」を除き全て津名郡の地域に所在し、売り主の御師が三名であることから育波と室津地域、佐野と生穂地域、都志地域の三地域に分散する（【図一】）。

永正十五（一五二八）、淡路屋満家が上・下内膳の分一円、「きしかわ」分一円、加茂の里一円の「四村」を三十貫文で某へ売却した（【史料四】⁽²⁹⁾）。「きしかわ」を除く三箇所が近世村名へ継承され、「きしかわ」の所在は、上内膳村の字森には延喜式内社「岸河神社」が鎮座しているとその周辺にあたるだろう。また、上内膳と下内膳は別表記であるものともに「の分一円」というように一体的に把握されていることは、上下内膳で道者組織が一所に構成されていたことを示すと考えられる。加茂の里のみ「里」表記であったのは、ここに存在した歓喜光院領内膳荘がもと内膳保であり、「保」は元荒廢地開発ある

いは再開発によって別符の国領として成立したもので、このあたり一帯は「和名抄」所載の「加茂郷」周辺の開発により成立したと見られ、この地域一帯の中心地であったのだろう。また、近世村名へ連続しない「きしかわ」を含めて「四村」と表記しているが、この場合の「村」は道者組織のある集落を指し、各所が政治的・経済的単位としての村落共同体であったことを示すものではない。

永正十五年、淡路屋光吉は津名郡の仮屋の里一円・下田の里一円・くのきはやし里の三里を四八貫文で中嶋北家へ売却した【史料五⁽³¹⁾】。くのきはやしと「を除く二箇所は来馬郷内に比定され近世村へ連続しており、全て里として表記されていることが特徴的である。⁽³¹⁾

永正十六（一五一九）年、淡路屋満重は「つくへ七村」として仁井の里、久野々の里、斗の内の里、「なつやけ」、石田、浜、「南かうち村」を三十貫文で曾根又三郎へ売却した【史料六⁽³²⁾】。「つくへ」には、鎌倉初期源有雅を領家とした荘園机荘があったが、この内容を持つて所領単位の実態を示すものとは考えられず、在地社会において一つの地域単位としての意味を持つものとして再編されたことを示唆する。里表記と村表記、地域名のみ道者が「七村」として一括されるが、里表記のない「なつやけ」「いした」「はま」も近世村名へと連続している。この表記の違いは何によるものなのだろうか。考えられるのは、「南かうち村」を近世村落の南机村に比定すれば、近世の石高が突出して多い（南机村が六八五石、次いで仁井村が三三八石）ということから、売券上で唯一「村」表記が付された「南かうち村」が、

当該期の村社会間で政治的・経済的共同体として、里表記・地名のみの村とは異なる位置にあり、そのような在地の村社会間の関係性が反映されたという見方である。また、本文中の「同道者の人数注文あひそへ進し候」は、道者の人数注文を別に副えて渡すということで、先にみた尾崎の里の「家数八十」のように、村ごとの道者人数注文が記されたものか、講親である村のおとなの名前が記された注文であろう。大永三（一五二三）年、淡路屋光家は柿の原一円以下十三の里を二十貫文で中嶋北新左衛門へ売却した【史料一〇】。津名郡の内、おおよそ来馬荘・三立崎保あたりに所在する里々で、全て「里」表記であるが十三の里の内近世村名へ継承したのは、河内・浦・来馬・白山・釜口・小田の六里であり、近世では柿原・横山・畑田は来馬村の内の地名となっていた。⁽³³⁾

本文には「同里々おとなの分日記を相副進之候、若日記半落候方御座候共可有御知行候」と、おとなの分の日記の存在が確認出来、もし日記に書き落ちていた者がいても知行するように付記されている。この地域にはそれぞれ、近世村へ継承する又はしないの違いはあるが、全て伊勢神宮御師の檀那たり得るおとなが存在する生活共同体であったのである。また、光家が単独でこれほど広範地域の道者を所持していたことと、来馬荘内に延喜式神名帳所載小社「伊勢久留麻神社」が鎮座していたこととの関係性については今後検討していきたい。

天文九（一五四〇）年、福島末朝は、中嶋弥七郎の持つ来馬の小田の内の道者を譲り受ける際に、小田の講親が行った（伊勢カ）方へ譲

るといふ中嶋弥七郎の案について、福井七郎二郎と孫四郎が承諾した事に対して御札千疋と太刀一腰を送っている(史料一二)。本文には、「庄司大夫一類其外小田一円之儀」とあつて、講親を荘官がつとめ、そのほか一族以下の小田の道者を一括して譲り渡していること、また、講親が御師を選ぶという行為を御師の側が認めている興味深い史料である。

以上、見てきたことをまとめると、売券上の表記の違いについては、【史料五】と【史料一〇】では、近世村に継承する・しないに関わらず道者組織の存在する「里」として捉えられ、在地社会の様子を読み取ることは出来なかつた。ただし、【史料四】は御師が同じ淡路屋光家にも関わらず、里表記のあるものとなないものとの表記があり、同一の御師であっても、売券によつて異なる見方が必要である。史料六では、同じ机七村でも「村」表記「里」表記と地名のみと書き分けられており、その在地における村同士の関係性を反映しているものと見られる。「里」・「村」・地名のみの表記がそれぞれどのような在地の実態を示すものであるかについては今後の課題としたい。ただし、地域名のみ道者組織の「おとな」は、その地域が近世村へ継承するしないにしろ、在地社会において檀那たり得るあるいは講親をつとめることが可能な経済的基盤を有する人物であり、そのような存在がいた地域であつたということは指摘出来よう。

おわりに

御師は、賀集八幡寺や安宅氏のような在地有力寺社や在地領主の存在する地域では、彼らを檀那として把握することでその領主的機能や地域的な機能を通して近隣寺社や土豪・有力百姓を獲得していた。また、彼らのいた地域は、国衙や守護所の所在した三原平野や、紀淡・阿淡海域として重要な拠点であつた洲本平野であつた。一方、里や村などの地域名のみでおとなを中心とした道者組織を形成していた地域は、津名郡北部に集中していた。売券上の里や村、そして地域名はそのまま政治的・経済的な結合体としての村落共同体であるとは限らず、近世村落へ継続しないものも並列に扱われることもあり、基本的には生活のための基礎的な単位、集落としての村として見るべきであろう。ただし、それらは、在地領主や国人領主のような突出した存在の介在なしに道者組織を形成する経済的基盤を持つていたし、おとな達は講親をつとめる経済的・社会的基盤を有し、在地においては荘官をつとめる者も存在した。彼らは、尾崎の里のように、在地において一族という地縁的關係を基盤としてムラあるいは荘園に存立していたのであつた。

最後に、今後の課題を整理しておきたい。本稿では、淡路国の伊勢神宮道者の存在形態から見える在地社会の様相や村落のあり方を見てきたが、これらの結論と在地状況との接合については十分に検討出来なかつた。特に、在地領主の存在形態や売券上の表記についても、淡路国の事例だけでは実態的なところが不明なため、他の地域の事例を確認して、道者組織の存在形態からどれだけ村落をめぐる在地状況を

復元出来るのか明らかにしていく必要があるだろう。

註

- (1) 真野純子「中世末御厨旧地における伊勢信仰の展開過程―天正九年『しなの、国道者之御破くはり日記』を中心として―」(笠原一男博士還暦記念会編『日本宗教史論集』上巻、吉川弘文館、一九七六年)。桜井徳太郎『講集団成立過程の研究』(吉川弘文館、一九六二年)。窪寺恭秀「伊勢御師幸福大夫の出自とその活動について―中世末期を中心に―」(『皇學館史学』一四号、一九九九年)。「中世後期に於ける神宮御師の機能と展開について」(『皇學館大学神道研究所紀要』二一輯、二〇〇五年)。
- (2) 「丹後御檀家帳」(『丹後史料叢書』第二輯、名著出版、一九七二年)。
- (3) 萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』(吉川弘文館、一九六二年)。
- (4) 新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房、一九八二年。一九六四年の新稿版)。
- (5) 三浦圭一「中世後期村落の経済生活」(『中世民衆生活史の研究』思文閣出版、一九八一年)。
- (6) 西山克『道者と地下人』(吉川弘文館、一九八七年)。「京都大学文学部博物館の古文書 伊勢御師と来田文書」(思文閣出版、一九九〇年)。
- (7) 「来田文書」は京都大学文学部博物館所蔵で全四九八点。一部西山克氏(『京都大学文学部博物館の古文書 伊勢御師と来田文書』)によって翻刻されているが淡路国に関するものは未翻刻であったので原本確認を行い翻刻された。西山氏によれば、伊勢御師北監物家は、山田上三郷の都市門閥で、北監物家を分出する北家の出自は不明である。北家が十六世紀初頭守親の時に、道者

や山田の屋敷を買得して御師化し、祈禱師兼旅籠屋を経営し始め、門前町主要部から外れた中嶋から上三郷へ進出し、本家出雲家、監物家(さらに新左衛門家と淡路家へ分派)、内蔵家(助之丞家を分出)に分派している。

- (8) 『三重県史』資料編中世一下、一九九九年所収。『輯古帖』は、幕末・明治の国学者・神宮学者・神宮神官であった御巫清直(一八二六〜一八九四年)が書写し編集した文書集であり、天保九(一八三八)年所輯三冊・天保一〇(一八三九)年所輯五冊の合計八冊は神宮文庫。天保一〇年所輯の一冊は神宮徴古館農業館所蔵。こちらは、原本未確認である。

- (9) 「善兵衛尉」という違いがあるものの、全て「善兵衛」を名乗る事から少なくとも親子関係を持つ人物であろう。ここでは同一人物と判断した。

- (10) 西山氏によると山田三方を代表する都市門閥のひとつ(『道者と地下人』)。
- (11) 窪寺氏によれば、幸福屋は八日市庭で「質屋」を営む商人であり、その経済活動による富により道者を買得して御師活動を行ったとされる(『伊勢御師幸福大夫の出自とその活動について―中世末期を中心に―』収録)。

- (12) 【史料一二】「福島四郎右衛門尉讓状」(来田文書)

あわちの国くまの小田一円かうち

まいり候者より親まいり候者の方へゆつり

渡候て一人も無紛候所中嶋北弥七郎殿

より被仰候子細共候雖然貴殿

孫四郎殿堅承候間不及是非同心申候

然者為御礼千疋 太刀 一腰給候

慥請取申候、庄司大夫一類其外

小田一円之儀於末代不可有相違候

此日可被仰届候恐々謹言

天文九子

福島四右衛門尉

九月日

末朝（花押）

福井七郎二郎殿 御宿所

(13) 【史料一〇】「八日市善兵衛尉売券」（来田文書）

永代売渡申御道者之事

合升貫文

右件御道者ハ、代々雖当知行候依有急用、直

銭式拾貫文中嶋北新左衛門殿へ沽渡申事

実正明鏡也、御道者之国ハ、淡路上郡之内、

一かきの原里一円、同横山ノ里一円、同畑田ノ里一円、

同河内ノ里一円、同浦ノ里一円、同くまノ里一円、

同志ら山ノ里一円、同椎木林ノ里一円、くのき林ノ里一円、

同いせの宮里一円、同みたさきノ里一円、同かまくちの里一円、

同上郡小田ノ里一円、同里々おとなの分日記を相副

進之候、若日記半落候方御座候共可有御知行候、

一天下大法候共於此道者不可有違乱候仍

為後日沽券之状如件

光家

沽主八日市善兵衛尉

大永三年癸未六月一日

使中嶋七郎多もん

(14) 【史料一三】「幸福七十郎売券」（来田文書）

永代売渡申御道者之事

合卷处在所者阿わちの国尾崎之里一円

家数八十

右之御道者ハ、代々雖知行候依急用有、

直銭拾五貫文ニ北民部丞殿江永代売

渡申候处実正也、本文書相副可進之候へ共、

火事之時見失候間、此一筆可為証文候、

自然尾崎之内付落候共、我等の知行分者

永可有御知行候仍証文如件

幸福七十郎

永禄式年己未七月十日 光富（花押）

北民部監物殿

まいる

(15) 真野純子「中世末御厨旧地における伊勢信仰の展開過程―天正九年『しなの』

国道者之御祓くはり日記』を中心として」。『しなの』国道者之御祓くはり日

記』（信濃史料刊行会編『新編信濃史料叢書』第一〇巻、一九七四年）。

(16) 【史料三】「淡路屋与三郎売券」（来田文書）

永代売渡申御道者之事

合四拾貫文

右者、依有急用、中嶋北殿江直銭四十貫文ニ、

永沽渡申处実正明白也、道者之御在所者、

淡路之国之中我々の知行之分多なミ一円、

同宮路一円、同中村一円、同こくか一ゑん、同石井一円、

同新在家一円、同八幡之坊中一円、同徳長一円、

同うわら一ゑん、同十一ヶ所一円、同坊中分一円、

同せんくわう寺（在所）一ゑん、同野口在所一円、同ゑんきやう寺

在所一円、此分代々雖知行候永代沽渡

申处実正明白也委事を八日記を

相副進候仍（ママ）沽卷之状如件

あわちや与三次

永正拾五年戊子三月廿八日 光長（花押）

中嶋北殿

まいる

(17) 「護国寺文書」五(『護国寺志』所収)。

(18) 新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』・真野純子「中世末御厨旧地における伊勢信仰の展開過程―天正九年『しなのゝ国道者之御祓くはり日記』を中心として―」。文安五年「度会神主文里申文書紛失日記事」(「輯古文府」『信濃史料』)など。

(19) 「護国寺文書」三二(『護国寺志』所収)。

(20) 福島県立図書館蔵。福島県立図書館デジタルライブラリ。

(21) 【史料七】「淡路屋与三郎借状」(来田文書)

永代うりわたし申道者の事

合参貫文

右之御料足ハ、中嶋北殿よりかり申候しち物ハあハち

の国之道者志とり一ゑん入申候あんちう寺の二郎大夫殿、

ありほのしやうし大夫殿 長田の三郎大夫殿、上さかいの

大大夫殿 下さかいの中殿 五カ村のおとな衆をつき

入申候、但井ツ月かきり二六文こニさんよう申

うけ可申候、井月ニりふんを成共あけ可申候、其上まで

ふさたの儀者この借状にて永御知行ある

へき也、天下一同いかやうの事候共此料足ぶさた

あるましく候

かのとの あハちや与三二郎

永正十八年 六月四日 光重

みの年

口入新五郎

(袖書)

「来田監物」

(22) 【史料一】「淡路屋与三次郎売券」(来田文書)

うり渡候申道者之事

合式拾貫文者

右之御道者ハあわちの国しとりあんちう寺、

おくはた宮のまへなかれかわといたニなかた一円、

いちかわらと申在所一ゑん代々知行申と

いへとも、きうようあるニより、中嶋北殿へうり渡し

申事実正明白也、両所へおとなのふんを

およそ志るし進之候、天下一同之とくせい

行候共、於此旅人之儀いらん煩あるましく候、

為後日うりけん如件

あハちや与三次

大永四年冬十二月廿四日 光重(花押)

中嶋北殿

まいる

(23) 新城常三「中世参詣発達の諸因」(『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』
塙書房、二〇〇三年所収)。

(24) 【史料九】大永二年九月吉日付「あわちや光明等道者売券」(「輯古帖」四
一九〇『三重県史』資料編中世一下所収)。

(25) 『史料綜覧』九編九〇九冊には、典拠として「淡路国徴古雑抄」「味地草」
「淡路須本城并古城伝」が記載されているが未確認。

(26) 【史料八】「淡路屋与三郎売券」(来田文書)

永代売渡申 御道者之事

合

右件御道者之事、依有急用、淡路

国八木之人一円、直錢五十貫文仁中嶋

北殿へ売渡申事実正明白也、たとい与の

輩に御座候共八木之任人まいり候者、御知行

可被召候已下一同行候ハ、違乱煩之儀

有間敷候仍沽卷状如件

八日市淡路屋与三次郎

永正拾八年辛巳九月吉日 光重(花押)

使中嶋新五郎

(袖書)

「淡路八木証文」

(27) 【史料一】「淡路屋大」 「兵衛売券」(来田文書)

ゑひたいなかくうりわたし申候

あわちのくにの内上こうりの内

ひろたの内いの内一ゑん二うりわたし

申候ちきせ拾ん三十貫文二うり申候

てんか一たうのうりけんのとくせい

ゆき候ともこれニおいてはいらんあるましく候

にしハひろた山をかきりミナミハいての上を

かきり又ミナミひかしも山をかきりひかし

北ハはしをかきりこの内を一ゑんニ

うりわたし申候しんしやうめいはくなり

ひのへねのとし

ゑい正十三年十月十五日 満近(花押)

あ〇ち屋大世古兵衛

中大夫北殿

まいる

(28) 【史料二】永正一四年一〇月二七日付「淡路屋満吉等道者売券」(「輯古帖」

四一八五『三重県史』資料編中世一下所収)。

(29) 【史料四】「淡路屋善兵衛満口道者売券」(来田文書)

永たいなかく我等のもちふんの内の里

合卅貫文二うり渡候申也

上ないせんのふん一ゑん同下ないせんの分一ゑん

同きしかわうの分一ゑん同かもものと一ゑんに

合四村の分也いかやうの何事ゆき候共これに

おいてはつらいあるましく「善兵衛／満口」(花押)

仍如状件 永正十五年三月廿九日

(30) 【史料五】「あわちや平三郎売券」(来田文書)

なかくうりわたし申候、我々のもち

ふんのあわちの国之内上こうりのふん

之内、かりやのさといちゑん、同井下田

のさといちゑん、同くのきはさとやし合三

さと、きうようあるによつて、以上合四十八

貫文にうり申候、これにおいてはいかやう

の事候ともいらんわつらひある

ましく候仍状如件

永正十五年

中嶋 四月十九日

あわちや平三郎

北殿

満吉(花押)

まいる

(33) 『重修淡路常磐草』

買主又三郎殿 まいる

(袖書)

「あわち□□」(朱筆)

(31) 享保二〇年以降成立の『重修淡路常磐草』(臨川書店、一九九八年)では、
飯屋浦と下田浦は来馬郷内に比定され地域的にまとまりがある。

(32) 【史料六】「淡路屋兵衛大夫売券」(来田文書)

永代売渡申道者の事あわちの国

にいのさと 一ゑん

くのゝさと 一ゑん

合つくへ七村 いの内之さと 一ゑん

なつやけ 一ゑん

いした 一ゑん

はま 一ゑん

南かうちの村 一ゑん

右彼道者、雖為代々相伝知行依有急用、

直銭参拾貫文曾祢又三郎殿江永代売渡

申处実正明白也、若天下一同之徳政地

起行事候共、於此道者、不可有相違者也、

若又子々孫々乃至親類として異乱煩

申輩出来候者、堅盗人可有成敗者也、

同道者の人数注文あひそへ進し候仍

為後日永代売券状如件

あわちや兵衛大夫

永正拾六年八月三日

満近(花押)

補論 天正十三年「淡路国指出帳」のからみる在地社会

はじめに

平成二十六(二〇一四)年七月、天正十三(一五八五)年「淡路二郡指出帳」(以下、指出帳とする)が発見された。本史料は、当時淡路国を支配し、のちの龍野藩主となった脇坂家が所蔵していた史料群をたつの市立龍野歴史文化資料館が購入したものの中から見つかった。淡路国大名仙石秀久を讃岐に国替えする際に豊臣秀吉が作成させた。脇坂安治に淡路国二郡を与える旨を記し、脇坂に渡したものとみられる。本史料が発見される以前から、天正十四年十一月三日付「淡路国脇坂安治知行目録」・「淡路国蔵入地目録」(脇坂家文書)によって、淡路国においても早くから検地が実施されていたと見られていた。今回発見されたものは、「指出帳」、つまり、秀吉の御前帳提出の要請に対し、大名が領知の代官や給人に面積や石高、貫高、耕作者などを記載して提出させたものであり、在地社会の支配状況がそのまま記載されているとされる貴重な史料である。本補論では、所領の表記や代官・給人の分布などこの指出帳から読み取れる在地社会の様子について検討していく。

第一節 「淡路二郡指出帳の特徴」

指出帳は、淡路国津名郡と三原郡とそれぞれ一冊ずつの構成で、地名、代官あるいは給人、田数、石高、貫高、麦や畠数などが所領ごと

に記されている。地名は、「つくゑの内」など「の内」表記が多く、次いで地名のみ、庄名、村名となっている。代官・給人名は、国人分が目立ち、次いで「公文分」「領家分」など荘園諸職分、寺社領分、「地頭方」などの記載もみられる。田数については、太閤検地の基本原則である一反 \parallel 一畝 \parallel 三百歩ではなく一反 \parallel 三六〇歩、石高ではなく貫高制を原則とし、記載順も同地域ごとにまとめることもなく不順であることから、代官・給人の指出そのままとなっていることがわかる。また、石高と貫高の換算基準が記載されておらず、こころみに換算しても同率とはならない換算方式を用いているようである。記載の所領範囲については、翌年の知行目録や蔵入地目録に挙げられている所領をほぼ網羅し、より詳細に代官・給人ごとの石高などが記される。しかし、知行目録が津名郡三万石、三原郡一万一千五百三十石とされるのに対し、指出帳では、津名郡七千二百七十一石八升、三原郡四千三百九十五石六斗七升となっており津名郡で約四倍、三原郡で約二・四倍と大きくことなっている。これについては、少し下るが文禄三(一五九四)一五九五)年に島津領国の薩摩・大隅(鹿児島県)で行われた検地では、天正十九(一五九一)年の指出帳で把握された先高に増加分の出来を加え領国全体の石高を約二・七倍に増加する方法がとられ、家臣の領知を縮小し大名の直轄地を確保するため机上の計算が行われていたとされるので、淡路国についても同様の処置が行われたものとみられる。また、津名郡の指出帳の記載をよくみると末の方

一、五拾貫文 郡家田村分請錢

一、五貫文 岩屋錢

とあり、淡路十人衆と呼ばれた国人田村氏の所領と岩屋地域の所領だけが田数、石高などの詳細がなく貫高のみ記されていることから、大名千石秀久は、右の所領・国衆について他の所領のように家臣・国衆への安堵・所領給与の關係とは異なる關係にあり、独自の知行体制を敷いていたものとみられる。そのため、津名郡においては正確な所領把握が行えず、その差が惣石高にあらわれているものとみなすことができるだろう。

以上、指出帳の史料性格を検討した。のちの目録類とは異なり、在地の状況が色濃く反映されたものとみることができるだろう。

第二節 安宅氏の所領分布と伊勢信仰

まずは、代官・給人について検討してみよう。先ほど国人層が目立つことは述べたが、圧倒的に多いのが淡路十人衆や七人衆とよばれた武士たちであった。⁽²⁾とくに、天文十八（一五四九）年、細川晴元を破り細川氏の実験を握った三好長慶の弟冬康を家督に迎えた安宅氏の所領が多い。安宅左近・甚七郎・監物・菖蒲・甚三郎・但馬と一族で津名郡だけでも、八郷のうち物部郷・安平郷・志筑郷・育波郷・郡家郷・広田郷の六郷におよびほぼ津名郡に広く所領が確認できる。

ところで、数少ない淡路国の伊勢神宮道者売券のうち大永二（一五二二）年の道者売券に、安宅氏が登場している。道者とは、参詣宿を

提供し、祈禱行為や配札行為を行う御師が師檀關係を結んだ檀那のことであり、そこに絡む得分が物権化し売買の対象となり成立したのが道者売券である。

【史料一】「あわちや光明等道者売券」⁽³⁾

永代沽却渡申淡路国道者之事

合在所者 あいの原一円 しつき 一円

すもと 一円 同あたき殿

竹の口 一円 ミわのはま一円

同みなと一円 物いゝ 一円

右件道者、代々知行于今雖無相違、依有急用、直錢貳百貫文仁福井主計助殿江売渡申候処実正明白也、此道者之事ハ、色々申事候処、田中四郎兵衛殿・窪小五郎殿御扱ニて侘申事すまし申候間、縦天下大法地起行候共、此道者之事ハ、於子孫違乱煩不可有者也、本文書事ハ一乱ニ失候間、放券状如件、

大永貳年壬午九月吉日

光明^(家カ)
光明^(花押)

あわちや善兵衛

同与三三郎

光宣^(口カ)
光宣^(花押)

第四章では、この史料の検討によって

洲本の道者と洲本に所在する安宅氏が一括して御師に把握・売却されていることから在地領主と中心とした洲本地域の道者の広が

りといったものが想定されよう

と、述べた。ところが、指出帳の所領分布を確認すると、志筑・安宅左近分・甚作分・監物分・甚七分・安宅分、物部・安宅左近分・甚七分分とあり、洲本と炬口は安宅氏一族の本拠地であるからして安宅氏の所領分布と本道者売券の分布にほぼ重なる。ミわのはまの所在は不明だが、鮎原は十四の所領に分かれ一円や在所の記載があり、湊には地頭方や国衙方とあることからや淡路国衆の筆頭である安宅氏もなんらかの関与があつた可能性も高いことから、在地引きというよりも一族引きの道者売券であつたと評価できる。当史料からは、伊勢御師たちが安宅氏（国人層）の領主的機能を通し、有力百姓等を檀那として把握していたといみれないものの、指出帳の所領分布と合わせることで、当該期の御師による道者の把握が、地域社会の様相を全く反映しない、あくまでも御師の経済単位でしかないという見方は改めなければいけないだろう。

おわりに

本論においては、新出の指出帳と伊勢道者売券という異なる性格の史料を合わせて分析することで、互いに在地社会の様相を多分に反映し作成されたものであつたことがわかつた。今回は、検討するに至らなかつたが、指出帳には代官・給人の記載個所に荘園諸職分が記される臺浦荘や、所領が細分化されている来馬郷や志筑郷、都志郷なども分析し、所領の構造から淡路国の在地社会においてどのような諸関係

が存在したのかを検討していかなければならないだろう。

註

- (1) 「龍野神社旧蔵文書」(『大日本史料』第十一編之二十七所収)。
- (2) 文政十一(一八二八)年成立『淡路草』(藤井彰民編)には、淡路十人衆を梶原播磨守景節・野口孫五郎長宗・安宅撰津守冬康・安宅監物秀興・安宅志摩守・武内山城守久忠・田村長助尚春・田村外記村春・島田大隅守・菅越後、七人衆を柳澤越後守・間島彦太郎・白河刑部・加集右近・小田監物・加集奎之助・加藤主殿助とあり、享保十五年成立『常盤草』(仲野安雄編)では七人衆を加茂主殿助氏・柳澤氏・賀集木工・真島彦太郎・白河刑部・小田庄家とある。

(3) 【史料二】大永二年九月吉日付「あわちや光明等道者売券」(「輯古帖」四九〇『三重県史』資料編中世一下所収)。

結章

日本中世村落共同体研究の問題として、研究概念の多様化や多様化されていながらも研究史上において所与のものとして使用されていることを挙げた。文字史料上の「村」や「惣」を無条件に研究史上の概念である「村落共同体」「惣村」として理解している研究状況に対し、文字史料上にあらわれる「ムラ」「郷」「惣」の用法を史料の性格を加味し時代ごとに検討することで中世社会の現実認識にせまり、それぞれの言葉の歴史的位置づけを行うことを主眼とした。さらに、それぞれのムラのあり方について、立体的な地域社会を復元し、個別的把握を行うことにとめた。第一章では、村落文書における「惣」という語の登場をそのまま「惣村」の成立と捉える従来の研究史を批判した。「惣」という語が、それを組織する構成員に対する対内的な呼称としてはじまり、構成員の拡大により村落そのものを示すものへという、村人による「惣」概念の変化をたどった。第二章では、惣村の典型と称される菅浦荘を対象に、①荘園社会・封建領主制論の範疇で菅浦荘を捉えること、②「惣村」形成以前の菅浦を再検討することを目的とした。荘園社会における領主権力は、個々の荘園所有を分有する、「個別的な領主権力の体系」であったという。菅浦荘においても、個々の領主制の対抗関係が確認された。第三章・第四章では、史料上に出現する「村」「里」から、在地社会の様相を復元しようと試み、従来在地社会の様相を検討する素材として評価されなかった「淡路国大田文」

や「道者売券」を使用し、そこから見える地域的特徴をまとめた。

ここでは、本論で触れられなかったことを述べておきたい。第一章では、「惣」を「私」に対する概念として対置することで、構成員の行動を規制していたことを述べた。勝俣鎮夫氏によると、日本では古代より、「私」に対する概念として「公」という語が使用され、「公」の世界では、私の所有の論理が通用しないことを明らかにしている。⁽¹⁾つまり、「惣」は村落の「公」であり、村落構成員の私的権利を排除することで成り立つものであると理解できるであろう。これは、封建領主制における構成要素である統治権的支配権ひいてはその原基形態である構成的支配権に類似するものであるうか。大山喬平氏は、中世村落の中に名主層による下人・所従に対する家父長制的私的支配と、散在田作人層(小百姓)に対する構成的支配の二重構成を見出した。⁽²⁾後者は、名主層が生産諸手段から小百姓層を一定程度、階層的集团的に排除し、「貨幣」を媒介に領域的構成的に支配するものであったと説明する。一方、それが封建的領主階級の統治権的支配であれば、領主の裁判権を基軸とし、領民の権利保証を権能する、公的かつ領域的な支配権であった。しかし、統治権的支配権は、領民の生活の保護者、勸農・秩序の維持・犯罪者の追捕等を果たすところに成立の根拠をもつが、しばしばそれは暴力支配を伴いながらも、自己を貫徹せしめようとして存在するものであり、欺瞞的な性格が集約されていたことも指摘されている。その上で、両者の関係を把握する必要があることを主張している。このことは、稲葉継陽氏も、国家が、「幻想的な共同

性」と「実質的共同性」を一体不可分の形で組織して存立するものであることを述べている。³⁾これらは、領域的支配に付随する二面性を顕わしている。ともすれば、「惣村」はこの構成的支配権や統治権的支配権の原理が、「村落」という共同体的機構において作用することで、成立しえたものと見ることも可能であろう。「惣村」の結合を支える原理が、「原則」的に均等負担に基づく「平等原理」と理解されていることに、批判を投じうるものもある。しかし、それは「惣」という語に示されるように、封建領主階級の支配権を根拠とするものではなく、「村落」共同体を代表する「公」として、下から形成されたもので、もはや「支配権」と評価することはできないもの言えるだろう。

第二章では、菅浦荘における、荘園的土地所有をめぐる対抗関係は、在地領主制を貫徹しようとする塩津荘地頭熊谷氏、領家支配を貫徹しようとする領家竹生島、荘園領主支配を貫徹しようとする本家檀那院、そして在地領主制に対抗し、日指・諸河田島⁴⁾の領有権を手に入れ、村落を領域的に形成しようとする菅浦住人によって構成されていた。今回、本論で中心に扱ったのは、熊谷氏と竹生島であった。本論では検証しなかったが、熊谷氏が在地領主として位置づけられるか否かを見てみる。熊谷氏は、桓武平氏の系譜を引く一族で、本拠は安芸国であり同国三入荘の地頭職を賜って以来、その子孫は安芸国の名族であったという。塩津荘地頭であった近江国の熊谷氏は、その一族の分流である近江熊谷直貞の直系を継ぐとみられており、承久の乱後に新補地

頭として近江国に移り住んだ⁴⁾。そして、近江熊谷氏として、塩津荘地頭職を有し、在京し都市とのつながりをもっていたのである。これにより、近江熊谷氏は在地領主階級に該当すると判断した。本論で明らかのように、熊谷氏は領域的支配を拡大させようとしていたと見られる。文和四（一三五五）年の「某下知状案」には、「くまかへの二郎さゑものせうひやうらうれうしよとして、おうらの庄はひりやうのきさみ、かのきう人にたいして、かんきよくのりやうそをいたすてう」とある⁵⁾。下知状自体は、菅浦側が、目賀田左衛門入道尉前郡奉行によって日指・諸河の領掌を認められたことを理由に、大浦荘雜掌が訴訟を企てるのを阻止して欲しい旨が書かれている。しかし、引用部分から「熊谷二郎左衛門尉が兵糧料所として大浦荘を拝領したのを契機として、菅浦荘をも支配しようとしていることがわかる。大浦荘が兵糧料所として熊谷氏に領掌され始めたのが、どの時期であるのかは確認できていないが、在地領主階級として塩津荘を本拠に、そこから西方にある大浦荘、そして菅浦荘をも領有しようと、領域的な支配を志向していたことがわかるだろう。また、菅浦住人の供御人化・神人化は、仲村研氏の言う「一般公民の荘民化」・「寄人」化であって、「私的な隷属関係」にあたるであろう。それは隷属性のごく薄い人的支配と判断できる。この関係性は、荘園制や封建領主制の範疇で捉えられないものである。菅浦荘の住人は、荘園制や封建領主制の範疇にありながらも、神人・供御人という枠外の身分を得ているのである。これはすでに述べたように、自分の権利を守るために自らに「付加価値」を付け

る行為であった。ここに、熊谷氏が在地領主制支配を排他的な領域支配が実現し得なかつた要因があるのは明らかであるが、この枠外の身分の位置付けは今後の課題とする。最後に指摘しておきたいのは村落領主制支配の可能性である。村落領主は、公文以下の中下級荘官にその可能性があり、中世村落の持つ共同体的規制を自らの内に体现する、萌芽としての領主制であり、領主制支配の最小単位と見られている⁽⁶⁾。菅浦荘には、村落領主になる可能性を秘める近江国「御家人菅浦公文俊賢」がいたのである⁽⁷⁾。公文は、在地の名主や有力者の中から選ばれたる荘官であつて、菅浦の場合、供御人の中でも根本供御人であつたであろう。ここにも領主制支配の萌芽が存在したのである。以上、菅浦荘をめぐる対抗関係について述べた。菅浦荘民への自立的な評価は、様々な対抗関係の存在があり、どのように回避したか、「惣村」形成以外の可能性の存在を明らかにすることで、正当なものと判断しうると思われるのである。

第三章・第四章では、淡路国関係史料の残存状況から、淡路国大田文・伊勢神宮道者売券・指出帳という成立時期や性格の異なる史料を素材として検討した。今後は、指出帳の分析をすすめ、大名の領国支配や代官や給人の存在形態、国人衆との関係についても明らかにし、在地社会の様相を構造的に解明することで、淡路国のムラがみえてくるのではないだろうか。

今日、人びとが生活した基礎的な生活共同体は、日本中世史研究の

中で研究者により村落共同体、村落、村、ムラ、惣村とさまざまな用語により表現されている。その内容は、研究者の関心によつて多様化され、さらには抽象化により虚像の村落像をつくりあげてしまつている。人びとの生きたムラは、地縁的であり個別的なものであるはずであり、その歴史はその場所その時間にしか存在しえないものである。階層構造論や地域社会論によつて村をめぐる基本的な諸関係が明らかになつた今、次に解明していくべきは、個々のムラのあり方であり、ムラを個体的に把握し、一つの立体的な村落構造や地域社会構造を描く必要があるだろう。

註

- (1) 勝俣「惣村と惣所」(『家・村・領主 中世から近世へ』朝日百科日本の歴史別冊 歴史を読みなおす13、朝日新聞社、一九九四年)。
- (2) 大山喬平「荘園制と領主制」(『講座日本史』2、東京大学出版会、一九七〇年。著書『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、所収)。
- (3) 稲葉継陽『戦国時代の荘園制と村落』序章(校倉書房、一九九八年)。
- (4) 『続群書類従』系図部「熊谷系図」。下坂守「近江守護六角氏の研究」(『古文书研究』一二号、一九七八年一〇月)。
- (5) 文和四年九月日「某下知状案」(『菅』五四号)。
- (6) 大山前掲註(2) 論文参照。
- (7) 永仁三年十二月二十三日「六波羅探題御教書案」(『菅』七二六号)。